

第7回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	11
○議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託	22
○議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○議案第119号の上程、説明、質疑、委員会付託	25
○議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託	28
○議案第121号の上程、説明、質疑、委員会付託	29
○議案第122号の上程、説明、質疑、委員会付託	31
○議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託	32
○議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託	33
○議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託	35
○議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第127号及び議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決	39

○議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第140号及び議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第146号及び議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第148号～議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託	65
○請願・陳情について	74
○散会の宣告	74

第 2 号 (3月6日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	75
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
○事務局職員出席者	75
○開議の宣告	76
○一般質問	76
今 泉 文 克 君	76
古 川 文 雄 君	89
円 谷 寛 君	98
畑 幸 一 君	112
井土川 好 高 君	119

木原秀男君	128
○休会について	143
○散会の宣告	144

第 3 号 (3月15日)

○議事日程	145
○本日の会議に付した事件	145
○出席議員	146
○欠席議員	146
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	146
○事務局職員出席者	146
○開議の宣告	147
○議事日程の報告	147
○産業厚生常任委員長報告(議案第117号～議案第123号及び議案第125号)及び報告に対する質疑、討論、採決	147
○総務文教常任委員長報告(議案第124号)及び報告に対する質疑、討論、採決	152
○議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○予算審査特別委員長報告(平成25年度鏡石町各会計予算について)及び報告に対する質疑、討論、採決	157
○常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	164
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	166
○追加日程の報告	167
○意見書案第6号及び意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○閉議の宣告	170
○町長挨拶	170
○閉会の宣告	170
○署名議員	171

鏡石町告示第7号

第7回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月28日

鏡石町長 遠藤栄作

1 期 日 平成25年3月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成25年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年3月5日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 6 議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第126号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第127号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第128号 鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第129号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第130号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 19 議案第 131 号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 132 号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 133 号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 134 号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 135 号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 137 号 鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結について
- 日程第 25 議案第 138 号 公共下水道災害復旧工事（境小分区）変更請負契約の締結について
- 日程第 26 議案第 139 号 平成 24 年度鏡石町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 27 議案第 140 号 平成 24 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 議案第 141 号 平成 24 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 142 号 平成 24 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議案第 143 号 平成 24 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 144 号 平成 24 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 145 号 平成 24 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 146 号 平成 24 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 34 議案第 147 号 平成 24 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 35 議案第 148 号 平成 25 年度鏡石町一般会計予算
- 日程第 36 議案第 149 号 平成 25 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 37 議案第 150 号 平成 25 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 38 議案第 151 号 平成 25 年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第 39 議案第 152 号 平成 25 年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 153 号 平成 25 年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 154 号 平成 25 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 155 号 平成 25 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算

日程第43 議案第156号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算

日程第44 議案第157号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算

日程第45 議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算

日程第46 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副 町 長	助川 浩一 君
総務課長	小貫 忠男 君	参事兼 税務町民課長	今泉 保行 君
健康福祉課長	小貫 秀明 君	産業課長	柳沼 英夫 君
都市建設課長	関根 邦夫 君	上下水道課長	圓谷 信行 君
教 育 長	高原 孝一郎 君	参事兼 教育課長	木賊 正男 君
会計管理者 兼室長	高原 芳昭 君	原子力災害 対策室長心得	吉田 竹雄 君
農業委員会 事務局長	関根 学 君	教育委員 委員長	塩田 重男 君
選挙管理 委員会委員	西牧 英二 君	農業委員 委員長	菊地 栄助 君
監査委員	根本 次男 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 賢 司	嘱 託 職 員	大 河 原 久 美 子
-------------	---------	---------	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第7回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

- 8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。
第7回鏡石町議会定例会会期予定表（案）を発表させていただきます。
平成25年3月5日火曜招集、日次、日、曜、会議内容の順に報告をいたします。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第7回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
弥生3月を迎えましたが、いまだに寒さの続く本日、ここに第7回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましては、条例の制定9件、条例の一部改正9件、条例の廃止1件、ふれあいの森公園管理棟建築工事の契約締結1件、公共下水道災害復旧工事の変更契約締結関係1件、平成24年度一般会計を含めた各会計補正予算9件、国土利用計画（鏡石町計画）の改定について、そして平成25年度各会計予算11件の、合わせまして42件を提案するものであります。何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。
-

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

項目ごとにまとめて報告いたしますので、ご了承願います。

1、検査の対象、平成24年11月分、平成24年12月分、平成25年1月分、以上についてそれぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金の現金、預金等の出納保管状況につき、検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成24年11月分につきましては、平成24年12月29日火曜日午前9時53分から正午まで、平成24年12月分につきましては、平成25年1月25日金曜日午前9時55分

から正午まで、平成25年1月分につきましては、平成25年2月26日火曜日午前9時50分から正午まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、調査対象の平成24年11月分、同12月分、平成25年1月分の全ての検査時におきまして、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成24年11月分、平成24年12月分、平成25年1月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成25年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会の日程表でありますけれども、議事日程第1号、平成25年2月21日木曜日、午後3時半から開議。

第1、会期の決定。本日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 平成24年度須賀川地方広域消防組一般会計補正予算（第2号）。

第4、議案第2号 平成25年度須賀川地方広域消防組一般会計予算。

報告第1号 専決処分の報告について。

議案第1号 平成24年度須賀川地方広域消防組一般会計補正予算（第2号）。

平成24年度須賀川地方広域消防組一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,589万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,812万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。第3条、地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

議案第2号 平成25年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

平成25年度須賀川地方広域消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億7,612万8,000円と定める。

第2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

平成25年2月21日提出。

報告1件がありましたけれども、専決処分の報告について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について。

平成25年2月21日提出。

詳しくは、冊子の中を読んでいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） おはようございます。

報告させていただきます。須賀川地方保健環境組合議会が去る2月27日、須賀川衛生センターにて開会されましたので報告いたします。

議事日程第1号、平成25年2月27日午後1時30分開議。

第1、会期の決定。本日限り。

第2、会議録署名議員の指名。9番、本田勝善議員、11番、生田目進議員、1番、川田伍子議員の3名です。

第3、議案第1号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金の徴収条例の一部を改正する条例。質疑なし、討論なし、原案のとおり可決されました。

第4、議案第2号 須賀川地方保健環境組合手数料条例。質疑なし、討論なし、原案のとおり可決されました。

第5、議案第3号 平成24年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第3号）。質

疑あり、討論なし、原案のとおり可決されました。

第5、議案第3号の質問の内容の説明をいたします。4番議員からの質問でございます。新ごみ処理施設の施工に関する質問であります。総工費、予算額60億の工事施工に関してのプラントの心臓に当たる焼却炉の技術に対して、見えない箇所の技術管理の課題の要望でございました。執行部の答弁は、焼却炉については、高度な技術が伴う施工なので慎重、具体的に対処するとの答弁でございました。

予算額の60億については、3分の1が国庫補助金、鏡石町の負担額は約8,000万円、県は約4,000万円と思われまます。

第6、議案第4号 平成25年須賀川地方保健環境組合の一般会計予算。質疑、討論なし。原案のとおり可決されました。

以上、須賀川地方保健環境組合議会の報告とします。報告は、配付の資料のとおりでございます。

終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団議会の定例会の報告をさせていただきます。

日時は、平成24年の12月27日午前10時から開議をいたしました。

議事日程についてでございますが、第1は議長の選挙がございました。今回、須賀川市議会選出の公病議員が変更になりまして、議長が前も須賀川の議員でございましたので、この皆さんにお配りの資料のとおり、2人の人が立候補いたしまして菊地忠男さんが新しい議長に選ばれております。

第2の議席の指定については、別表のとおり、仮議席のとおりに指名をいたすということで決定を見ております。

会期の決定は、当日限り。会議録署名議員は省略いたしまして、第5の議案第10号の平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計の補正予算（第3号）については、皆さんのところにお配りした資料のとおりで可決をいたしています。

以上、報告させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、議会運営委員会、所管事務調査の報告を求めます。

議会運営委員長、8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（議会運営委員長 大河原正雄君） 議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成25年1月17日木曜から18日金曜まで実施した所管事務調査の結果を、次のとおり報

告をいたします。

記。

1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、類似自治体（人口や面積規模が類似する）議会及び先進議会の活動実態を調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。

2、調査自治体（議会）、栃木県野木町議会、栃木県塩谷町議会。

3、調査項目、（1）議会報告会について、（2）各種委員会等への就任に関する要綱について、（3）議会からのお知らせ作成配置について、（4）模擬議会について。

4、参加者、議会運営委員6人、議長、事務局長、計8人。

〔「朗読省略」の声あり〕

○8番（議会運営委員長 大河原正雄君） 省略の声がありましたので、省略させていただきます。

まとめ、鏡石町と類似町及び先進町の2町の議会について調査研修したが、今までの実施してきた報告会を見直し、新たな視点に戻り再検討するという、ある意味勇気のある切りかえを選択した事例を研修したことは、住民意識を的確に把握するという意味において参考となった。また、議会議員の基本的役割である執行機関の監視チェック機能という観点から、各種委員への就任を制限する要綱を定めていることは、節度ある議会活動を進める上で参考となった。

子供模擬議会と女性模擬議会は、広聴事業として人材育成事業の観点からも有意義なものであると感じた。こうした事業を通して議会の仕組みを少しでも理解していただくことは、開かれた議会を目指す上で有効である。今回の研修内容を今後の議会活動の参考とすべく、引き続き研究していくこととしたい。

なお、詳しくは冊子を読んでもらいたいです。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第7回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発生から間もなく2年を迎えようとしており、住宅のリフォームや新築等も着実に進んできております。町といたしましても、町民の皆様とともに元気を生み出し、活気に満ちあふれ、笑顔が絶えないような町づくりを進めていく考えであります。

昨年、12月16日投票で行われた第46回衆議院議員通常選挙では、自民党が圧勝という結果となり、12月26日には安倍内閣が誕生いたしました。安倍首相は経済の再生を最優先に取り組みとの方針を打ち出し、各種の政策に取り組んでおりますが、一日も早くデフレからの脱却を実現し、安定した日本経済を望むものであります。一方、領土問題やエネルギー政策、さらにTPPへの参加問題など課題も多く、今後も注視をしていきたいと考えております。

内閣府の月例経済報告によりますと、景気は一部に弱さが残るものの下げどまっていると、先行きについては輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、次第に景気回復に向かうことが期待されるが、ただし海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていること、また雇用、所得環境の先行き等も注意が必要であるとの基調判断であります。政府としては、日本経済を大胆に再生させるため、大震災からの復興を前進させるとともに、成長と富の創出の好循環へと転換し、強い経済を取り戻すことに全力で取り組むこととしております。

こうした中、1月29日に国の新年度予算が閣議決定され、2月26日には13兆円を超える平成24年度大型補正予算が成立いたしました。本町でもこの補正予算による事業に取り組むものもありますが、さらに町づくりのために内容を精査したいと考えております。

また、新年度予算の中に（仮称）長期避難者生活拠点形成交付金と、中通り地方の支援のための（仮称）福島定住緊急支援交付金の2つの新規事業が盛り込まれており、前段の交付金は長期避難者の生活環境を改善し、将来的な帰還を円滑に進めるために、町村の外に新たな生活拠点を形成するための交付金で、後段の交付金は福島県の中通りを初めとした地域において、原発事故の影響による人口の流出や生活する子供の環境改善を行い、若い世代が安心して定住できる環境を整え、地域の復興再生を促進する目的の交付金であり、総額600億円という大きな事業でありますので、当町としましても積極的に福島県の人口流出防止や町民が安全・安心して暮らせる環境整備のために内容の検討を行い、前向きに対応してまいりたいと考えております。

福島県を元気づける話題として、1月から福島県会津を舞台としたNHK大河ドラマ「八重の桜」が放送されております。主人公である新島八重は、会津生まれ・育ちで、幕末のジャンヌダルクやハンサムウーマンなどと称され、困難な中でも諦めず、福島県会津の誇りを生涯守り続けた女性であります。現在、福島県の置かれている状況からも、上辺だけでなくしっかりと考え、きずなを大切に強い意志を持ってこの困難を乗り切っていかなければなら

ないと改めて思うところであります。

復興交付金事業については、第2回交付で事業採択を受けた3区コミュニティーセンターが、昨年12月末に完成いたしました。第4回交付では、岡ノ内造成宅地活動崩落緊急対策事業1億6,487万4,000円、児童ふれあい施設整備事業1億4,000万円の2事業が採択を受け、第5回では災害公営住宅整備事業6億1,990万円、耐震性貯水槽整備事業6,571万円を申請しており、間もなく事業採択になる見込みとなっております。

町における12月以降の主な出来事では、1月13日に行われた成人式は華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、157名の新成人がめでたく成人を迎えられました。今回成人された皆さんは、東日本大震災が発生した3月11日当時は、高校を卒業し、これからそれぞれの夢に向かって期待が大きく膨らんでいた時に大震災に見舞われた方々であり、あのような未曾有の大震災という大きな困難を経験した中であって、郷土を愛し、自己目標に向かって邁進されることを期待するものであります。

1月17日には、開館から14年を迎えた町図書館の入館者が120万人を達成し、120万人目になった親子に記念品を贈り、達成を祝いました。町図書館は、平成10年6月にオープンして以来、読み聞かせ会や地元の日本造形作家による造形教室、映画会、各学校への移動図書館など、利用者の拡大を図ってきており、常に親しみある図書館となるよう工夫した運営を心がけているところであります。

2月6日には、国道4号の道路拡幅に伴い、鏡石横断歩道橋のかわりに整備していた役場入口地下歩道が一部完成いたしましたので、通り初め式が行われました。地下歩道は明るい色を活用した空間として、非常警報ボタン、監視カメラの設置などの防犯対策、エレベーターや点字つき手すりの設置など、安全・安心に配慮しておりますが、さらに関係機関や地域の人たちで安全・安心に努めていきたいと考えております。

2月17日には、東日本大震災で全壊し、復興交付金事業としては最初の事業完成となる3区コミュニティーセンターの落成祝賀会が盛大に開催されました。

また、昭和44年4月に鏡石町で最初の幼稚園施設として開園以来、40年間にわたり地域の幼児教育を担い、多くの卒園児を輩出してきた歴史ある成田幼稚園を、少子化という時代の潮流による園児数の減少により、今月末で閉園することといたし、関連の議案を今定例会に提出したところであります。閉園に至るまでは、平成21年から4年間、休園の措置をとってまいりましたが、園児数に改善の見込みが見られないことなどから、やむなく廃止するに至ったものであり、成田行政区の皆様には、地域の幼稚園として子供たちとのふれあい運動会や、地域文化の伝承として成田郷土文化保存会の皆さんとの成田盆踊り太鼓など、楽しい数多くの思い出が残っているものと拝察いたしますとともに、地域全体で支えていただきましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

閉園に当たっては、今月27日に閉園式を挙げる計画であり、閉園後は本町の歴史民俗資料館として園舎を再活用して、本町の歴史・文化遺産などを保存展示する施設として整備していきたいと思っておりますので、さらなるご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、今年度の主な事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業につきましては、83件中48件が完了し、工事施工中が28件、未発注が7件となっておりますが、今後も計画的に発注していく予定としております。また、単独事業については補助対象工事と関連することから、調整を図りながら順次発注してまいりたいと考えております。

農業災害復旧補助対象分については、81件中35件が完了し、工事中が17件であり、29件が未発注となっておりますが、優先順位を定め、計画的に発注を行ってまいります。また、単独事業については187件の調査設計業務委託を発注し、3月末完成の予定となっております。

岡ノ内池整備事業については、測量業務が完了したところであります。

農業地の小規模災害復旧事業については、平成23年度から取り組み、地区ごとに復旧作業が進められております。現在のところ、雪による作業のおくれが心配されますが、3月完了を目指して努力していただいているところであります。

上水道、下水道の災害復旧については、道路管理者及び関係機関団体、他の災害復旧工事と調整・協議を行いながら、鋭意工事を進めております。

復旧工事は、人手不足、材料調達など諸般の事情から工事がおくれ、久来石地区の下水道災害復旧工事は完了となりますが、その他の地区については事故繰越となります。

次に、災害廃棄物処理事業については、鳥見山公園北側駐車場及び東町地内の仮置き場の被災家屋等災害廃棄物の処分・整理業務を委託しておりますが、現時点では石膏ボード、コンクリート混合土及び混合廃棄物について、処分ができていない状況であります。今後も引き続き早期処分に努めてまいります。

次に、原発事故対策としての除染対策につきましては、町民の皆様の不安を解消し、一日も早く安心・安全な町民生活を取り戻すための作業を進めております。

一般住宅につきましては、空間線量が比較的高く、町除染実施計画においても優先地域に位置づけされております。仁井田地区の詳細測定及び詳細実施計画作成業務を発注いたしました。これをもとに新年度より本格的な住宅除染を実施したいと考えております。

公共施設につきましては、放射線の影響を受けやすい子供たちの生活空間を考慮し、保育所、児童館等の児童福祉施設の除染業務を発注いたしました。さらに、鳥見山公園の陸上競

技場等の芝生部分の除染業務も発注いたしました。これにより、いずれの施設も空間線量率が軽減すると思われます。

また、農地の除染につきましては、昨年実施して残った果樹の除染20ヘクタール及び水田・畑の除染12.5ヘクタールを現在実施しております。なお、水田・畑については、町内でも比較的線量が高い地区を対象に調査いたしましたが、思ったよりも線量が低減していないため、当初予定よりも少ない面積での実施となりました。今後も町除染実施計画に基づき、町内農地の線量を把握しながら実施してまいりたいと考えております。

仮置き場については、仁井田地区と久来石地区の建設予定地が決定し、仁井田地区の測量・設計業務が完了いたしましたので、造成工事の発注作業を進めております。久来石地区につきましては、仮置き場予定地の周辺水路を整備する必要があることから、水路等整備工事を発注いたしました。

原発事故による放射能汚染に伴う食品からの内部被曝を防止し、町民の不安を少しでも軽減するため、勤労青少年ホーム及び公民館に放射能簡易測定センターを設置しておりますが、持ち込まれている食品の現状は、ほとんどが国の定める食品中の放射性セシウムの基準値以下または不検出であります。また、学校給食食材放射能測定事業につきましても、学校給食の安全・安心づくりのため、毎日の給食食材について測定を行っておりますが、2月末現在で3,500検体を検査し、全品不検出となっております。

また、4歳以上18歳までの子供と妊婦を対象として昨年実施をした県所有の移動式ホールボディカウンターによる放射線内部被曝検査について、受けられなかった方のほか、一般住民の方も対象としまして、12月14日から20日まで公立岩瀬病院が購入した移動式ホールボディカウンターによる放射線内部被曝検査を実施、被験した472名の方全員が預託実行線量1ミリシーベルト未満の結果となりました。引き続き、来年度も実施してまいりたいと考えております。

今年度からスタートした第5次総合計画「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像とし、「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、新たな町づくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！」としての広聴事業としては、5年ぶりとなる町政懇談会を、昨年の11月20日から12月20日までの1カ月間に全13行政区において開催し、第5次総合計画の説明や災害復旧工事の状況、除染関係の説明を町側から行い、その後は町民の方々から貴重なご意見やご要望をいただきました。13行政区の参加人数は257名、質問数等は213件という結果となりました。これらの貴重なご意見やご要望は、各課でそれぞれごとに検討を行い、すぐに取り組めるものは対応済み、短期に実施可能なものについては24年度内での対応、中長期的なものは平成25年度に予算計上するなど、計画

的に取り組んでまいりる考えであります。

2つ目の「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります！」としての教育・文化・スポーツの分野では、平成24年度に予定されておりました事業はほぼ終了いたしました。

震災後2年目となり、各事業も震災前に戻りましたが、まだまだ心の癒えない町民も心からの笑顔が取り戻せるよう、次年度の事業にも工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

主な事業の取り組みを申し上げますと、東日本大震災からの復興のシンボルとして進めている第一小学校校舎改築事業につきましては、昨年12月25日に起工式を行い、現在はくい打ち工事を進めているところであります。これから本格的な工事に入ることから、工事期間中は工事車両等の出入りでご不便をおかけするかとと思いますが、安全を第一に工事の管理監督を行い、子供たちが一日でも早く新校舎で学習ができるよう、鋭意努力してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

小・中学校基礎学力向上推進事業については、3回の事業研究会を初め、県からの要請訪問などを実施し、教職員の教育技術と指導力の向上を図ったところであり、現在は、次年度の基礎学力向上のための事業を検討しているところであります。また、援助が必要な児童・生徒を支援するための特別支援教育事業では、幼稚園・小・中学校に特別支援員を増員して支援に取り組み、落ち着いた授業が行われております。

次に、生涯学習機会の拡大とスポーツの振興では、以前に報告いたしました、かがみいしスポーツクラブのNPO法人格の取得について、昨年12月に県知事の認証と法人登記が完了し、正式にNPO法人かがみいしスポーツクラブが誕生いたしました。かがみいしスポーツクラブのNPO法人化により、町民の生涯学習の機会が拡大され、新たな事業への挑戦も可能となるなど、多くの期待が寄せられているものと思われまますので、しばらくその動向を分析してまいりたいと考えております。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、健康増進事業として、各種健診の診断結果をもとに個別相談、事後指導等を行うとともに特定保健指導における健康教室を実施し、自発的な健康づくりを実践しておりますが、特に人間ドックについては、40歳から65歳まで5歳刻みの年齢の方を対象として、7月から年度末まで6医療機関と委託契約により、2月末では307名の方に対して実施しております。

また、被災後の健康の保持増進と地域交流の推進を図るため、町総合スポーツクラブなどと共催連携し、「ラジオ体操、みんなの体操」実演講習会を6回にわたり開催するとともに、山形市で開催されました全国ラジオ体操連盟公認指導者研修会へも参加するなど、被災者健康支援体制整備事業として取り組んでおります。

この取り組みが株式会社かんぽ生命保険などに認められ、全国9会場で実施される「特別

巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が、4月28日に本町鳥見山公園においても開催されることが決定しました。この模様は、NHKラジオ第一放送により全国に公開生放送されます。町にとっても町制20周年記念事業として、昭和57年8月第一小学校校庭において開催されて以来の実施であり、大変名誉なことと考えております。今後、この体操会の実施に向け各種準備を進めることとなりますが、積極的なご参加、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります！」につきましては、高齢者福祉の充実として、在宅高齢者の自立を支援するための各種在宅高齢者福祉事業を実施しております。また、民生児童委員の方々が中心となって結成した劇団老いドルの寸劇により、各地区で介護予防教室を開催し、認知症への理解を深めていただき、ともに支え合える地域づくりに努めております。

児童福祉と子育て支援として、保育所、児童館、放課後児童クラブ、つどいの広場の運営、及び認定こども園の運営支援を行っており、特に認定こども園並びに町立保育所の次年度の募集が終了し、196人の受け入れが決定され、現時点で待機児童は発生しない状況であります。また、児童手当支給事業では、今年度3回目の10月から1月分を2月8日に、1,087件、8,054万円を支給いたしました。

障害者福祉の充実においては、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進、並びに相談事業の充実にも努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として、1月末現在1億3,120万4,000円を給付いたしました。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定負担金事業においては、保険税、保険料の軽減相当分を国・県及び町で補填することにより、今年度は国保で5,040万9,000円、後期高齢者医療で2,314万4,000円の被保険者の負担緩和を図っております。また、国保給付費関係では窓口一部負担の免除等もあり、1月末までの一般被保険者の療養給付費は6億5,980万円、前年比13.9%増となっております。介護保険制度の適正な運用については、要介護者が持つ心身の能力を生かし、自立した生活を営めるよう、保健医療と福祉の両面から総合的、一体的に提供されるよう努めております。

また、昨年度に引き続き、東日本大震災で被災された方々の保険料及びサービス利用者負担金の減免を実施しており、1月末における保険料減免額では2,094万7,000円、サービス利用者負担金の減免額では、1,450万9,000円となっております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります！」につきましては、平成22年度から開始された農業者戸別所得補償制度は、25年産米から名称を経営所得安定対策として実施されますが、制度内容については旧制度をそのまま継続して実施されることとなっております。

当町の平成25年産米については、国のペナルティ廃止の方針を受け、今年度から県内一律の配分とされ、24年対比で235トン、面積換算で45ヘクタールの増加となる生産数量目標数値が配分されました。これを受けて、各農家に生産目標数量の配分と制度の説明会を、去る2月25日から延べ4日間、町内8カ所で説明を行い、生産調整に伴う制度活用を求めたところであります。

平成23年秋から休園しておりますふれあいの森公園の管理棟建築工事については、除染仮置き場設置の関係で発注を延期しておりましたが、先月20日に入札を執行し、請負業者等が決定いたしましたので、今定例会に請負契約締結に関する議案を提出したところであります。利用者の期待に応えられるよう、一日も早く再開したいと考えておりますので、ご審議の上議決賜りますよう、お願い申し上げます。

町内商工業者の復興再生に必要な資金の融通を円滑に進めるため設けました町震災対策等資金利子補給補助金につきましては、資金需要がまだまだ続いていることから、取り扱い期間を1年延長していくことといたしました。今後も国・県の震災対応資金の動向と、資金需要を見ながら対応してまいりたいと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくりまします！」につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業として、平成23年度繰越工事の現場管理と区画道路設計を進めております。

社会資本整備総合交付金事業の中外線については、平成24年度の道路改良工事が11月に竣工し、国道側の用地補償事務が完了したところです。さらに国の補正予算により、事業を前倒しで要望し、今定例会の補正予算に計上したところであり、早期発注に向けて準備を進めております。また、鏡田499号線道路改良工事については、延長285メートルを改良し高久田一貫線まで供用を開始できるよう工事を進めております。地方特定道路整備事業仁井田・笠石線道路改良工事については、2月末に竣工し全面的に供用を開始したところであります。

次に、水資源の確保と供給事業では、第5次上水道拡張事業で計画している南高久田、東鹿島地区の導水管布設工事、石綿セメント管更新事業等の計画予定工事は全て発注をしたところで、拡張工事にあわせて事業の推進をしているところであります。

下水道の整備としての公共下水道整備事業では、国道4号拡幅関連の管渠築造工事等、駅東土地区画整理事業関連の管渠築造工事状況は、各事業の進行状況に合わせ、関係機関等の協議、調整を進めてまいりました。結果、工事の進捗、占用等事務の関係から、次期計画に合わせ調整し、全体的に工事費を減額することといたします。

合併処理浄化槽設置整備事業の交付金申請状況は、1月末現在、新築に伴うもの12件、浄化槽の切りかえに伴う申請が3件となっております。

また、一般住宅の太陽光発電システムを設置した方への補助として、2月末現在66件、521万1,000円の実績となっております。

適切なおみ処理とリサイクルでは、資源ごみのペットボトルの排出量が急増し、コンテナでの回収では対応し切れなくなっているため、1月からネット袋回収方式に変更いたしました。今後も適切なおみ処理とリサイクルに努めてまいりたいと考えております。

次に、平成25年度の予算の概要について申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たりましては、国内外の経済動向や国の財政運営の基本的方針、東日本大震災の影響や厳しい財政状況などを踏まえ、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画の初年度の政策評価を行うとともに、町の将来像である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、1つ目には「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります!」、2つ目には「心豊かな人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります!」、3つ目に「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります!」、4つ目には「新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石をつくります!」、5つ目に「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります!」の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては105億4,975万円で、前年とほぼ同額の予算となりました。

平成25年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算では70億5,000万円、国民健康保険特別会計13億6,509万7,000円、後期高齢者医療特別会計8,852万円、介護保険特別会計6億8,524万3,000円、土地取得事業特別会計300万8,000円、工業団地事業特別会計4,675万3,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計9,850万円、育英資金貸付費特別会計931万1,000円、公共下水道事業特別会計4億6,730万円、農業集落排水事業特別会計6,600万円、上水道事業会計6億7,002万円であります。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面では、歳入全体の約2割弱を占める町税については、法人町民税が依然として厳しい経済状況により8.5%減の9,204万6,000円、個人町民税については前年比8.3%増の3億9,001万1,500円と見込み、固定資産税にあっては昨年とほぼ同額の7億9,631万5,000円となり、町税総額では前年比2.3%増の13億8,674万7,000円を計上したところであります。

さらに地方交付税は、震災復興特別交付税により前年比30.8%、3億9,749万4,000円増の16億4,789万4,000円を見込み、繰入金については財政調整基金などから前年比36.3%増の3億982万5,000円のほか、東日本大震災復興交付金基金から9,680万円、町債については臨時財政特例債が前年比22.4%増の5,200万円増の2億8,400万円、学校教育施設等整備事業債1億4,510万円を計上したところであります。

一方、歳出面においては、徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画のもと、新たな感覚で施策評価を行い、復旧・復興に係る取り組みを最優先に予算編成を配慮したところであります。

主要事業につきましては、災害復旧事業、被災者支援事業、防災関係事業、原子力災害対策事業、ブランドイメージアップ事業、進化する鏡石実行プロジェクトなどとした6分野と、5次総合計画における行政分野別施策として、5分野の事業に取り組むこととしております。

災害復旧事業としては、第一小学校校舎改築事業11億2,038万円、農業施設災害復旧事業1億7,200万円、公共土木施設災害復旧事業4,918万円、児童ふれあい施設整備事業1億2,100万円。被災者支援事業としては、一部損壊住宅修繕支援金事業1,000万円、災害公営住宅建設事業30万円、債務負担行為額として6億1,900万円。防災関係事業では、耐震性貯水槽設置事業6,571万円。原子力災害対策事業では、除染用仮置場事業1億6,375万円、一般住宅等除染対策事業3億5,800万円、農林施設等除染対策事業2億2,266万円、教育施設等除染対策事業1億68万4,000円。ブランドイメージアップ事業では、公式ホームページリニューアル業務委託に係る電子自治体化推進事業として550万円、歴史民俗館設置事業250万円。進化する鏡石実行プロジェクトでは、駅に降りてみたくなる事業290万円、通りを歩いてみたくなる事業164万円、住んでみたくなる事業300万円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画に基づく行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では電子自治体化推進事業1,528万5,000円、固定資産評価替調査事業1,152万円。教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野では、特別支援教育事業1,034万3,000円、健康増進事業、予防接種事業5,202万4,000円。福祉・安全・安心・コミュニティ形成分野では、児童手当、(特別)児童手当事業2億7,150万円、障害者福祉自立支援医療給付事業1億5,561万5,000円、介護保険事業6億6,250万7,000円。産業振興分野では農業体質強化基盤整備促進事業2,648万円、企業誘致活動と工業団地維持管理3,456万1,000円。都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整備事業7,600万1,000円、第5次上水道拡張事業3億2,149万円、公共下水道事業7,087万5,000円などに取り組む予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行により、町に設置する対策本部に関する条例制定であります。

議案第118号から議案第123号並びに議案第125号までの条例制定は、地域一括法の制定に伴う介護保険法の改正、道路法の改正、バリアフリー新法、水道法等の改正に伴う条例制定であります。

議案第124号 鏡石町民俗資料館設置条例の制定につきましては、成田幼稚園の廃園に伴い、鏡石町の郷土文化の保存と継承のための資料館設置の条例制定であります。

議案第126号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ対策のための災害派遣手当の追加をするものであり、議案第127号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、集会所の改築並びに土地区画整理事業による換地処分に伴う所在の変更及び西原地区生活改善センターを集会所の管理の一元化を図ることから追加をするもので、議案第128号 鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、集会所の設置及び管理に関する条例に追加をすることから、廃止をするものであります。

議案第129号 災害弔意金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法の改正に伴う改正で、議案第130号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権一括法による公営住宅法の一部改正に伴うもので、議案第131号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、占用料の改定等を行うもので、議案第132号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権一括法に伴う都市公園法の一部改正により、都市公園等の設置基準の制定並びに前山公園、境公園の所在の変更を伴うもので、議案第133号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権一括法に伴う公共下水道の構造、維持管理基準等を改正するもので、議案第134号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権一括法に伴い、下水道条例に準じた改正を行うものであります。議案第135号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成田幼稚園の廃園に伴う改正で、議案第136号 国土利用計画（鏡石町計画）の策定につきましては、町土の土地利用の基本的な考え方、並びに今後の土地利用の方向性について議決をお願いするものであります。議案第137号 鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結につきましては、平成23年9月の台風15号の災害により、管理棟の改築工事で請負業者等が決定したことによるもので、議案第138号 公共下水道災害復旧工事（境小分区）変更請負契約の締結につきましては、再精査による事業量増に伴う変更請負契約の締結であります。

議案第139号 鏡石町一般会計補正予算第6号につきましては、年度末の事業費確定による補正予算であります。主な歳入は個人町民税4,000万円、交付税9,984万8,000円、岡ノ内活動崩落対策事業基金繰入金1億633万円、繰上償還に係る借換債3,000万円の増、農業施設等災害復旧事業国庫負担金2億1,111万3,000円減、除染対策事業8億3,984万1,000円の減、財政調整基金繰入金1億1,447万1,000円の減額などであり、歳出としては庁舎新築事業基金積立金3,000万円、岡ノ内活動崩落対策工事1億4,177万4,000円の増、子ども手当

3,200万円の減、除染業務関係経費 8億3,984万1,000円の減、駅東第1土地区画整備事業操出金3,160万7,000円の減、農用地等災害復旧工事費 2億2,000万円の減額などで、総計で8億7,314万2,000円の減額補正予算であります。

議案第140号から議案第146号までの7特別会計につきましては、年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。議案第147号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましても、事業費確定によります減額補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 1件の報告事項が欠落しましたので、陳情等の処理、経過報告を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） それでは、私のほうから平成24年度におきます陳情の処理状況について、ご報告を申し上げます。お手元に配付いたしました請願・陳情処理状況報告書をごらんいただきたいと思っております。

平成24年度中の報告にかかわります陳情については2件ございました。処理状況報告のとおりで、陳情第3号の森林に対する固定資産税の減免措置についてであります。提出者はふくしま中央森林組合、代表理事組合長、渡辺一夫氏でございます。処理状況につきましては、固定資産評価額を10%引き下げて対応したところであります。

次に、陳情第7号 高久田一貫線全面開通についての陳情でございます。提出者は高久田区長、根本清作氏でございます。処理状況につきましては、接続する道路を計画している須賀川市の状況を確認をいたしましたところ、用地確保に苦慮しており、現時点では工事着手ができない状況にあります。今後も開通に向けて須賀川市と連携して対応していく考えであります。

以上、報告といたします。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第117号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、議案の理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、平成21年に発生しました新型インフルエンザA H 1 N 1型の経験を踏まえ、新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響を最小限となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。この法の施行に伴いまして、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、町は直ちに対策本部を設置しなければならないことから、対策本部に関し必要な事項を定めるために制定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例。

第1条は、条例制定の目的であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は組織の規定でございまして、対策本部には本部長を置き、事務を総括することとなり、また副本部長及び本部員などを置くことを規定し、町長が任命することとなっております。

第3条は会議についての規定でございまして、本部長が招集し、また町職員以外の者を出席させ、意見を求めることができることとなっております。

第4条は、部の設置についての規定でございまして、部に所属させる本部員は本部長が指名することとなっております。第5条は、必要な事項は本部長が別に定めることとする委任条項であります。

附則といたしまして、施行期日は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からとするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第118号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス等の指定等に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務づけ、枠づけを見直すという趣旨を踏まえまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年4月28日に制定されたことに伴いまして、介護保険法の改正が行われます。これまで、国の法律や政省令によって定められていた指定地域密着型サービス事業者等の指定並びに人員、設備、及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めることとされます。これにより、鏡石町ではこれらの基準について新たに条例を制定するものでございます。

3ページをお開きください。

鏡石町指定地域密着型サービス等の指定等に関する条例。

第1条は条例制定の趣旨でございまして、介護保険法第78条の第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定等の基準を定めるものであります。

第2条は、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護の入所定員を29人以下と規定するものでございまして、第3条にあっては各サービス事業者の申請資格を法人とするものであり、町暴力団排除条例の規定によるその事業者の役員等が暴力団関係者である場合は指定しない旨を規定するものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成25年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第119号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、先ほどの議案第118号でご説明したとおり、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務づけ、枠づけを見直すという趣旨を踏まえた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年4月28日に制定されたことに伴い、介護保険法の改正が行われ、これまでの

国の法律や政省令によって定められていた指定地域密着型サービス事業者等の指定並びに人員、施設及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めることとされました。これにより、鏡石町ではこれらの基準について、新たに条例を制定するものでございます。

まず初めに、地域密着型サービスについてご説明申し上げます。

地域密着型サービスとは、介護が必要となっても住みなれた地域に暮らせるよう、平成18年度に創設されたものでございまして、全部で11種類のサービスを指しまして、市町村が事業者の指定を行うとともに、サービスの利用もその市町村の住民に限られるものでございます。

次に、条例制度の基本方針についてご説明申し上げます。

条例制定に当たりまして、これまで国により定められていた基準について、内容により従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準の区分が示されております。

当町では従うべき基準並びに標準とすべき基準とされている基準については、独自の基準を定める特段の事情や地域性が認められないことから、既に示されている厚生労働省令の基準のとおり規定することといたします。また、参酌すべき基準と定められている基準及びいずれの基準によるか示されていないものは、一部項目について当町の地域性等の事情を踏まえ参酌し、国の基準と異なる独自の基準を定めることといたします。

それでは、5ページからご説明申し上げます。

鏡石町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次、第1章、総則は6ページから7ページにかけてでございますが、第1条は条例制度の趣旨について介護保険法第78条の4、第1項及び第2項の規定により定めるものでございます。

第2条は用語の定義について規定してございます。

第3条は一般原則を規定しており、第2項については町独自の基準として、運営に当たっての連携先としまして地域包括ケアの核となる地域包括支援センターを加えております。

次に、第2章定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきまして、7ページから23ページにかけまして、第1節基本方針等を第4条と第5条により、第2節人員に関する基準を第6条と第7条により、第3節設備に関する基準を第8条により、第4節運営に関する基準を第9条から第42条により、第5節連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例を第43条と第44条により、それぞれ規定しております。

以下、第3章夜間対応型訪問介護を23ページから29ページにかけて、第45条から第59条により、第4章認知症対応型通所介護を29ページから38ページにかけて、第60条から第80条により、第5章小規模多機能型居宅介護を38ページから49ページにかけて、第81条から第108条により、第6章認知症対応型共同生活介護を49ページから57ページにかけて、第

109条から128条により、第7章地域密着型特定施設入所生活介護を57ページから66ページにかけて、第129条から第149条により、第8章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を66ページから86ページにかけて、第130条から第189条により、第9章複合サービスにつきまして86ページから92ページにかけて、第190条から第202条によりそれぞれ基準を定めております。

第10章、203条雑則につきましては、92ページに記載のとおりでございます、必要な事項は別に規定等で定めるという委任事項でございます。

附則につきましては、第1条は93ページに記載のとおりでございます、施行日を平成25年4月1日とするものでございます。

93ページから96ページにかけて、第2条から第15条によりまして経過措置を定めたものでございます。特に、町独自の基準として定めているものでございますけれども、69ページをお開きください。69ページの第152条第1項第1号アに記載のとおりでございます、特別養護老人ホームの居室の定員は原則1名とするものでございますけれども、入所待機者の数や低所得者の利用に係る利用負担等の観点から、当町の実情を踏まえ、利用料が高額になるユニット型施設のみではなく、プライバシーの確保に留意した上で多床室の設定が可能となる基準を設けるために、本文上、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては、2人以上4人以下とすることができるを基準として設けました。また、サービスに係る文章の保存年限を各サービスごとに5年と定めております。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第120号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

[健康福祉課長 小貫秀明君 登壇]

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、提案理由をご説明申し上げます。

98ページからでございます。

このたびの条例制定に当たっての基本方針などにつきましては、先ほどからの議案第118号及び第119号各条例案と共通するものでございますので、ご説明は省略をさせていただきたいと思っております。

鏡石町地域指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

目次、第1章総則は98ページから99ページにかけまして、第1条は条例制定の趣旨について、介護保険法第115条の14第1項及び第2項の規定により定めるものでございます。

第2条につきましては、用語の定義について規定してございます。

第3条は一般原則を規定しており、前条例と同様に第2項につきましては、町独自の基準といたしまして、運営に当たっての連携先といたしまして、地域包括ケアの核となる地域包括支援センターを加えております。

次に、第2章介護予防認知症対応型通所介護を99ページから114ページにかけまして、第1節基本方針を第4条により、第2節人員及び設備に関する基準を第5条から第10条により、第3節運営に関する基準を第11条から第40条により、第4節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を第41条と第42条により、それぞれ規定しております。

以下、第3章介護予防小規模多機能型居宅介護を114ページから127ページにかけまして、

第43条から第69条により、第4章介護予防認知症対応型共同生活介護を127ページから135ページにかけて、第70条から第90条によりそれぞれ規定しております。

第5章91条雑則につきましては、136ページをお開きください。そこに記載のとおりでございます。必要な事項は別に規定等で定めるとする委任条項でございます。

附則については、第1条は136ページ記載のとおりでございます。施行日を平成25年4月1日とするものでございまして、136ページから137ページにかけて、第2条から第5条により経過措置を定めたものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第121号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部改正がされ、鏡石町が管理する町道の新設、または改築する場合の道路構造に関する基準を定めるものです。道路構造に関する基準は、隣接市町村との連続性や安全かつ円滑な交通を確保するため、国で定めた道路構造令どおりの基準としますが、一部の基準については地域性や交通事情を考慮し、独自の基準とします。

それでは、議案書139ページからとなります。

本条例は第1条から第44条まで規定しております。

第1条においては、条例の趣旨を規定するものであります。この条例は道路法第30条第3項の規定に基づき、町が管理する道路を新設しまたは改築する場合における道路の構造令の構造の一般的基準的な基準を定めるものでございます。

第2条、第3条につきましては用語の定義、道路の区分等を規定し、第4条から第14条は車線及び幅員等の基準を規定するものであり、第15条から第27条は設計に係る勾配等の基準を規定するものであります。第28条から第44条は排水等の道路施設等の基準を規定するものであります。

附則としましては、施行期日については平成25年4月1日から施行するものであります。

なお、町独自基準としましては、第10条の自転車歩行者道につきましては、道路構造令では標準基準が3メートルとなっているものが、整備が困難な場合という例外規定を設けて2メートルというふうに定めております。さらに第11条の歩道におきましても、2メートル以上というものを、町独自基準としまして1.5メートルという形で規定するものでございます。

以上、議案第121号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例

の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。議事の都合で、昼食をはさみ午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時59分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

農業委員会会長は午後より欠席となります。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第122号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、鏡石町が管理する町道における道路標識等の寸法を定めるものであります。

道路標識に関する基準は、隣接市町村との連続性や安全かつ円滑な交通を確保するため、国で定めた標識どおりの基準とします。

本条例は議案書156ページから162ページまでとなっており、第1条から第3条までで規定されております。

第1条は条例の趣旨を規定するものであり、第2条においては用語の定義を規定しております。第3条では標識の寸法の基準を規定するものであり、別表において18の案内標識板、18の警戒標識板、3つの補助標識板の寸法を規定しています。

附則としまして、施行期日については、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第122号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第123号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定による移動等の円滑化のために必要な園路や駐車場等の特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであります。

本条例は議案書の164ページから172ページまでとなっております、第1条から第14条まで規

定しております。

第1条においては、条例の趣旨を規定しております。

第2条では、用語の定義を規定しております。

第3条から第6条は、公園内の園路、広場等の出入口等の幅等の基準を規定するものであります。

第7条は、車椅子専用駐車場の基準を規定するものであります。

第8条から第13条は、トイレ等の構造の基準を規定するものであります。

第14条は、一時使用目的の特定公園施設の除外規定を規定するものであります。

附則としまして、施行期日については、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第123号についての提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第124号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例の制定につきましては、3月末をもって閉園予定の成田幼稚園の園舎の再活用といたしまして、町史編纂事業により収集された歴史資料や、過去に町民の皆様から寄せられた農耕機具、生活用品などを整理、展示し、町民が郷土の歴史を体感する場として、さらに郷土愛を育む場として活用するため、鏡石町歴史民俗資料館を設置することとして、新たに条例を制定するものでございます。

174ページをごらんいただきたいと思います。

新条例は全7条で構成されまして、第1条においては歴史民俗資料館の設置の目的と根拠を規定しております。

第2条は歴史資料館の位置を規定、第3条は歴史資料館の業務と必要な職員を置くことを規定し、主な業務につきましては、第1号で町の歴史、考古民族等の資料の収集、保存、展示、閲覧に関する業務を、第2号では歴史資料の調査研究、第3号では歴史資料の利用に関する説明、助言、指導などを予定してございます。

第4条は入館の手続等について規定、第5条は入館者の責任、第6条は入館者の利用方法を規定し、第7条は委任規定として、本条例の施行に関し必要な事項は別に教育委員会が定めるものとしてございます。

附則では、本条例の施行期日を平成25年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第125号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

[上下水道課長 圓谷信行君 登壇]

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

このたびの条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、水道法の一部が改正され、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格について、地方公共団体が当該資格を国の資格を参酌して条例に定めるものとされました。

今回の条例制定に当たっては、水道法に規定する参酌すべき基準がおおむね適当であると考えことから、国の基準に準じて条例を定めるものでございます。

条例の第1条でございますが、条例の目的になりますが、水道法第12条、19条の布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格について定めることを目的としております。

2条につきましては、布設工事監督者の配置する工事の範囲を規定するものでございます。

3条につきましては、布設工事監督者の資格基準でございますが、第1項から第8項までになりますが、これは学校教育法による学歴など実務経験について規定しているものでございます。

次に177ページになりますが、第4条では、水道技術管理者の資格についてでございますが、第1項から第6項まで学校教育法にかかわる学歴など実務経験等について規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例については平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議を賜り議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第126号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第126号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

178ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、鏡石町へ派遣される者への新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加するものであります。

第21条中、第1項中に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加いたしまして、附則といたしまして、施行期日を新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第126号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第127号及び議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第127号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第128号 鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第127号及び日程第16、議案第128号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第127号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第128号 鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由

のご説明を申し上げます。

まず初めに、179ページになります。

議案第127号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例についてであります。このたびの条例改正につきましては、震災による3区コミュニティセンターの移転改築及び境区の境集会所の換地処分に伴う位置の変更、及び利用実態等により西原地区生活改善センターの追加を行うものであります。

改正条文につきましては、名称及び設置規定の第2条中「不時沼93番地2」を「本町199番地4」に、「前山69番地」を「前山316番地」に改め、同上に「西原地区生活改善センター 鏡石町成田原町252番地」を加えるもので、附則といたしまして、施行期日を公布の日から施行するとしたものであります。

次に、180ページになります。

議案第128号 鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例廃止につきましては、西原地区生活改善センターの利用実態と集会所等の管理の一元化を図ることから、同条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、施行期日を公布の日から施行するとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第127号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号 鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第129号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第129号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

181ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、上位法であります災害弔慰金の支給に関する法律の特例の改正によるもので、上位法の規定が1項繰り下がることに伴う改正であります。

附則第2条第2項中「平成23年特別令第14条第7項」を「平成23年特別令第14条第8項」に改めるもので、附則といたしまして、施行期日を公布の日から施行するとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第129号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第130号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第130号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

183 ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、地域主権一括法の制定に伴い、公営住宅法等の改正により、国で定めていた規定について町の町営住宅条例に定めるもので、さらに境町営住宅の換地処分に伴う所在の変更を行うものであります。

改正内容といたしましては、町営住宅の入居、収入基準及び裁量階層の対象範囲、災害等の被災者の単身入居等の特例、並びに町が新たに町営住宅を整備する場合の基準について定めるものであります。

183ページの目次中は、今回の改正にあわせて追加をする条項及びそれに伴う章の繰り下がりについての規定、第1条及び第2条関係は、文言の追加及び文言の整理であります。

第3条第2項表中は、前山町営住宅の位置について、それぞれ換地処分後の地番にするものであります。

第4条から第7条までについては、それぞれ繰り下がり第6条中に入居者の資格についての所要の改正であります。

184ページの第7条関係では、それぞれの災害特別措置法により被災者の入居者資格の特例規定の追加であります。

また、184ページの下段にあります第3章町営住宅の整備につきましては、町で新たに整備をする場合の町営住宅等の整備基準を追加するもので、183ページから187ページまで、第30の2から第30の20までそれぞれの整備基準について追加をするものであります。

附則といたしましては、施行期日を平成25年4月1日から施行するとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第130号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第131号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第131号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路法の施行例の一部を改正する政令等に伴い、福島県道路占用料徴収条例に準拠した内容で改正するものでございます。

議案書の189ページをお開きください。

今回の条例につきましては、第1条で見出しの目的を占用料の徴収に改めるものでございます。

第2条第1項につきましては、次のように改めるといふことで、占用料の額を別表で改めております。なお、100円等への徴収料の制限を規定したもので、2条を改正しております。

次のページでございますが、第5条において占用料の特例規定を改正しております。

第6条において、延滞金の関係について新たに改正して規定するものでございまして、100円未満については徴収しないというふうな規定と、2項におきまして年率10.75の割合での率を規定したものであります。

附則としまして、施行期日については、平成25年度4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第131号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第131号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第20、議案第132号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第132号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、都市公園法の一部改正により、公園における都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準について、都市公園法施行例を参酌して改正するものであります。

197ページをお開きください。

197ページにおいては、第2章が追加されることによりまして、各条項が繰り下げされるものを規定している条項でございます。

198ページにおきまして、2章に新たに第2条から第5条まで加えるものでありまして、第2条において住民1人当たりの敷地面積を町の区域で20平方メートル以上とし、市街化区域地内で5平方メートル以上とするものであります。

第3条で都市公園の配置及び規模の基準を、第4条で公園施設の設置基準を、第5条で施設建築の面積の特例について規定するものです。

別表第1において、境土地区画整理地内の換地処分により前山公園、境公園の地番を変更するものであります。

附則としまして、施行期日については、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第132号について提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第132号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、議案第133号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第133号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律によりまして下水道法の一部が改正されました。これに伴いまして、公共下水道の構造の基準、維持管理の基準につきまして国の基準を参酌し、地方公共団体が地域の実情に合わせて独自に基準を定めるというふうになりました。

今回の条例の制定に当たっては、下水道法施行例の規定する参酌基準が、おおむね適当かつ合理的と考えることから、政令に準じて条例の一部改正をするものでございます。また、規定の条文の整理を同時に行うものでございます。

改正につきましては、条例の1章になりますが、1章について目次を加えまして、1章の2に公共下水道の構造の技術上の基準を加えるものでございます。

第2条の2から第2条の4では、公共下水道の構造の技術上の基準を政令に準じて規定するものでございます。

202ページになりますが、次に5条関係になります。

5条3から5条10では、排水設備の指定に伴う条文の整理と、次に県の下水道公社が財団法人から公益財団に改めるものでございます。

9条から10条につきましては、特定事業場からの下水の排除を制限するものでございます。並びに条文の整理であります。

次に、14条につきましては下水道使用開始届等の条文の整理をするものでございます。

次に、21条から23条につきましては下水道の占用関係でございまして、電線等の占用等を統合し、条文の整理をするものでございます。

24条から27条につきましては、条ずれを起こした整理を行うものでございます。

附則としましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第133号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議案第134号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第134号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、本条例の構成につきましては、基準にあってはおおむねが下水道法及び鏡石町上水道条例に準じた規定となっているため、本条例が参酌している上位法が条例の変更に伴いますことにより、同基準に準じまして条例の一部を改正するというものでございます。あわせて条例の整文、整理をするものでございます。

第3条になりますが、第3条は使用月についての規定で、下水道条例に準ずるものでございます。

3条の2から3につきましては、排水施設の構造の技術上の基準について規定するものでございます。

次に、6条から8条関係につきましては、排水設備指定工事の条文の整理であります。

9条から11条につきましては、特定事業場からの水道の排除の制限の条文の整理であります。

次に、207ページになりますが、第12条から13条につきましては、し尿の処理制限、停止で下水道条例に準ずるものでございます。

次に、14条につきましては、排水施設使用開始届出の条文の整理であります。

15条につきましては、使用料の徴収で下水道条例に準ずるもの、17条関係につきましては、行為の許可占用になりますが、これも下水道条例に準ずるもの。

19条につきましては、規定の整理をするものでございます。

208ページになりますが、表1につきましては、旧住所の修正でありまして、現住所に改めるということとなります。

この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するものというふうにするものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第134号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第135号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第135号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明いたします。

209ページでございます。

このたびの一部改正条例の制定につきましては、昭和44年4月に鏡石町で最初の幼稚園教育施設として開園いたしました成田幼稚園について、少子化という時代の潮流による園児数の減少により、3月末で閉園するため関係規定を改正するものでございます。

先ほど町長の所信説明にもございましたけれども、成田幼稚園につきましては、開園以来40年間にわたりまして地域の幼児教育を担い、多くの卒園児を輩出してきた歴史ある幼稚園でございます。

閉園に至るまでは、平成21年から4年間休園の措置をとるなど動向を観察してまいりましたが、園児数に改善が見られないことから、これ以上休園の延長はできないものと判断し、やむなく廃止することに至ったものでございます。

地元成田行政区の皆様には、地域の幼稚園として子どもたちと地域のふれあいということで、ふれあい運動会や地域文化の伝承として成田郷土文化保存会の皆さんと園児との成田盆踊り太鼓など、数多くの楽しい思い出が残っているものと拝察いたします。これまで地域全体で支えていただきましたことに、改めて厚く御礼申し上げるものでございます。

なお、閉園に当たりましては、今月27日に閉園式を挙げる予定であり、閉園後は鏡石町の歴史民俗資料館として園舎を再活用し、歴史文化遺産などを保存、展示する施設として整備する計画で、今定例会に関連の議案を提出しているところでございますので、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

なお、議案につきましては、別表の鏡石町立成田幼稚園の項を削るものとし、附則におきましては、施行期日を平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第135号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第137号 鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君）〔第137号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第137号 鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの工事請負契約につきましては、平成23年秋、台風15号により被災しましたふれあいの森公園の管理棟の建築工事にかかる請負契約につきまして、去る2月20日に執行しました6社による指名競争入札により契約金額及び契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の内容につきまして、契約の目的は、鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は5,155万5,000円でございます。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町中央80番地、有限会社小室建設、代表取締役、小室義男であります。

以上、説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 3番、菊地でございます。

2点ほどお伺いをしたいと思います。

提案理由の説明の中に、入札業者が6社というふうにありましたが、他の業者と金額をまず一点教えてほしいと思います。

それからもう一点は、建坪と坪単価についてお伺いをいたします。

以上、2点でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） 1番の各業者の入札につきましては、公表はしておりますけれども、現在資料を持って来てございませんでしたので、後ほどご報告いたしたいと思っております。

次に、2番の坪単価でございますが、大変申しわけございませんが、資料を持って来てございませんでしたので、大変申しわけありません。後ほどご報告したいと思っております。

○議長（渡辺定己君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第137号 鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第138号 公共下水道災害復旧工事（境小分区）変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第138号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第138号 公共下水道災害復旧工事（境小分区）変更請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

平成24年12月10日に変更契約をしました災害復旧工事でございますが、現地の再精査を行いました。その結果でございますが、現場での誤測によりまして、数量違いが判明いたしました。

内容につきましては、工事延長等については変更はございませんが、埋め戻し資材の材料につきまして、過少計上がありました。施工されたものでございまして、この施工の精査を行うものでございます。この金額が608万1,600円の増額ということでございまして、請負契約の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によります議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございしますが、公共下水道災害復旧工事（境小分区）でございします。

契約の金額でございしますが、変更前が9,820万3,350円、変更後になります。1億424万7,150円でございます。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内323番地、株式会社やなぎ建設、代表取締役、柳義男でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 3番、菊地でございます。

12月の全員協議会の中で、多分測量ミスというふうに1回説明があったかと思うのですが、先ほどの提案理由の説明ですと、過少計上というふうに説明をされました。

これは、町側のミスの計上なのか、業者のミスの計上なのかをお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 先ほどの質問になりますが、これは12月については、現地の変更を1度行いました。最後に1月入りまして、2月最後の精査に追い込むわけなんです。その中で業者のほうから数量漏れというふうなことで相談がございました。

それで、お互いに協議した結果、現場は施工されたということを受けまして、精算をしなきゃいけないというふうに考えましたので、精算をすべきということで変更契約をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかにありませんか。

3番、菊地洋君の再質問を許します。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） たしか、12月の第6回の定例会でも旭町とそれから緑小分区のところで約5,500万弱の増額があったように思います。今回についても、約600万ということで、金額的には9分の1ぐらいにはなりますが、業者さんのミスということで約600万も追加になるというのはどういうものかと思うのですが、この辺についてご答弁願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君の再質問の答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいまの再質問に答弁したいと思います。

業者の間違えという表現では、ちょっと私のほうも失礼かと思うんですが、現場は同じ現場でございまして、数量の異差が生じた、これは当然業者の恥じるべきだとは思いますが。ただ、現場につきましては施工はしてございまして、その数量の精査に伴いまして、お互いに協議を重ねました。当然、現場から上がるわけですから、現場のほうで数量少なく、過少で持ってきたというのは、お互いというか現場のほうのミスでございしますが、基本的には設計監督する我々のほうの立場もございまして。お互いにできた工事については、お互いに尊重し合うというのが請負工事というふうに解釈しておりますので、上がってきた数字については精査すべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって……

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 休議いたします。

休議 午後 2時04分

開議 午後 2時06分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第138号 公共下水道災害復旧工事（境小分区）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（渡辺定己君） 挙手多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第26、議案第139号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第139号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

[副町長 助川浩一君 登壇]

○副町長（助川浩一君） ただいま上程されました議案第139号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

提出議案その2の1ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、年度末を控えた事業費の確定及び財源の更正による予算の整理、復興交付金採択事業である岡ノ内地区造成宅地崩落緊急対策事業経費の増額、国の平成24年度補正予算に伴う中外線道路改良工事追加施工に伴う工事費の増額及び繰越明許に係る経費が主なものでございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,314万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,475万3,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、2ページの第2表といたしまして、2款総務費、1項総務管理費の境西団地不同沈下対策事業ほか、記載の8事業を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表といたしまして、震災対策等資金利子補給事業、平成24年度貸付金に係る期間、限度額を記載のとおり定めるものであります。

第4条の地方債の補正につきましては、3ページの第4表の1といたしまして、借換債ほ

か1事業を追加し、2の変更といたしまして、町道整備事業債に係る限度額を2,170万円から3,520万円へ変更するものでございます。

詳細につきましては、7ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきましてご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ただいま説明いただきました補正について、2点ほどお尋ねいたします。

1つは、歳出の項目の21ページで2款の総務費、このところで、1項の職員人件費が、この説明の欄で1,889万8,000円ほど計上されております。これは災害派遣職員負担金ということで、我が町においていただいて業務に当たっていただいている職員の方の人件費のかなと思うんですが、大変遠くからおいでいただいて、そしてこの大変なときにご努力いただいて助かっていて、私も職員の方には感謝をしているところでございます。

それで、この1,889万8,000円という金額については、これ何名あるいは何カ月分になるのかということが1つと、あとこの財源が、これは一般財源からの数字でしか、ここには1,700万ほど記載されていないんですが、国とかあるいは県からの補助金というんですか、交付金か何らかの形でこの方々、おいでいただいた方の人件費というんですか、それを負担金を補填してもらう予定にはなっているのかどうかというのが第1点目です。

あともう1点は、33ページで、これは土木費のほうになりますが、2項の道路新設改良費で、説明の欄で中外線物件移転補償ということで600万ほど計上になっているんですが、これは前の全協でも説明あったのかもしれないんですが、ちょっと私のほうで聞き漏らしておりますので、これらについてもお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

[総務課長 小貫忠男君 登壇]

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、21ページの災害派遣職員負担金分の関係でございます。

これにつきましては、先ほどもご質問がありましたとおり、群馬県の大泉町から来ております職員1名分が1年間分、さらに東京都の派遣職員が9月から2名分というふうな形での合計の金額となっております。1名が約800万円、あと東京都のほうは1人が500万円という形での内訳となっております。

さらにこの費用につきましては、年度で確定しましたら翌年度に国のほうに請求をいたしまして、国のほうから補填されるということになっております。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費の22節の補償補填及び賠償金600万円でございますが、これにつきましては、中外線の物件移転費補償としまして、ニプロさんの水道移設31メートル分と、今東北電力の電柱移設費が11本ありますので、そちら合わせまして600万円ということで計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかにありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの補正について、若干わからないところがあるものですから、お尋ねを申します。

44、45ページの農業施設災害復旧費なんですけれども、随分これ2億2,000万円という大きな額が減額補正になっているんですけれども、これどのようにしてこういう数字が出てきたのか、ちょっともう少し詳しく説明をしていただきたい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目農林水産費の関係でございますが、工事費で2億2,000万円の減額補正になっておりますが、前の全員協議会でもご説明申し上げましたが、一番大きいのは羽鳥幹線用水路のパイプラインの内面バウンド工法の関係につきまして、国に工事契約変更を申し出いたしました、前にもご説明申し上げましたが、モルタルコーキングのみ認められたということで、ここの工事算定の請差が8,500万円ほどありまして、これが主な大きい要因でございます。

そのほか、農地被災箇所が33カ所ございまして、農地、田んぼ関係でございますが21カ

所、施設関係が12カ所につきまして、今年度の工事が見込めないという関係から減額させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第139号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第140号及び議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第27、議案第140号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第28、議案第141号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27、議案第140号及び日程第28、議案第141号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました議案第140号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第141号 平成24年度鏡石町

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第140号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、療養給付費の増加等に伴う所要の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,252万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,019万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、54ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 続いて、議案第141号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険料還付金の増加等に伴う所要の補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出154万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,771万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、64ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 以上、一括上程されました議案第140号並びに議案第141号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第140号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第29、議案第142号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第142号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、特別調整交付金の交付対象期間の変更によるもの及び介護保険財政安定化基金特例交付金関連並びに各種サービスの概算給付費に変動が生じたための補正予算でございます。

なお、既定の歳入歳出予算の総額に変更は生じていません。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第142号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第30、議案第143号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第143号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、南部第一工業団地に誘致されておりますダイシンモールド株式会社、旧會田金型製作所から昨年度末に土地代金が一括納入されたことに伴いまして、年賦払いとして計上されておりました予算の整理と南部第一工業団地造成におきます償還利息の軽減を図るため、基金を繰り入れし、一部繰上償還を実施するための補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,634万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,900万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、88ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（柳沼英夫君） 以上、説明申し上げます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第143号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合上、3時10分まで休議といたします。

休議 午後 2時58分

開議 午後 3時10分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

産業課長、柳沼英夫君。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） 先ほど議案第137号 鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結につきまして、3番議員からご質問がありました質疑について、ご報告を申し上げます。

まず第1点、入札6社でございましたが、他の業者さんの入札額についてご報告申し上げます。まず、株式会社渡辺建設鏡石支店、税抜きでございますが4,920万円、高田工業株式会社須賀川支店4,950万円、有限会社廣創建設工業様4,950万円、有限会社小室建設4,910万円、有限会社須藤建設4,930万円、有限会社匠ハウス4,930万円でございました。

次に、第2点の坪単価でございますが、建築面積202.5平米で約61坪でございます。61坪5,155万5,000円で割り返しますと1坪当たり84万5,000円になるところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

◎議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第31、議案第144号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第144号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、保留地の区画道路築造工事及び水道管布設工事負担金を災害公営住宅等の関係から未施工のため減額するもので、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,160万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,400万円とするものでございます。

詳細につきましては、98ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（関根邦夫君） 以上、説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第144号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第32、議案第145号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第145号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、育英資金として寄せられました寄附金の基金への積み立てと貸付額の確定によります歳出の整理を行うものでございまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,064万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、108ページをお開きいただきたいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） 以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第145号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第146号及び議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第33、議案第146号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第34、議案第147号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました議案第146号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第147号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、113ページになります。

平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、このたびの補正につきましては、国道4号拡幅工事、それから駅東関係の土地区画整理事業の進捗状況に調整するものでございまして、各事業におきまして事業の管理者との協議の結果、公共下水道につきましては、管渠築造工事につきまして、今年度の施工時期等が高まっていないということに相なりまして、工事時期を見合わせることにしました。これに伴いまして、平成24年度の工事を減額するものでございまして、予算の整理をするものでございます。

歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,271万8,000円とするものでございます。

2条の地方債の補正では、116ページになります。

地方債の補正であります。資本費平準化債を8,660万円から110万円を増額しまして8,770万円とするものであります。

内容につきましては、120ページの事項別明細によりまして説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 次に、議案第147号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、駅東区画整理事業の進捗状況の調整にかかわるもので、

配水管布設工事の減額をするもの、また、公共下水道災害復旧関係の水道施設移設補償工事の確定に伴います減額、それから第5次拡張事業では事業費の確定に伴う予算の整理をするものでございます。

第2条の収益的収入及び支出では、本文括弧中になりますが、「過年度分損益勘定留保資金7,525万4,000円」を「過年度分損益勘定保留資金8,545万4,000円」と改めまして、資本的収入、支出につきましては、総額から6,120万円を減額しまして1億7,140万円とするものでございます。

第1項の企業債につきましては、1,840万円を減額しまして1億2,540万円に、3項負担金では、4,280万円を減額しまして4,600万円にするものでございます。

資本的支出の総額から5,100万円を減額しまして、2億9,955万5,000円とするものでございます。

次に、第1項建設改良費では5,100万円を減額しまして、2億2,735万7,000円と補正するものでございます。

内容につきましては、130ページの事項別明細により説明を行います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第146号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第148号～議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第35、議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計予算から日程第45、議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第148号から議案第158号までの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） ただいま一括上程されました議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計ほか平成25年度町特別会計予算9件並びに平成25年度鏡石町上水道事業会計予算の11件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計についてご説明を申し上げます。

一般会計予算書、冊子の1ページをお開き願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,000万円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、後ほど各款別にご説明を申し上げます。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページの第2表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業（平成25年度貸付）、災害公営住宅建設事業に係る債務負担行為の期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、同じく6ページの第3表といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費ほか9件について起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償

還の方法について定め、第4条の一時借入金につきましては、借入最高額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページからの「第1表 歳入歳出予算」によりまして、第1条の歳入歳出予算の概要について、各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款町税といたしまして13億8,674万7,000円の計上です。2款地方譲与税といたしまして7,800万円の計上です。3款利子割交付金としまして200万円の計上です。4款配当割交付金としまして120万円でございます。5款株式等譲渡所得割交付金としまして25万円でございます。6款地方消費税交付金としまして1億1,000万円の計上でございます。7款自動車取得税交付金としまして1,300万円の計上です。8款地方特例交付金といたしまして500万円でございます。9款地方交付税としまして16億8,789万4,000円でございます。10款交通安全対策特別交付金としまして200万円の計上です。11款分担金及び負担金としまして3,930万9,000円でございます。12款使用料及び手数料としまして5,923万7,000円の計上となっております。

13款国庫支出金としまして11億5,476万8,000円、14款県支出金としまして14億1,703万7,000円、15款財産収入としまして196万7,000円、16款寄附金としまして5万1,000円、17款繰入金としまして4億6,561万1,000円、18款繰越金としまして3,000万円、19款諸収入といたしまして6,932万9,000円、20款町債といたしまして5億2,660万円、合わせまして歳入合計は70億5,000万円となっております。

次に、歳出の部でございます。

4ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款議会費としまして8,724万円、2款総務費としまして5億4,484万9,000円、3款民生費としまして13億9,540万3,000円、4款衛生費としまして13億6,669万9,000円、5款労働費としまして518万4,000円、6款農林水産業費としまして3億1,458万7,000円、7款商工費としまして7,462万8,000円、8款土木費としまして4億2,775万6,000円、9款消防費としまして3億944万8,000円でございます。10款教育費としまして4億6,004万7,000円でございます。11款災害復旧費としまして14億4,318万8,000円の計上です。12款公債費としまして5億9,202万7,000円です。14款予備費としまして2,894万4,000円の計上でございます。

以上、合わせまして歳出合計は70億5,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊特別会計予算書の1ページをお開き願います。

まず初めに、議案第149号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,509万7,000円と定めるものでございます。

第2条一時借入金につきましては、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について、各款別にご説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款国民健康保険税としまして4億1,787万7,000円、2款国庫支出金としまして3億4,710万6,000円、3款療養給付費交付金としまして6,909万7,000円、4款前期高齢者交付金としまして2億1,313万2,000円、5款県支出金としまして7,303万6,000円、6款共同事業交付金といたしまして1億5,556万6,000円、7款財産収入といたしまして10万1,000円、8款繰入金としまして8,845万2,000円、9款繰越金としまして2,000円、10款諸収入としまして72万8,000円、合わせまして歳入合計は13億6,509万7,000円でございます。

次に、歳出の部につきましては、1款総務費といたしまして941万3,000円、2款保健給付費としまして8億6,138万6,000円、3款後期高齢者支援金といたしまして1億9,703万円、4款前期高齢者納付金としまして26万7,000円、5款老人保健拠出金としまして1万1,000円、6款介護納付金といたしまして8,973万5,000円、7款共同事業拠出金といたしまして1億6,655万6,000円、8款保健事業費としまして2,757万5,000円、9款基金積立金といたしまして10万円、10款諸支出金としまして202万4,000円、次ページ、4ページにまいりまして、11款予備費としまして1,100万円の計上です。

合わせまして歳出合計は13億6,509万7,000円。

以上、計上させていただきました。

29ページへお進み願います。

29ページは、議案第150号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,852万円と定めるものでございます。

第2条一時借入金につきましては、一時借入の最高額を4,000万円と定めるものでござい

ます。

30ページ、第1表によりまして、各款別にご説明を申し上げます。

30ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

1款後期高齢者医療保険料としまして6,284万1,000円、2款使用料及び手数料といたしまして1,000円、3款繰入金といたしまして2,477万4,000円、4款繰越金としまして1,000円、5款諸収入としまして90万3,000円、以上、合わせまして歳入合計は8,852万円でございます。

歳出の部でございます。

1款総務費としまして194万4,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金としまして8,566万2,000円、3款諸支出金としまして90万1,000円、4款予備費としまして1万3,000円、歳出合計は8,852万円でございます。

以上、計上させていただきました。

43ページをお開き願います。

議案第151号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を6億8,524万3,000円と定めるものでございます。

第2条一時借入金につきましては、一時借り入れの最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

44ページの第1表によりまして、各款別に概要をご説明させていただきます。44ページをお願いいたします。

1款保険料としまして1億3,519万7,000円の計上です。2款分担金及び負担金としまして112万9,000円、3款国庫支出金としまして1億6,808万9,000円、4款支払基金交付金としまして1億8,873万円、5款県支出金としまして9,753万4,000円、6款財産収入としまして1,000円、7款繰入金としまして9,455万5,000円、8款諸収入としまして7,000円、9款繰越金としまして1,000円、合わせまして歳入合計は6億8,524万3,000円となります。

歳出の部でございます。

1款総務費としまして1,121万6,000円の計上です。2款保険給付費としまして6億5,710万2,000円です。5款地域支援事業費としまして1,540万5,000円の計上となります。6款基金積立金としまして2,000円です。7款諸支出金としまして40万3,000円の計上です。9款予備費としまして111万5,000円の計上です。歳出合計は合わせまして6億8,524万3,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

67ページをお開き願います。

67ページ、議案第152号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300万8,000円と定めるものでございます。

68ページの第1表によりまして、各款別にご説明を申し上げます。

歳入の部です。

1款財産収入としまして4,000円、2款繰入金としまして300万円、3款繰越金としまして4,000円、合わせまして歳入合計は300万8,000円となります。

歳出の部です。

1款総務費としまして6,000円、3款諸支出金としまして300万1,000円、4款予備費としまして1,000円、歳出合計は300万8,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

79ページをお開き願います。

議案第153号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,675万3,000円と定めるものでございます。

80ページの第1表によりまして、各款別に概要をご説明を申し上げます。

80ページは歳入の部です。

1款財産収入としまして3,000円、2款繰入金としまして1,000円、3款諸収入としまして1,000円、4款繰越金としまして1,000円、5款使用料及び手数料としまして4,674万7,000円の計上でございます。

歳入合計は4,675万3,000円の計上となります。

歳出の部です。

1款総務費としまして1,119万2,000円、2款事業費といたしまして3,456万1,000円の計上です。4款予備費としまして100万円の計上です。

合わせまして歳出合計は4,675万3,000円でございます。

以上、計上をさせていただきました。

95ページをお開き願います。

議案第154号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,850万円と定めるもの
でございます。

第2条の地方債につきましては、98ページの「第2表 地方債」といたしまして、区画整
理事業費の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるもの
でございます。

96ページ、第1表によりまして概要について各款別にご説明を申し上げます。

96ページ、歳入の部です。

1款繰入金としまして5,079万8,000円の計上です。2款繰越金としまして1,000円です。
3款国庫支出金としまして2,750万円の計上です。5款町債といたしまして2,020万円の計
上でございます。6款財産収入としまして1,000円の計上です。

合わせまして歳入合計は9,850万円となります。

歳出の部でございます。

1款事業費としまして8,447万6,000円、2款公債費としまして1,346万5,000円、3款諸
支出金としまして1,000円、4款予備費としまして55万8,000円、合わせまして歳出合計は
9,850万円でございます。

以上、計上させていただきました。

111ページをお願いいたします。

議案第155号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算についてご説明を申し上げ
ます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ931万1,000円と定める
ものでございます。

予算の概要につきましては、112ページ、第1表により説明をさせていただきます。

歳入の部です。

1款繰入金としまして124万2,000円、2款財産収入としまして8,000円、3款諸収入とし
まして805万9,000円、4款寄附金としまして1,000円、5款繰越金としまして1,000円、歳
入合計は合わせまして931万1,000円でございます。

歳出の部でございます。

1款育英資金貸付金としまして930万円、2款基金積立金としまして1万円、3款諸支出
金としまして1,000円の計上です。歳出合計は931万1,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

123ページをお開き願います。

議案第156号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げ
ます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,730万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、126ページの「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給金（平成25年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、126ページ「第3表 地方債」といたしまして、公共事業下水道債ほか3件の起債限度額、方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第4条一時借入金につきましては、一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めるものでございます。

124ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

歳入の部です。

1款分担金及び負担金としまして1,603万7,000円、2款使用料及び手数料といたしまして1億2,790万9,000円の計上です。3款国庫支出金としまして3,000万円の計上でございます。4款県支出金としまして50万円の計上でございます。5款繰入金としまして1億3,885万1,000円の計上です。6款繰越金としまして1,000円です。7款諸収入といたしまして2,000円、8款町債としまして1億5,400万円の計上でございます。合わせまして歳入合計は4億6,730万円でございます。

歳出の部です。

1款総務費としまして8,346万5,000円、2款事業費としまして9,826万2,000円、3款公債費としまして2億8,412万8,000円でございます。4款諸支出金としまして1,000円、5款予備費としまして144万4,000円、合わせまして歳出合計は4億6,730万円でございます。

以上、計上させていただきました。

143ページをお開き願います。

議案第157号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,600万円と定めるものでございます。

第2条債務負担行為につきましては、146ページの「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成25年度貸付）ほか1件の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、146ページ「第3表 地方債」といたしまして、資本費平準化債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

144ページによりまして、概要についてご説明を申し上げます。

歳入の部です。

1 款分担金及び負担金としまして2,000円の計上です。2 款使用料及び手数料としまして856万3,000円の計上です。4 款繰入金としまして4,403万4,000円の計上です。5 款繰越金としまして1,000円です。7 款町債といたしまして1,340万円の計上です。

合わせまして歳入合計は6,600万円となっております。

歳出の部です。

1 款総務費としまして2,407万1,000円、3 款公債費としまして4,132万3,000円、4 款諸支出金としまして1,000円、5 款予備費としまして60万5,000円の計上です。

合わせまして歳出合計は6,600万円でございます。

以上、計上させていただきました。

161ページをお開き願います。

161ページ、議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数4,388戸、年間総給水量127万5,948立方メートル、1日の平均給水量を3,496立方メートルと定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の部は、第1項営業収益2億2,780万2,000円、第2項営業外収益544万4,000円、第3項特別利益1,000円の合計といたしまして、水道事業収益が2億3,324万7,000円、支出の部は、第1項営業費用1億8,138万4,000円、第2項営業外費用2,880万1,000円、第3項特別損失としまして10万円、第4項予備費2,296万2,000円の合計といたしまして、2億3,324万7,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の合計を3億3,263万5,000円、資本的支出の合計を4億3,677万3,000円と定め、その不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をするものでございます。

第5条の企業債につきましては、石綿セメント管更新事業費、第5次拡張事業費につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条の一時借入金につきましては、限度額を1億2,000万円とし、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる場合を定めるものでございます。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第9条においては、棚卸資産の購入限度額を550万9,000円と定めるものでございます。

以上、平成25年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算について概要をご説明申し上げました。ご審議をいただきましてご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、平成25年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成25年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 3時37分

開議 午後 4時05分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成25年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に菊地洋君、同副委員長に井土川好高君が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第46、請願・陳情についてを議題といたします。

請願第1号及び陳情第8号、陳情第9号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

第 2 号

平成25年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成25年3月6日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	小貫忠男君	参事兼 税務町民課長	今泉保行君
健康福祉課長	小貫秀明君	産業課長	柳沼英夫君
都市建設課長	関根邦夫君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	参事兼 教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼室長	高原芳昭君	原子力災害 対策室長心得	吉田竹雄君
農業委員会 農事務局長	関根学君	教育委員会 教委委員	塩田重男君
選挙管理 委員会委員	西牧英二君	農業委員 会長	菊地栄助君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	囑託職員	大河原久美子
-------------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。

陽春の暖かい日差しが今、我が町を覆っております。やっと春が近づいたかなという感じがする今日でございますが、定例3月議会の一般質問のトップを務めます今泉文克でございます。

さて、2011年3月11日の東日本大震災からあと5日で丸2年になろうとする今日、あのときのことが生々しく思い出されます。地盤の弱いところの住宅地については多くの方々がまだ復旧のめどが立たず、そして、多くの方々が、町民の皆様方が苦慮しております。

復旧工事もまだまだ続いておりますが、本会議においても過去最高の6億円を超える多くの繰越明許費を計上する状況にあります。また、東京電力原発の放射能は除染を初め体内被曝やら食品の放射能の測定やら、また、我が町からも多くの避難者が県外に出しております。

このような問題を抱えた今日であります、そんな中ではあります、鏡石中1年の鈴木萌絵さんの「震災のキズ」と題した作文がふくしま・きずな物語の佳作に入選し、新聞紙上で大きく報道されました。そして、神奈川県二宮町にお住まいの神崎さんが鏡石町で生活した7年間のよい思い出が新聞記事に載り、私たちの町はよかったのかなというふうを感じ大変うれしく読み、心新たに議会運営に努める決意をしたところであります。

また、今回からはこの一般質問が通告書のほかに、通告質問の内容を町当局に改めて1人30分間の説明するための時間を設けることを議会より執行にお願いする方法が実施されまし

た。数年前から一問一答方式を導入し、質問通告書内容も具体的に記載して通告して一般質問が行われてきたところでありますが、今回よりは二重にわたり通告をしての質問になるところであります。執行のほうも内容は十分熟知した中にご答弁いただけるものと期待しているところがございます。

今回の3月議会の中では19件に上るかかってない条例制定及び改正案が上程されました。特に地方分権を進める上位法である地域主権一括法の制定が大きな原因であり、よって、地方自治体の我が町においても、自分たちの地域は住民みずからが考える町民主体の町づくりの重要性を高く求められ、鏡石町の責務が増加しております。

公共用施設もつくる時代からあるものを有効運営する時代となった中で、第1点目につきましては、町に数多くある公共施設の設置、管理、運営について伺うものであります。

町内には各集会所を初め、大は体育館から小はカーブミラーの設置まで数多くの施設があります。その設置数は多種に及ぶと思いますが、それらの分類別、それから設置状況の実態はどのようになっているのかということでございます。

また、東日本大震災で、三区や豊郷の消防屯所のように集会所や屯所の多くの施設で復旧はもちろん、改築を余儀なくされています。約40年近く前の昭和53年に建設された西原生活改善センターを初め、老朽化しつつある施設の維持管理費の増加が今後は考えられると思います。それらについても対応策としてはどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいまの9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私のほうからは、老朽化を含めた維持管理の関係の対応策ということでまずご答弁申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり、公共施設につきましては、役場庁舎などを初めとしまして建築40年を経過しているものもでございます。そういうことで、耐震診断とそして耐震化を図る必要がある施設もまだまだ数多くございます。

公共施設につきましては、維持管理を含めたランニングコストが経済的に発生するとともに、毎年いずれかの施設において老朽化によります修繕を行っている状況でもございます。今後、こういった修繕についてはさらに増してくるというふうに思っております。

こういったことから、公共施設の新設等に合わせまして施設の統廃合を図ることも必要かというふうに考えております。また、あわせまして施設の長寿命化についても計画的に図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、施設の設置状況等については担当課長より申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） おはようございます。

それでは、私のほうからは公共施設の分類別の設置状況についてご答弁をさせていただきます。

全体として公共施設は72施設ございます。内訳といたしまして、役場庁舎を含めました行政施設が3施設、公民館などの社会教育施設が2施設、鳥見山体育館などの社会体育施設が7施設、小学校などの学校教育施設が5施設、それから、各行政区の地域コミュニティの場であります集会施設は27施設、老人福祉センターなどの保健福祉施設が5施設、消防屯所など消防防災施設が10施設となっており、その他としまして、上下水道施設などを含めて13施設ということで合計72施設となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ただいま町長のほうからは老朽化対応について答弁いただきましたが、施設の統廃合というふうなお言葉がございました。これらについてはどのようなものを具体的に考えられるのか。あと、それはどのような時期にそういうふうなことを実施していくのかをお伺いいたします。

あと、それから、この公共施設の件数と設置数については多岐に富んで72というふうなことでございますが、その中で集会所が27施設あるというふうなところで答弁いただきました。その集会所の27については、地方自治法244条の2項で、その設置及び管理に関するものは条例でこれを定めなければならないというふうになっております。

私がずっといろいろ中身を見てみますと、条例で1本でうたっているのもあれば、それから、集会所の中には一括して規則というふうな項目の中でうたっているものもあります。こういうふうな1本の条例でやる場合と規則というふうな形の中で一括して、何件ですかこれ、17件くらい入っているのかな、この規則としての条例の中には、そこに記載されて羅列されているからわかるかと思うんですが、その1本でうたう場合と規則で一括してやる場合のこの差というふうなものはどういうところにあるのか、改めてお伺いしたいと思います。

あと、できるならば、町公共施設の分類というのは今口頭で答弁いただいたところでございますが、これらの一覧表みたいのを私どもにはお渡しすることはできないのかどうか、それをお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 施設の統廃合関係ということでございますけれども、これについては今回、例えば放課後児童クラブ、これは復興交付金事業で第一小学校の敷地内に新たに施設をつくると、こういったこともございます。そうしますと、当然今の児童館とこういったことについてもいろいろな工夫をしなければならない、または保育所でありますけれども、これについても今、分園ということで旧保健センターを利用してございます。こういったものについても、例えば分園について廃止するといった、こういったことも含めて、これからその場その場において、長期的な視点も含めてしっかりと検討してまいりたいという考え方でございます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 再質問の中で集会27施設の設置の条例規則関係ということでございます。

通常、目的等が補助事業の関係から、コミュニティ施設であったりその他の補助事業を使う場合は、単独でそのものについての設置及び管理に関する条例というような形で制定をしております。それから、あと集会所関係につきましては、集会所及び管理に関する条例に基づいて、それぞれの集会所ごとに管理、運営規則というようなことで規則の中で具体的なことを定めているというようなことでの振り分けをしております。

以上でございます。

すみません、あと一覧表のご質問もございまして、一覧表につきましては同じく集会施設について1番議員のほうからも出てございまして、一般質問が終わってから、後ほど一覧表のほうは提出をしたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 議会のほうからは通告書のほかに内容についても執行のほうに説明する時間をとっていたところですが、答弁は、ぱっと前もって設置された答弁用紙で答えるだけで、我々は今耳で聞いて頭の中に入れ、記録することもままならぬ状態の中でお答えをいただいているわけです。そこの中に入っていくのもなかなか大変ですから、できるならば執行のほうからも、答弁のようなものをこの席ですっとペーパーで渡していただけるようなこともできれば、大変質問者には助かることだなというふうに思います。

それでは、この集会所の条例とあるいは規則の件でございますが、この中で区長さんのほうに委託契約を結ぶというふうな文言が入っておりますね。これは全部委託契約を間違いなく結んでおられるのかと思うんですが、私どもまだ一度もそれ見たことないものですから、それは我々後で拝見することも可能であるのかとは思うんですが、それはいかがなものかと

いうことです。

あと、それから消防施設として10、それからその他というふうなことで答弁いただきましたが、それらの消防施設かその他というのは具体的にはどのようなものを指しておられるのか、改めてお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

集会施設関係の委託契約については各行政区長さんと契約を結んでおりますので、それらの資料については総務課のほうで管理してございますので、必要があるときにはその辺の閲覧についても可能でございます。

それから、あと消防関係の施設の内容でございますが、こちらについては各分団の屯所関係、それから笠石の防災センター、それから備蓄倉庫ということでの施設となっております。それから、その他ということで申し上げました施設につきましては、浄水場ですね、旭町、成田、桜岡。それから浄化センター。そのほか水源関係でそれぞれ施設を持っておりますのでその水源関係の施設。さらには、駅前の駐輪の関係、それからふれあいの森、それから不時沼公園関係ということで、その他の施設のほうに集計をさせていただいております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 1番目の質問については、公共施設の実態というものを我々確認できていなかったところもあるものですから、それも確認させていただいたところでございます。

それでは、関連している項目ではあるんですが、一応2番目として2点目の質問を通告させていただきましたので、2点目の質問に入らせていただきます。

町が関連します公共施設及び公共用地の設置場所等についてお尋ねいたします。

1番目の前の質問でも答弁をいただいたところでございますが、それらを初め町政運営上に必要な公共施設あるいは用地、それから関係場所がたくさんあるかと思うんです。しかし、それは全てが町有地でなく、多くの借地で運営されている今日であります。今回の議会の中でも、私のほかにもこの借地の件については通告されている方もおるようでございますが、私の視点から見たその借地に関する質問を進めさせていただきたいと思っております。

それらの借地の件数ですね。我が町が借りている件数、それから面積、あと借地料というのはどうなっているのかお伺いさせていただきます。また、東日本大震災や東京電力の福島原発の放射能問題、そして長引く経済不況などによりまして、全国的に地価が長年下落しております。その中でこの借地料というものがどのような対応をされているのか。当然のことながら環境、そういうふうなことを考えていきますと、算定方式もあるし、それから決定基

準になります課税評価額ですか、それらもあると思うんですが、変動に対しての借地料の対応策、見直しもあると思うんですが、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

借地の実態としましては、総計で62件、うち7件が無償借り受けということでございます。面積にいたしますと、合計で2万3,096平米、借地料の総額が477万3,691円となっております。

それから、あと借地料関係でのいろいろなご質問でございますが、ご指摘のとおり、現在地価が下落しているということから、借地料につきましても、土地の賃貸借契約の中で土地の価格変動や経済事情を考慮し、借地料の改定について3年ごとに改定することができるというようなことで明記されております。そのようなことから、今後その状況、内容の確認をさせていただいて、一部についてはなかなか全て一様にとということにはいかないかもしれませんが、全体的な中としては、全国的に地下の下落も進んでおりますことから、地権者と協議をしながら、適正価格の設定のための見直しを行っていくように検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 借地が62件と、やっぱり多くありますよね。これだけの町政運営をしているわけですから。その中で7件が無償ということでございますが、この無償の7件というのは具体的にどのような施設あるいは場所であるのか、それをお尋ねいたします。

あと、3年ごと評価替え、固定資産評価が3年ごとに標準額が決まっているところでございますが、これらがただいまの答弁ですと3年ごとにできるというふうになっているというふうなことになりますが、私どもお伺いしてまいりました今までの借地料を見ますと、長年にわたって変わっていないのが多いのかというふうに思うんです。そうしますとその辺の決定というんですか、借地についての価格は前年と同じくただこう契約を結んでいるのか、本当に現状を把握してアップしているのか、あるいは下げているのか、その辺がちょっと見えてきていないんです、めり張りが。ですから、もう少しその内容、どんなふうな条件でやっているのか、もう少し細かく決定の方法についてお伺いします。

あと、それからもう一つは、この借地の契約期間の問題です。この期間というのは何か基準があると思うんです、建物とか更地なのかそれから恒久的な施設なのか、それによって期間というのは決まるかと思うんですが、聞くと3年とか、あるいはものによっては10年とか

というふうに期間がなっています。この契約期間というものがその間使用貸借できるところでございますが、それとともに地価も、ただいま総務課長の答弁では3年ごとにとということですが、10年契約すれば3年ごとには変わらないと思うんですよね。そうすると、ちょっとその辺の話がつつま合わないんじゃないかなと思うんです。ですからこの契約期間の根拠、これをまずお伺いします。

あと、それから借地の借用代金は各公共用地用に対応しているのかということ、それはですね、歳入で見ますと道路占用料ということで毎年420万円ほど町に歳入あります。これは東北電力やそういうところの電柱、何かお伺いしたのでは1,870本分で1本2,250円になりますか、というふうなことに前の決算か何かのときに町のほうからご答弁をいただいております。そのほか、行政財産使用料というのが96万4,689円ほど決算書でも計上されてきているんですが、これについてはちょっと私も内容を把握していなくて、何かの使用料だなどというふうに伺っている、このように歳入があります。それから、歳出では光ケーブルの電柱強化使用料ということで6万4,134円ほど歳出になっております。

そうしますと、電柱1本に対しても2,250円とか、あるいはこの光ケーブル6万4,000円の支出があったりとかというふうなことになりますと、細かい話になりますが、ここには当然のことながら防犯灯も個人の敷地に立っている分もあるし、それから街路灯、町が設置したカーブミラー、それらも町所有の物件が個人の土地に立っていると思います。それらというのはどのくらいあって、それらというのは賃料が発生しているのかどうか。あるいは防火用水槽とか火の見やぐらですね、火の見やぐらも少なくはなりましたが、これも設置されております。面積にすれば二坪、三坪くらいの話だというふうなお話になるかもしれないんですが、水槽の設置場所、それから火の見やぐらのこういう民家の土地にあると思います。あるいはそのほかの細かいものもあるのかもしれませんが、そのような借地の代金というのは現在どのようになっているのか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） それでは、まず第1点目の無償の施設関係についてでございます。

これについては、旧道関係の鏡田のほうの道路敷関係と、それから個人の宅地を利用しての休憩場所等、花壇等のようなもののほかに、町内駅前1区、それから成田、南高久田、鏡沼の小さい公園関係、これが地権者の善意ということで無償で5カ所です。そのほかに水道関係の久来石の加圧ポンプの用地、さらには、同じく久来石ですが配水管の埋設用地、これらについては面積も少ないということもあるんでしょうが、無償で借り受けをしているというものが7施設ということでございます。

それから、町での借地をする場合の借地料の決定についてでございますが、基本的には固

定資産の評価額を参考に借地料を設定しております。また、同類の施設については、整合性をも図るという観点からも、その価格算定に影響しているというか価格を決める場合の条件の一つになっております。

それから、借地の期間ということでございますが、当然地権者の了解によってもその期間は変わるものもありますが、当然建物が建っているものについては20年とか長い借地期間を設けた形で、建物の償却に合わせて期間を設定していると。それから防災無線局のような構造物等のようなものについては10年程度というようなもの、それからあと短いものでいきますと、いろんな道路敷のような形で一部借り入れをしているようなものについては、短い期間の中での契約期間というような形で設定をしているということでございます。

それから、あと先ほど申し上げました施設のほかに、いろいろとカーブミラーであったり防犯灯であったりというような形のお話がありました。それらについては、ほとんどが無償というようなことで現在のところはやっております。地区住民のためのいろいろな施設、交通の安全であったり夜間の安全であったりということから、各行政区のほうから要望がございまして、要望に基づいて設置するというものですから、現在のところは該当する地権者の方にご了解をいただいて、無償でご協力をいただいているというのが現状でございます。

それから、あと光ケーブルとか添架料もございまして。電柱などについては、当然東北電力などが借りる場合については、借地料として町のほうに歳入として入りますが、逆に町が借りる場合は、同じ電柱でも相殺をするわけではなくて、共架料とかという形で支払いをしていくということになっております。そういった関係で、光ケーブルについても共架として6万4,000円の支出があったというような状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 7件ほど無償で、ポケットパーク、小さい公園、小さい公園というのは鏡田にもありますが児童公園ですか、鏡沼のちょっと奥まったところにありますが、それから久来石の水道の加圧ポンプですか、用地ですね、これらも面積にすればかなりの面積になっていると思います。そして、鏡田の児童公園のあるところはあれは市街化区域になっています。すると、固定資産の評価額は高いです。

あと、実はため池がありまして、それは周辺の雨水の排水を集約する、洪水を防ぐための場所だということで町が借用している池もあります。ここに覚書がありますが。これはこちらの覚書、私のほうでコピーですが持っているのですからこれ町も持っていると思いますが。そのような借地が無償でかなりの面積でやっているところがあります。この池の場合には約1,900平米ほどの池があります。あるいは鏡田の小さい公園についても、面積はあれ幾らあ

るんですか、かなりの面積があると思います。

実は、この池については一昨年まで固定資産税が対象になって固定資産税を取られておりました。そして昨年この話が出て、お話しして初めて固定資産税というのが免除になりました、町の公共用地に使わせてもらっているということで。これは平成5年に契約した、覚書を取り交わした場所でございます。そうしますと、約20年近く固定資産税をずっと納付しておったということでございます。

それもあるんですが、あと小さな公園についても、市街化区域の中の用地を、家1軒は十分に建つほどの100坪ほどはあると思うんですが、その用地を、これは固定資産税はとっていただんですか、それとも取っていないんですか、これは。そしてこのような公共の場所に無償で借用しているという実態があります。そして、私がちょっとお伺いしていました鏡石町の各集会所なんかの単価を聞きますと、鏡田の転作技術研修センターについては平米270円なんですね。これも市街化区域の中にある1,021平米の土地なんです。これが平米270円です。ずっと来ているんですよね。ということはこれ、市街化区域に何年か前になったときに、平成5、6年かもしれないんですが、なったときに見直しをして、やっぱり評価額は当然上がっていると思うんです。それなのにこのような単価で来ている。笠石の新栄町については平米838円です。これは住宅地の真ん中にあるからかもしれないんですが。上のほうの婦人の家が300円、桜岡と久来石の転作センターが230円、250円、豊郷が260円、北町、成田になりますがこれが270円、桜町が260円、そのようになっております。

あと、また幼稚園については、借地はこれ駐車場だと思うんですが平米670円、鏡石の保育所、これはやはり進入路か駐車場になるかもしれないんですが、これも市街化区域の場所としては市街化区域に入っているんじゃないかと思うんですが、しかし266円というふうなことで。

このように、払うべきところには800円とか600円とかというふうな高額な、その土地に見合っただけの価格を確かに払っているのだからかもしれないんですが、この無償でやっているという部分についてはどうも納得しないというか、片手落ちじゃないかなと。確かに、カーブミラーとか街路灯というのはその地区の防犯上のことがあるから、まあ1本くらいぽつと立ててもらう、そして使用面積も基礎を含めてもせいぜい1平米も使わないから、それは貸しておく方の好意によって設置されて協力してもらっているから、それはいいのかもしれないんですが、このように大きなもの、それから、先ほど答弁になかったんですが防火用水とか火の見やぐらとか、それらについてはどうなっているんだ。もう何十年となく、この防火用水なんてのは設置されている。あるいは火の見やぐらもう何十年も設置されている、しかしそれについては1円も、もしかしたら土地使用料として払っていないというふうなことになっているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、そのほか消防屯所5カ所で3万4,370円ほど出しているんですよね。これはどの辺なのか、細かいお話ですと農村情報連絡屋外局っていうんですか、これに対しても9,600円ほど計上しているんですが、これはどの辺に出しているんだかわからないんですが、こんな小さい数字ではありますけれども、出すのであれば、やっぱりしっかりとこの、無償7件ですというふうなことじゃなくて、何平米くらいまではあれです、地区の協力をいただきたいですとか、あるいは、それ以上になれば課税評価額のやっぱり何%なりのきちんとした地代を町はお支払いしますというふうなものを明確にしていかないと、これは私は今から二、三年前に町当局に担当課のほうに行き、これらの整合性のないものについては改めるべきじゃないかというふうなことは申し上げておいたところでございます。しかし、今日まで全然それは変わりなく来ておりますので、改めて今回一般質問で入らせていただいたんです。

この鏡田の転作技術センターの270円というのは、新栄町の集会所あたりの評価額と比べて極端な差があるんですが、これはいつの時点で見直しをして、そして評価額がバランスのとれた場所になっているのかどうか、改めてそれも伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） まず、第1点目の鏡田の児童公園、それらの関係については面積も495平米ということで台帳がございまして、大きい面積ということになっております。こちらについては、通常原則としてお金をお支払いしていないものについては、固定資産税を非課税にしているということで対応させていただいております。

そういう関係で対応しておりますが、その公園関係については、多分いきさつとして、通常いろいろ施設のときに土地の手当てが予算がないので町のほうでできないという例が随分多いので、そういう場合にはその地域のほうで土地をこの場所に、地権者の方の了解もあるので土地は将来的にわたってということではないのかもしれませんが、無償でいいですと、そういった形でお話がある場合が多いものですから、そういう形の場合は無償で契約をさせていただいておいて、その目的の施設であったりいろいろなものを整備してきているという経過があります。そういった関係から、この公園についても無償というような形になっているかと思えます。

その無償については、当然税金は課税できませんので非課税と、前にもお話ししました残りの施設についても、当然7施設分は全部税金については非課税というような形で扱っております。

ただ、先ほどカーブミラーとか防犯灯、それらについては多分好意の中でお願している内容なのかなというふうに思います。それから防火用水とか火の見やぐらについても、多分

昭和ではなくてもっと古い時代からのものもありますので、当然そういう場合も地域のほうから、地域の安全の観点なので無償で借りていて非課税というような形での措置をしているというふうに思われます。

それから、あと価格のバランスのことがありまして、当然価格差があるものについては基本にします評価額に差があるということではございますが、これまでの借地料の経過の中での見直し等の点検などもしていきながら、今後適正な借地料にしていくように努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） きょうは時間あるから、かなり細かい部分についてもお尋ねさせていただきますから。

この無償の部分について、本人が了解しているとか何とか、それは契約する段階の話でありまして、それから、長年経過してきていたときに、当然のことながらこれは公園とか、あるいは水道加圧ポンプ用地だとかというのについては、契約のときに行って新たに契約を結んでいると思うんですが、これはやっぱり3年ごとに間違いなくやっているんですか、それとも契約書にうたってある期間で借地しているから、その都度そのときに行っていると思うんですが、これは期間というのは間違いなくみんな3年ごとなんですか。何かちょっと聞くとばらばらのような気がするんですが。あと、それからまず期間がどんなふうになっているかということ、改めてもう一回よくお尋ねします。

それから、ポケットパークのようなものについては、何かうちの向かいにありますポケットパークについては、あれは町があそこに隅切りをして、交通安全上の見通しをよくするためにちと塀をバックさせていただいて、その空き地スペースをつくってくださいと町がお願いしてつくったものであって、少しの面積だから地代はいいですよと言っているんですが、しかし、ほかに来ると平米800円も払っている箇所が片方はある、片方はただですよというのは、余りにもこの格差があり過ぎでないかなと思うんです。あのポケットパークだって10平米くらいはありますから、少なくとも。

そんなふうなことは、わずかな面積かもしれないんですが、町民から無償で貸してもらえものはただですとそれをいつまでも借りている、しかし、片方はこういうふうな高額なやつでやっていくというふうなことになりますが、各集会所については2、4、6、8カ所ですか、鏡田転作センターと新栄町、農村婦人の家、桜岡多目的集会所、久来石の転作センター、あと豊郷改善センター、北町集会所、桜町集会所。この8カ所についてですね。あとそれからゲートボール場は10年、鏡石町立幼稚園と保育所と、それから定住住宅のところの駐車場は4年、構造改善センターも9万2,000円ほど借りているんですが、これ何のあれな

んだかわかんないです。あやめ圃場、消防屯所5カ所、農村情報連絡屋外局。これらがあるんですが、これらは何年になっているんですか、契約期間が、おのおの。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 集会施設関係については、それぞれ20年というようなことで契約をさせていただいております。あと内容によって、ゲートボール場自体は10年間という期間です。そのほか場所によっては期間が違うものもございますが、10年とか20年とか、その施設に合わせた形で契約期間は設けているというようなことでございます。

あと、価格差について、当然評価額で価格は決定はしておりますけれども、当然冒頭での地価の下落ということもございましたので、今後、その価格について適正化を図っていくということからも、これらについて再度見直しをしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 集会所については20年というふうなお話でございますよね。そうすると、これ、いつこの契約を更新したかはちょっと私ども存じ上げていないんですが、そうすると、3年ごとに課税評価額の見直しをするというふうな基本がありますよね。でも20年契約したら3年ごとというのは生きてこないと思うんですよ。結局、町もそうですが、貸し主のほうも20年間その価格でいいですよということになるから、20年先の状況までお互いが納得した中で貸し付けしていると思うんです。そうしますと、このような平米単価差が大きくあるのに、同じ市街化区域でありながらもですね、全然この価格はもう変わらない。ということになると、高く契約した人はよかった、悪かった人は我慢してくださいというんでは、ちょっとこれ安い方については非常に、特に鏡田地区のその転作センターなんかについては、余りにも、いつがこれ終わりになるんですか、鏡田の転作センターというのはいつからいつまでなんですか、ここの場合には、20年と言われましたが。

あと、それから池についても、実は何でこういうふうな形になったんでしょうかと伺われたんですが、前までは固定資産税が取られてここがなくなったって、去年からなくなったというお話が、固定資産税が。その前まではずっと固定資産税がかかっていたと。そして、そこでなくすのならば、もしかしたらそれは公共用地として整合性がないからということでもなくしたのであれば、ある意味では前にさかのぼって戻すようなことも考えてやらなくちゃならないのかなというふうにも、考え方によってはあるかと思うんです。そういうふうな場合に対しては、さかのぼるとかそういうことはまずないのかどうか改めてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問の中の鏡田転作センターでございますが、当初契約が昭和58年4月1日ということでの契約となっております。

それから、改定関係でございますが、土地の賃貸契約などを結んだ場合には、期間の定めもございますが、条文の中に賃貸料の改定ということでの条文もございますが、先ほども申しましたけれども、土地の価格変動とか経済事情を考慮して3年ごとに見直しをしていくというような条文も入っております、それらについても先ほど申しましたとおり、再度これらについての価格については検討したいというように思います。

それからあと、池についてはまた別に回答させていただきます。

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） それでは、9番議員のご質問にお答えいたします。

ため池の利用について固定資産税の減免を実施いたしました。それについてさかのぼるかということにつきましては、今回については地権者の方からお話があったということで、今年度については減免したということで、遡及については現時点では考えていないということになってございます。

○議長（渡辺定己君） 税務町民課長に申し上げます。私の許可を得てから発言するように。よろしいですか。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） それでは、見直しとかそういうのについてもやるということなんですが、やるという、その契約期間が来たときにやる話なのか、今言ったこういうふうな借地についての総括的な見直しをしっかりといつの時点でやるのか、その時期をお伺いしたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

いろいろお話を聞かせていただきました。確かに議員さんがおっしゃるとおりのいろんな面があると私も気にしております。ただ、いずれにしても、この町政をやっていく場合に長年の経過があるという、こういった事情の中で、当然町からのどうしてもつくらなければならない施設等もございますし、または地域で、町ではなかなか財政的にいろんなものが容易でないと、そういう中で地域としてはぜひ必要なんだと、そういったものもあると、そういう中で、長年の中で契約の中でも無償とか有料とか、そういった経緯で来たという、そういう事実もあるということもご理解をいただきたいと思えます。

そういう中で、質問がございましたこういった部分については、新年度の中で検討をしていきたいというように考えておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 確かに町民が負担すべきこともあるし、それから町がやること、できるならば町民に負担してもらって町はできるだけ支出を少なくしたいという気持ちはわかります。しかし、それが同じ施設、あるいは同じ用途でありながらも片方は高額の賃料を上げ、片方はまるっきり住民にそれを強いてるというのでは、ちょっと整合性が私はないと思います。やっぱり同じ鏡石町内に住む町民であれば同じ条件で物事を進めていってやる、そういう基準を、長年にわたって今日の形ができてきたんですが、ここで見直しをして、そして皆平等な生活ができる、あるいは位置づけになれるような行政をやることが我が町の一步前進じゃないかなというふうに思いますので、そうなることを祈念しまして質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） おはようございます。

2番議員、古川文雄です。

年度末の慌ただしさが漂い、しかも復興元年と位置づけられ、今後の鏡石町にとって大きなターニングポイントになるであろう平成24年度の締めくくりとなる当3月議会で、一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

この平成24年度は、未曾有の大震災からの本格的復興事業と原発事故に伴う放射能対策に追われた1年となったのではないのでしょうか。非常に困難な状況下にある平成24年度も無事年度末を迎えられたのも、遠藤町長以下町執行一丸となった業務推進の賜物であると感じており感謝申し上げます。

個人的なところでは、一般質問の場を通して提案させていただきました、第一小学校改築に伴う地下式貯水槽の設置を採用していただき予算計上していただきました。最悪の事態を想定するリスクマネジメントの視点からの提案で、ともすると無用の長物になりかねない設備投資の提案でしたが、趣旨に賛同いただけたことに心より感謝申し上げます。

今後、より多くの町民の方々からの貴重な意見をもとに、実りある提案を行っていき

いと思っております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1番、子供たちの健やかな学校生活についての(1)、学校給食の運営についてです。

健全なる精神は健全なる肉体に宿るといいます。子供たちの成長に必要な栄養を考慮し提供されている学校給食事業で、人件費あるいは委託業務など公費が投入されているほか、給食費として個人負担が徴収されております。そこで、①の個人が納める給食費は何に使われ、その金額はどのようにして決められているのかをお聞かせください。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) おはようございます。

2番、古川議員のご質問にご答弁申し上げます。

各学校とも給食費はそれに伴うパン、米などの主食代、そして牛乳代、食材の賄い代に使われております。金額につきましては、本年度の小学校が1食260円、中学校が1食324円となっております。その金額は子供たちの栄養価の基準値、それから食品構成表に基づき給食の内容、年間実施回数、それから食品価格変動等を考慮して算出しているものでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 2番、古川文雄君。

[2番 古川文雄君 登壇]

○2番(古川文雄君) ありがとうございます。

続いてですが、現在、全国的に給食費の未納が大きな問題となっております。我が町にあっても同様ではないかと思えます。そこで、未納額はどれくらいの金額で、本来集まる給食費の何%になるのかお聞かせください。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) では、申し上げます。

一小的未納額は2月末現在で2家庭3名、金額にしますと11万8,000円で全体の約0.4%となっております。第二小学校の未納はございません。また、中学校におきましては2家庭2名分1万7,000円で、全体の約0.07%となっておりますが、中学校の未納につきましては年度末で未納額ゼロになるというふうな予定でございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 2番、古川文雄君。

[2番 古川文雄君 登壇]

○2番（古川文雄君） 未納の状況は理解いたしました。

例えば税務町民課では特別徴収を実施したり、差し押さえ等をして滞納額の解消に努めていますよね。給食費にあっても何らかの対策は講じられているのかと思います。そこで③の、未納解消のためにとられておる具体的対策として、その対策と効果についてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

未納額解消といたしましては、基本的には町の教育委員会で作成しました給食費の滞納対応マニュアルによって対応してございます。具体的には、電話連絡による督促や通知による督促で、納入計画を明確にすることで納入に結びつけております。対応マニュアル以外でも家庭訪問等による督促、授業参観日等においていただいたときに保護者との話し合い等を行い、未納額ゼロを目指しているところでございます。

効果といたしましては、納付を忘れていた保護者に対しては効果的ではありますが、保護者の都合により納金がおくれている場合は効果が十分とは言えない状況で、督促に対しても返答がない家庭もありますが、学校では全納に向けて根気強く対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 四、五年前から口座振替が廃止、集金となっておりますが、これも未納対策の一環なのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

そういった意味合いもあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 子供に現金を持たせることの防犯上の観点、きちんと納めている人の手間が増し、不便になっている点についてどうお考えなのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

子供たちが現金を持って通学するというのは、議員さんのおっしゃるとおり大変心配な面がございます。学校としても、一括納入あるいはできるだけまとめた納入をご家庭にも勧めているところではありますが、それぞれの都合によって細かく納入するというところもあるのかなというふうに思っております。

現金の取り扱いについては、何かありますと学校にとっても家庭にとっても子供たちにとっても不幸なことでございます。そういったことがないようにこれからはしっかりした対応をとっていきたい、そのように考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） そうですね。納める人の立場に立って利便性を向上していただけますようお願い申し上げます。

続きまして④の、未納があることで支障が出ると思いますが、その穴埋めはどうしているのかという質問です。

これは、本来集まるべき給食費が集まらなければ、例えばですが単価を安いものにするとか、数量を控えめにするとか、あるいは未納額相当を何らかの方法で補填をしないと帳尻が合わないというふうに思いますが、どういった対応をとっているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 未納に対する穴埋めのおたがしでございますが、申し上げます。

この給食費につきましては他の予算から補填することはできませんので、納入された金額で給食の内容、具体的には食材の選定などを計画して対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 給食費の消滅時効は2年で成立してしまうはずですが。法的手続や強制執行も視野に入れ、納まるべき金額がきちんと納まりますよう厳正かつ厳格な対応をお願いいたします。

次に、（2）の英語体験学習事業についてです。

予算説明の際に説明はございましたが、天栄村のブリティッシュヒルズで実施予定のこの事業についての再確認としてではあります、①の、対象となるのは1年生だけで回数は1回だけなのかということでお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 英語体験学習についてのおたがしでございすが、ご答弁申し上げます。

この事業は心豊かなたくましい子供を育成するため、また、高い教養と国際的な視野を持つ社会人を育成することを目的に、町の次代を担う中学1年生を対象に英語研修を実施するものでございす。次年度におきましては、教育課程編成において4日間授業日が減少することなどを考慮するとともに、中学校で本格的な英語学習が始まることもありますことから、動機づけとして中学校1年生の1回のみ計画でございす。

以上でございす。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） この授業の基本コンセプトは非常にすばらしいと思ひます。今、賛否両論の渦中にありますTPPと、今後ますますグローバル化が加速することが予想される状況の中で、将来を担う子供たちが外国の異文化に興味を持ち、慣れ親しむことは非常に有意義なことと思ひます。

しかし、残念なことですが対象が1年生だけで1回だけであるという点でございす。全学年で年2回程度実施できれば、成長を確認することができるよい機会ではないかというふうに思ひます。今年度の授業効果をよく検証していただき、よい結果や効果が得られるとなった場合は積極的に授業の拡充、または拡大をしていただきますよう要望しておきたいと思ひます。

続きまして、（3）のいじめの早期対応についてです。

過日開催されました中学校の授業参観に出席いたしました保護者から、参観日当日に救急車が出動していたことをお聞きいたしました。事故ではないらしいという話はお聞きいたしました。その原因と、それに対してどういった対応策がとられたのかをお聞かせ願ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

中学校における救急車の出動は2月14日、木曜日の授業参観日に起きました。その原因は1年生の男子生徒同士が授業前にじゃれ合いながら蹴った蹴られたというようなことが起きました。その後、当人は授業を受けていたのですが、気分が悪くなって保健室で休んでおりました。しかし、過呼吸がおさまらなくなったというので、大事をとって医療機関と連絡をとり搬送しようとしたのですが、医療機関のほうで早急に対応はできないという、そういった返事だったものですから救急車を要請したものでございす。

今回の件に関し、職員会議を通して状況を伝え、当該学級はもとより学年集会を通して指導を行い、また、全職員共通課題として全クラスにおいて事故防止に努めるよう指導をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 我々大人にとりましてはささいなことが、子供たちの世界ではいじめの引き金となるのが多々あるのではないかと思います。必要十分な観察と適切なケアをお願いしておきたいと思います。

次に、2番、子供たちの健康についてです。

①の、平田村で甲状腺検査が受診できるようですが、町としての対応はどう考えているのかについてです。先月20日ごろの新聞報道によりますと、平田村にある民間の放射能研究所では甲状腺検査を希望者全員に無料で実施するということでした。平成25年度には、福島県の県民健康管理調査では甲状腺検査が実施される予定ではあると思いますが、町としての何か検討していることがあればお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子供たちの健康を守り、将来にわたる健康管理を行うことを目的といたしまして、県民健康管理調査が実施されておりますけれども、その一環といたしまして、平成23年3月時点におきます環境放射線量の高かった市町村順に甲状腺検査が行われております。

現在実施されている1回目の甲状腺検査は、放射線の影響が考えにくい時期に行う現状確認のためということで、先行調査ということになります。平成26年3月までに県内の対象となる子供たち全員に実施されることとなっております。また、本格調査につきましては平成26年以降、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続し見守っていく計画となっております。

鏡石町の子供たちにつきましては、町内の小中学校等で今年4月から福島県立医科大学スタッフ等による出張調査が開始される見通しとなっております。町では改めて対象者名簿の確認作業を実施し、検査実施機関となる県立医科大学放射線医学県民健康管理センターに対しまして鏡石町の検査対象者の住所データ等を提出したところでございます。

なお、対象者につきましては現時点で2,602名ということになってございます。対象者は平成23年3月11日の時点で鏡石に居住していたゼロ歳から18歳までの者となります。町では実施される甲状腺検査を対象者全員が受けられるよう、また、確実な検査が実施され安

心・安全の確保につながるよう実施機関と連携調整を図り、県などとともに適切な健康情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、検査費用の負担につきましては無償となります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） これまでの一般質問でもいろいろとお伝えしてきましたとおり子供の健康を心配しない保護者はいませんし、次世代を担う子供たちは我々にとって共通の財産でもありますし宝でもあります。できることは限られているかもしれませんが、できる範囲で積極的な支援をお願いしていきたいと思います。

続きまして、3番、快適な交通環境の実現についてです。

(1)の、巡回バスの検討についてです。

①、地方路線バスへ約1,300万円が投じられる予定ですが、どれくらいの町民が利用しているのかについてです。意味合いですが、赤字路線の補填として支出されていると認識しておりますが、これら採算の合わない路線を廃止された場合、どれくらいの町民に影響が出るのかを知りたいのでお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

どれくらいの町民が利用されているかについてでございますが、複数の町村にまたがって運行されている路線もございますので、町民の利用実態となりますと実際にバスに乗って調査することが必要になります。こういった関係から、若干データは古いのですが、平成21年度に実施した内容についての利用人数等についてご報告をさせていただきます。

この21年度に実態調査をした背景といたしましては、平成20年度の時点で路線バスの維持補助金が2,680万円ほどございました。こういった高額な補助があった関係からいろいろと見直しをする必要があったので、平成21年度に町の地域公共交通会議、この会議の中でいろいろと検討すると、そういった関係から利用実態の調査を行ったということであります。

その結果につきましては、成田線について1日上下合わせて12本117人、それから天栄に行きます竜生線、これについては1日上下合わせて12本、こちらは121人というような利用状況でございました。いずれも70%から80%の利用者は通学の児童・生徒の利用ということでした。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） では、②、町内巡回バスのほうが路線バスよりも町民の生活に密着したサービスができるのではないかと質問です。

路線バスは皆さんが御承知のとおり、大型バスで運行しております。バス停留所でしか乗りおりできません。これを例えばマイクロバスを貸し切り運行するにすれば、路線バスよりも決め細やかなルート設定が可能となるのではないのでしょうか。コストの面からいっても、1日単価を4万円と換算し月に25日運行を12カ月実施するとした場合、あくまでも想定ですが年間1,200万円程度で上がる計算になります。検討する価値はあるのではないかと思いますが、どのように思われますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

このご質問の内容についても、過去に町の地域公共交通会議のほうでも検討した経過がございます。そういった中で、一番の利用者が児童・生徒ということですのでその児童・生徒の足を確保するという、さらには、その利用者の中には須賀川市内への病院とか買い物とかいろんな形で利用される方もいると、そういった方々の対応にも応えなければいけないと、さらには、高齢者ですとお医者さんですとか病院のほうへの利用もございますので、総合的に検討しなければいけないということであります。

ただ、おっしゃるとおりバスを貸し切ってやることであれば、当時の試算ですとコミュニティバスですと1,200万円くらい、スクールバス自体ですと900万円前後というような試算も出ておりました。ただ、これらについては、コミュニティバス1台ですと子供さん方は同じ時間に大勢の人数が乗ってしまうと、そういった場合に1台で賄い切れないことも考えられるので、なかなか踏み切れない部分もデメリットとしてあったような内容になっております。

さらには、デマンドバスというような形で、事前に電話等で予約をしておいてその予約にもとづいて回るといふようなやり方も検討したというような会議の内容になっておりますが、デマンドバスですとそのバスの購入をしなくてはならないというようなデメリットもあったそうで、総経費が2,400万円くらい、当時予算ですとかかるというふうなこともございまして、なかなか決め手に欠くような内容であったということでもあります。

ただ、朝晩の子供さんたちが利用しないバスは利用されている方が非常に少ないというのも実態であります。そういった関係から、今後いろいろとどういう形がいいのか総合的に検討してより生活しやすい交通環境の検討をしてみたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 高齢化社会などが進めば、公共交通機関の果たすべき役割の重要性は増すばかりであります。公共だからこそ、現実にはできる住民生活に密着したサービスの充実を図っていただきたいというふうに思います。

最後の質問になります。

4番、東日本大震災における一部損壊の方々への支援についてです。

(1)、一部損壊の支援について、①の、義援金、支援金、医療費負担等のさまざまな場面で半壊と一部損壊では開きがあると思います。町独自の支援策を打ち出す考えはないのかについてです。一部損壊の方々への修理費の一部補助が実施され期間を延長していただいたものの、まだまだ開きがあり、十分な支援となっていないのが現状だと思われま。そうした実態を踏まえ、今後、町独自の支援策を打ち出す考えがあるのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

一部損壊、こういったものからさらには半壊、そして全壊ということでもありますけれども、一部損壊についてはその半壊に近い部分からほんの一部の本当の損壊という、そういったこともございます。全壊、半壊、大規模半壊とこういった、この一部損壊がそういった区分になっただけいろいろな手当ても考えられないこともないとはいうように思いますけれども、その一部損壊というのはかなりの開きがあるということまずご理解をいただきたいと思ひます。

そういう中で、今回の震災の中では町内の約7割の世帯が被災をしております。そういう中では一部損壊が約4割ということでありまして、棟数にしますと1,654棟という状況であります。こういった状況から町では独自の支援策として今ご質問あったように一部損壊の住宅の補修事業を実施したというところであります。現在のところ、2月18日現在でありますけれども519件の申請がございまして、交付額が約4,600万円ということになってございます。

我が町は特に被災が大きいということで、なかなか業者さんも容易でないといったこともございまして、また、その被災を受けられた方の判断というものなかなか決めかねない。そういうことも含めまして、今回、支援期間を今年の12月までに延長するというようにしていきたいということでもあります。

そういったことでもありますので、町としてはこれ以上の財政支援ということにつきましては、財源の関係、先ほどの一部損壊の大小関係、そういったことも含めまして、現在のところ

ろは検討されないという状況でありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 実態把握や線引きの難しさがあるということは十分理解できます。ですが、例えば被災建物の調査結果をもとにした固定資産税の減免、それにリンクした形で町民税や国民健康保険税の減免など、手厚い支援策の追加を検討していただけますようお願い申し上げます。

最後に、冒頭で述べましたとおり、今後もより多くの町民の方々の貴重なご意見をもとに実りある提案を行っていく所存であります。今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 本第7回定例会において、3人目の一般質問をさせていただきます1番議員の円谷寛であります。

私は、今回の質問で累計102回目の一般質問になります。12月の前回の定例会からたった3カ月という短い期間で、この我々の住んでいる環境というのは大変大きな変化がございました。

私が前回の一般質問で述べましたように、その直後に総選挙が行われて、本当に民主党がもう話にならないような惨敗を喫したわけでございます。まさに何回も私がここで申し上げたように、平家物語の冒頭の言葉ですね。祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きありという思いをしみじみと感じているわけでございます。本当にたった3カ月です、世の中がこれほど大きく変わるということを本当に驚いているくらいでございます。

3年半近く前は、何とかこの自民党の長い政治で疲弊し切った国民が、何か閉塞感を打破していただきたいということで、多くの国民が民主党に期待をして大変な議席を与えたわけでございますけれども、これが時間とともにこの厚い期待を何か民主党は忘れてしまったのかと思われるような行動が目立ったわけでございます。

まず、鳩山さんは選挙であれだけ声を大きくして、アメリカ軍の普天間基地については原則は国外だと、最低でも県外だと、こういうことを選挙で約束をしたわけですが、それがいつの間にか、外務官僚だか防衛官僚だかわかりませんが、説得をされたのか前言を撤回

してしまって、それがみずからの政治資金の問題などもあって失速して引退をしてしまったということでございます。

次の首相の座について菅直人さんですけれども、この人も何を血迷ったのだから所信を忘れてしまって、選挙であれだけ4年間は絶対やらないと、議論もしないというふうなマニフェストを出しておきながら消費税の増税というものを口に出してしまったわけでございます。おまけに、この3.11の大震災でございました。これはまさに弱り目にたたり目と申しますか、この対応をめぐって、放射能の分布図のSPEEDIの公開などを渋ってきた。そして放射能線度の多いほうに避難民が何回も何回も避難を続けなければならなかったというような状態も不手際としてあったわけでありまして、さらに、放射能の問題で記者会見をするたびに、枝野官房長官は当面健康には影響ありませんなどというばかげた発言をテレビの中で繰り返してきたわけございまして、これはまさにこの放射能の被害というものをより大きくしていったのではないかということが言われて、批判が集中したわけでございます。

決め手は3人目の野田首相の姿勢でございます。これは誰の目にも明らかでありまして、古今東西世の中のあらゆる戦いの原則というものは、敵と妥協しないために味方と妥協する、これが鉄則なわけでございますが、この原則を野田さんは忘れてしまって、党内に消費税を強行するならば私たちは党を出ますよということを明言しているにもかかわらず、彼は自民党や公明党の力をかりてこの消費税導入をやって自分の党を大きく分裂させてしまったわけございまして、これは全く政治家として基本的に戦略を持たない、全くお粗末なやり方でございます。

最後に決定的だったのは、菅首相が浜岡原発がもし直下型地震が来てパンクをしたならば東京に人が住めなくなるというこういうデータに驚愕をいたしまして、浜岡原発をとめて徐々に脱原発の方向にかじを切ろうとしていたときに野田さんがかわられて、何をやったのかというと関西電力の大飯原発を再稼働させてしまったわけございまして。これは多くの国民が放射能で十数万人が避難をしているというこの状態の中で再稼働させる、原因もはっきりしない、そういう中で再稼働させるとは何事だということで、さらに多くの国民がこの民主党から離反をしていったわけでございます。

最後のとどめはあの党首討論であります。定数削減を安倍自民党総裁が約束をするんだっただらば私は解散をしますということを言ったんですね。こんなばかげた約束で解散を約束した人は前代未聞でございます。定数は是正をしたからって一体国民に、あるいは民主党に何の足しにもならない、こんな約束のために国会を解散させて、極めて民主党にとって一番悪い情勢の中で選挙をやった。これはまさに最悪続きの話でございまして、もう話にならないという状況でございます。早稲田大学の政経学部という学部を出て29歳で千葉の県会議員となった、松下政経塾を出てそしてディベートの秀才ということを言われた野田さんでございます。

したが、この政権の間に行ったことはまさにお粗末の一語に尽きるわけでございまして、これはもう歴史に残るお粗末な政治をやってしまったということでございます。

その諸行無常でございますが、このたった3カ月の間に大変惜しい人々が世の中から姿を消しております。

はだしのゲンという被爆少年、自分の体験ですけれども、これを描いて、この漫画が少年ジャンプで大変な人気を呼んで、そしてその後単行本で650万部というベストセラーを出した中沢啓治さんが73歳で12月19日に亡くなりました。学校へ行く途中に原爆が落ちてそして道路のそばの塀が倒れてきたと、中沢啓治さんの上に倒れてきたんですね。そしたら普通だったらそのままいちころだったんですけれども、ちょうどその倒れた塀が街路樹にとまったというんですね。それで本当に奇跡的にこの人は一命を取りとめたんですが、生涯をかけてこの原爆の悲惨さ、戦争の悲惨さというものを常に訴えかけた人生でございました。72歳という人生はまだまだの人生だと思えますが、この8月6日の被爆と今肺がんで亡くなったという因果関係は、私はきつとつながっているような気がするわけでございます。

我々の若いときに巨人、大鵬、卵焼きと子供の好物の代名詞に数えられた元横綱大鵬が1月19日、72歳で亡くなりました。敗戦の5日後に樺太からの引き揚げ船で小樽に向かっていたんですけれども、途中、経由地の稚内で母親が船酔いで下船したわけでございます。そのとき一緒に下船したわけでございますけれども、その船はこの親子をおろして小樽へ向かう途中に魚雷で沈没をして全員が亡くなっているんですね。本当にこの奇跡の一命を取りとめたわけでございます。その後母子家庭として大変貧しい中で、家計を支えるために土木作業員や山林の植樹や下刈り、それからまき割りなどに毎日精を出しながら家計を支えて生きてきたということでございます。そして小さいときから一生懸命働いてきて体力をつくってきたと言われてます。しかし、彼は巨人と大鵬が同じくさせられるというのは余り好まなかったそうでございます。有望な選手をいっぱい金を使って集めてくれば、そんなのは勝つのが当たり前ではないかと、それよりも俺は裸一貫で、本当に人の3倍も稽古をして努力をして、このような記録をつくってきたんだということで大変自負をしていたそうでございます。

相撲界で初の文化功労者でしたけれども、死んでから国民栄誉賞を授与されたそうですけれども、同じような記録を持つ千代の富士が14年も前にこの国民栄誉賞というのをもらっているんですね。そうすると大変遅かったのではないかと、もっと生きているうちにあげるべきではなかったのかという考えを私もさせられるところでございます。36歳で脳梗塞を患い、見事に社会復帰を遂げ、1969年の現役時代から毎年日赤に献血運搬車を寄附をし続けて、40年間これを続けて、今でもそのうちの70台が全国の都道府県全県において活躍をしているということでございます。大変な努力と功績のあった関取でございました。

1月15日には映画界のカリスマといわれた大島渚さんが80歳で、歌舞伎の看板俳優であった中村勘三郎さんは12月5日、57歳。市川団十郎さんが2月3日、66歳という若さで亡くなり、歌舞伎座のこけら落としに出演を約束していたこの2人の看板俳優を亡くして、歌舞伎界は大変なショックだそうでございます。12月28日には沼尻軽便鉄道という、磐越西線の川桁から沼尻のあそこに硫黄鉱山があったわけですが、そこに軽便列車が走っていたんですけれども、これを題材にした、福島県の出身の作詞家、作曲家がつくったんですけれども、高原列車は行くという歌を歌って大ヒットをさせた岡本敦郎さんが88歳で亡くなっております。

一方で、町内に目を移しますと、私が昭和62年から平成の初めにかけて一緒に町会議員をさせていただいた藤島良孝さんが1月26日、85歳で亡くなりました。私も矢吹町で行われた葬儀に参列してまいりましたけれども、この人には議員のときも退任後もいろいろなことを教わりました。

私と一緒に議員をやっていたころはまさにこの人の生きざまというのは飛ぶ鳥落とすほどの勢いでございました。威勢ぶんぶんただれなしという言葉があるんですけれども、私はこの言葉はこの人のためにあるのではないかと思うほど権勢を誇ったわけでございますが、人生の終末近くになって大変な多くの不幸に遭われてまいりました。2人の息子さんに次々と亡くなられ、末っ子の息子のやった事業が失敗をして、大変苦勞して尻拭いをしていた姿を今思い浮かべています。今度の大地震では自分が精魂込めてつくった母屋と隠居がどちらも被災をしたということで、大変いろんな不運が続いたわけでございますが、世の中の世はまさに常ならざるということをおぼされるものでございます。しかし、この先輩から私はいろいろなことを学びましたので、これからも大きな力になっていくであろうことを思いますし、心からご冥福をお祈りしたいと思います。

また、亡くなったわけではございませんけれども、この間、惜しまれて表舞台から引退をされた方もたくさんございますけれども、私は2人の人が非常に思い出深いわけでございます。1人は、野球の松井秀喜選手でございます。皆さんに愛称ゴジラなどと言われました松井選手は、私が議員になった昭和62年に我が町議会が石川県の根上町というところに研修に行きました。私はそのとき10カ月先輩のある議員からこんなのは無駄遣いだと、議員はあんなことやって無駄遣いしてんなということを教わったものですから私は残念ながら参加をしなかったんですけれども、その石川県根上町がこの松井選手の出身地でございました。当時、その後総理大臣になる森喜朗さんが一般の平の議員だったんですけれども、この父親がその根上町の町長をやっております、この町のキャッチフレーズが「教育にぜいたくなしだ」ということをキャッチフレーズにしてすばらしい教育施設をつくってきたということ、行ってきた方々がときどき議案の審議の中などで、教育にはぜいたくはないんだということ

何回も繰り返していたのを今も思い出すわけでございます。

もう一人、衆議員副議長をやった、さらには主要閣僚などを務めた渡部恒三さんが引退をしたわけでございます。今、民友新聞に春夏秋冬、私の反省という連載ものを書いていますけれども大変おもしろいことをいっぱい書いております。この人には我が先輩議員の中で大変恒三先生の支持者というか心酔されている方がおまして、そのために私はなかなか一般の人は見れないような場所をたくさん見せていただきました。今の知事、佐藤雄平さんに秘書時代に案内していただいて、衆議院の議会運営委員長室とか副議長室、さらには通産大臣室などに行かせていただいたことが思い出としてあります。

そういうことがございますけれども、具体的な質問に入りたいと思います。

まず、質問の第1点は、エコシティ鏡石の町づくりについてお尋ねをしたいと思います。

このエコシティ町づくりという言葉は、町の中には直接的にこの言葉はないんですけども、第5次総合開発計画の中にある言葉が関連をしているというふうに思うんです。それはこの5つの目標の中の5番目、この5番目の中にこうあるんです。「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります！」という中の施策の大綱の項目の4番目に、環境と共生するまちづくりというのがございまして、そのダイジェスト版の最後のころにこの説明がございまして。

環境と共生するまちづくりとは、省エネ・省資源のまちづくりということで(1)の項目に上がっておりまして、「地球環境問題の解決に地域から貢献する視点から、本町においても、コンパクトな市街地形成や緑地の保全・創出といった都市空間づくり、過度な自動車利用から徒歩や自転車、公共交通機関の利用へのライフスタイルの転換促進、低公害車の導入啓発などを実施し、温室効果ガスの排出を最小限に抑制します。」その後、「原子力発電所の問題から、当分の間は、電力供給に逼迫の懸念があることから、節電の取り組みも合わせて実施します。」こういうことですね。さらに、「東北地方における環境先進都市（再生エネルギーの拠点）づくりという国の施策に沿って、エネルギー産業の振興、再生可能エネルギーの普及などを検討・推進します。」という立派な項目があるわけでございます。

そこで、私の質問でございますが、まず1点として駅東地区、ここに一大ソーラー基地をつくってはどうかということです。駅東開発で市街化区域に編入をされて大変な時間がたつんですけども、ここが全く農地としか利用されていない。市街化区域としてのメリットを全く生かしていないわけです。ですから、ここは何らかの活用、将来、永久的にその部分になるかどうかは別として、今、市街化区域として利用できるのであればソーラー基地にでもして、むしろ新たな再生エネルギーの基地としてこれを利用するほうが、農家にとっても今、余り米づくりもうからないですからね、米は何ぼつくっても赤字ですから、こういう状況でございまして、そのような事業を考えてはいかかというのが第1点目の質問でござい

す。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

太陽光や風力等によります再生可能エネルギーの普及拡大を目指しまして、平成24年7月1日から再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が導入されております。これは電力会社に一定の価格期間で買い取りを義務づけたもので、この制度の導入によりまして、再生可能エネルギーの新たな取り組みが促進されることが期待されてございます。

福島県でも再生可能エネルギー推進を復興への重点プロジェクトの一つに位置づけまして、現在候補地を募集しまして、一般事業者に太陽光発電導入の促進を図っている状況にございます。

駅東の第一区画整理事業地内には26ヘクタールの準工業地域がございます。企業誘致を現在のところ優先して、福島産業復興投資促進特区制度や、25年度も予定されております福島産業復興企業立地補助金制度等の支援策を活用して、オーダーメイド対応を含めて誘致を進めてまいりたいと考えておりますが、メガソーラーの設置につきましても企業誘致の手法の一つとして調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、せっかく市街化区域に編入されながら全く利用されないということはもったいないということでございます。一般の調整区域の農地などについては強い制約があつてできないそうでございますから、そういう活用できる土地はどんどんそういうふうなものを利用していくべきではないのかということを重ねて要望をしたいと思います。

この周辺も大変なソーラー基地が今できようとしています。岩瀬牧場にもできますし、トステムの工場敷地の中にも日本最大ではないかといわれるようなソーラー基地がつくられそうでございますし、福島空港公園の中にもソーラー基地が今つくられようとしています。我が町もぜひそれらに負けないようなやっぱり再生エネルギーの基地をつくるべきでないかというふうに考えております。

(2)は、これは大変法規制があつて難しい問題なんですけれども、耕作放棄地にソーラーパネルを設置できるようにする取り組みですね。これは今すぐにはできないんですね、農地っていうのはかなり規制が厳しくて、今一番法律で縛りが強いのはこの農地法でございまして、農家が何か後継者もいない、何か活用したいと思っても農地法の縛りがあつてなかなかできないと、こういうことでございます。これはやはり法律などの問題、あるいは今やっ

ている特区などの問題で何か克服するような手法はないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にお答え申し上げます。

耕作放棄地への設置につきましては、今ご質問がありましたように農地法や農業振興整備に関する法律などの規制がありまして、一部を除いて営農再開に向けた取り組みのみが認められているのが現状でございます。

ご質問の取り組みとしまして、県におきましては、農地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、林地化や再生可能エネルギー発電設備の設置等による活用を現在検討されている状況でございます。また、県全体で進めております企業誘致のほかに、農山漁村再生特区におきましても、再生可能エネルギーを活用した大規模施設園芸の推進が掲げられております。

町としましても再生可能エネルギー導入などの有効性は理解しておりますので、国での法律改正や規制緩和の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひこれは答弁だけで終わることのないように、本気になって取り組んでいただいて、特区などが、もしこういう利用できるものがあるのであればぜひこれを活用していただいて、耕作放棄地が有効に生かされるような手法をぜひ探っていただきたいというふうに考えております。

（3）点目は、住宅非密集地の街路灯は今2つともあるんですね。それを1つだけにしたらどうなのか。特に私のほうのところなんて本当にさんさんと、昼間だか夜だかわからないほど、私の住んでるところは田舎の本当に住宅の非密集地なんですけれども、ともっていますね。だから、カーテンあけても朝が来たんだかまだ夜なんだかわからないです、それほど明るいです。こういう、さっきのうたっている第5次総合計画の説明施策によれば、原子力発電所の問題から当分の間は電力の供給に逼迫の懸念があるなんて書いて、節電の取り組みもあわせて実施しますと書いてあるんだから、具体的に実践しないとこれ絵に描いた餅でございまして何の役にも立たない。せっかくこれお金かけて計画つくったわけですから、それを実践していくという気構えをやはり我々は持っていけないと、何のためにこれを決めたのかわからなくなる。この辺についてお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、町内には427基の街路灯が設置されておりまして、その維持管理につきましては鏡石町商工会街路灯管理組合が行っております。

設置されております街路灯を1灯のみ点灯した場合には、当然ながら電気料金は50%に抑えられますが、安定器の交換とか電力会社との契約変更にどうしても費用負担が伴ってまいります。その場合計算をしますと、5年間程度経過してから初めて節電効果が得られるような計算になっているようでございます。

また、街路灯の早めの消灯につきましては、既存の照度センサーにかえまして新たにタイムスイッチの設置が必要となります。現在のところ鏡石町商工会街路灯管理組合では、これまで街路灯のLED化について検討を進めておりまして、既存の水銀灯のものと比較しますと約73%の節電効果が見込まれております。中長期的なLEDへの切りかえ計画も具体化してきておりますので、町としましてはその計画の推進を支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 経費がかかるっていうんだけど、今度電氣量が大幅に上がるそうですね。この間ちょっと説明聞いたんですけど、夜間電力っていうのが今のキロ8円から、これまた単価が違うんだと思うんですけど、一般家庭で夜間深夜料金が8円から11円くらいに上がる、そうしますとこれは40%近い値上がりですね。大変値上がりしていくんです。

これは当然なんですね。原発があったから電力会社は一生懸命、夜電氣上がってしょうがないから、そうかといって原発は出力調整というのは難しい、できないから、夜の電氣は上がってしょうがないから各自治体に毎年交代で街路灯を寄附したんですよ。そして少しつけるとその延長がやっぱり欲しくなるからというわけで、そこらじゅうに街路灯張りめぐらせたんですけど、これは政策の変換が今求められていると思うんです。

ですから、お金は確かにかかるけれども、そういう第5次総合計画でもうたっている大事な政策ですから、やはりそういう電氣をいつまでも無駄遣いを続けていいのか。本当に私の周りなんかは防犯灯で十分だというふうにこの次に書いてあるんですけど、防犯灯でよかったのに街路灯つくってしまった。調整金はどうだかわかんねけども、しかし、それ、そんなにかかるっていうけれども、例えば球が切れた場合一体どうなるんだかね。1つ切れた場合は、それでもこれかかるんだかどうだかわかんないんですけども、そういう何かもう

ちょっとやる気の感じられることを答弁してもらいたいと思うんですけども、とにかくその住宅非密集地、これからは街路灯をつくるのではなくて防犯灯をすべきではないかという類では今ちょっと答弁したようなんですけれども、その辺についてもうちちょっと答弁お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 街路灯の契約につきましては現段階では終了ということで、今後は防犯灯で対応していきたいというような考えでございます。

○議長（渡辺定己君） 一般質問中ですが、議事の都合で昼食をはさみ、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 引き続き質問させていただきます。

1の（5）、町の建物の屋根に可能な限りのソーラーパネルを設置すべきではないか。これは先ほどの第5次総合計画の中にもあるような趣旨からいっても、これはやはり検討されるべきではないかと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町の公共施設につきましては、今年度は3区のコミュニティセンターに太陽光発電設備を設置しまして、来年度の事業といたしましては、第一小学校、第二小学校、公民館にそれぞれ太陽光発電装置と蓄電池を整備することとしております。

役場庁舎においては、来年度以降の耐震改修事業の進捗に合わせまして、太陽光発電装置と蓄電池の整備を進めていきたいというふうに考えております。その他の施設につきましては、今後整備について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、積極的に、せっかくの場所がいっぱいあるわけですからお願い

したい。特に、私も利用して感じておりますのは、町民温水プールの屋根です。大変広い面積がありますので、ぜひこれなども考えていただいて、大変大きい電気料を負担をしている施設でございますので、できるだけ自給の体制をつくるような努力をお願いをしていきたいというふうに思っています。

大きな質問の2番目に移ります。

J R踏切の拡幅についてということでございます。これは以前にも質問したことがあるのですが、一向にこれは拡幅が進んでおりませんでして。

1月14日、大雪が降りました。この日に須賀川の森宿のほうの人ですね、これは私もその気持ちよくわかるんですが、4号線が大渋滞だったんです。私も須賀川に雪かきを買いに出かけたんですけれども、車が全然動かないという状態でございます。恐らく近道、裏道を通って、農免道路のほうに出て向こうに向かおうとして、旭紙業のところの踏切を渡ったんだらうと思うんですね。そこで、非常に狭いですから、見てもらうとわかるように、そこで脱輪をして線路のほうに踏切から落ちてしまったと。ここに下りの回送電車が来て衝突をしたということでございますので、これはJ Rにとっても、踏切の拡幅に抵抗しているそうですけれども、私は、これはJ Rのためにもなる話ではないかというふうに思うので、このように取り組みをもっとしてその辺を含めて説得をしていけば、もう少し何か打開をされるのではないかと思いますので、ご検討をいただきたいということです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この踏切の拡幅につきましては、私もその必要性について強く感じているところであります。これは震災時でありますけれども、成田・鏡田線の跨線橋が通過できなかった、通行できなかったという中では、大変そういう面では東西の交通が不便だということでありました。そういうことありますけれども、現在我が町には9カ所の踏切がありまして、そのうち7カ所が、その事故のあった踏切は堀向踏切と申しますけれども、そういった対面交通ができない狭隘な踏切になってございます。この踏切を拡張することによりまして、自動車等の交通の安全が図られ、交通事故防止につながるというふうに考えられますけれども、多額の事業費もかかるということでありまして、そういう中では今後、調査・研究を大いに進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、これは向こうの側に大変な問題を生じているわけですから、そ

んなかたいことを言っていないで、もう少し前向きに取り組むように向こうのほうも説得をして、この事故がいい機会だと思いますので、ぜひこれから取り組みをお願いしたいと思います。

3番目は、駅東口南側の復旧と整備についてということで、ここに書いてあるとおりですが、駅の東側、駐輪場の南側に大きな亀裂が入っているんですね。それで大変雑草も茂っていて危ない。わからないで入ったら、足がその割れ目にはまったら大けがするのではないかと思うような割れ目が今あるわけです。ですから、ここをやはり早急に修理をしておくべきだし、さらには汽車の窓から見える、せっかくの田んぼアートはちょっと汽車からは見えないんですけれども、ありきたりでは見えるんですね、車窓から。非常に見苦しい。だからここは、もう少し管理をして、どこまで民地で町有地なんだかわからないんですけれども、そこをよく、民地だった場合は地権者とも話をしながら整備をしていただいて、さらにこれから町の美観を高めていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまの場所につきましては、現地を確認させていただきまして、ご指摘のと通りの亀裂という場合には今後の利活用の計画にも関連しますので、危険がないように応急的な補修を早めに進めたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 実際、私は何回も見ておりますので、全然手つかずですから、ぜひ見ていただいて修復をしていただきたいと思いますし、さらに、その2番目にありますように、ちょっと景観が著しく悪い。荒れ放題だということでございますので、その辺をもう少し整備をしますね。駐車場にしたほうがいいのかと私は思うのは、車が歩くと草が生えないんだよね。だけれども、何も歩かないと草が物すごく繁茂しますから。なんだから、ただ置くんだったら好き勝手に駐車場にして使わせれば、車が歩けば草が生えなくて町のためにプラスになるのではないかなと思っていますけれども、そうでなかったならば、ただで置くと西側の駐車場とバランスが悪いというならば有料の駐車場でも何でもつくって、舗装でも何でもして、そして貸すということも考えられますので、この辺の活用方法ですか、その辺も含めて検討をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまの質問でございますが、現在、町のほうで復興交付金事

業関係の中で町の復興、町づくり計画を策定中でございます。その中で、駅東口とさらに南側も含めた鏡石駅周辺の整備を検討しております。一昨年の震災によりまして、駅周辺の整備を求められておりまして、災害時におけます防火機能を強化する必要性もあることから、ただいまご質問いただきました中での駐車場、さらには駐輪場等の整備も含め、今後この計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

ただ、事業の実施につきましては、相当の事業費も必要なことから、国・県等の支援事業を活用しながら整備を進めたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

4番目は、町借り入れ土地の再評価と地代の見直しについてということでございますが、先ほど今泉議員が質問されておりますので、なるべく重複を避けたいというふうに思うんですけれども、私はひとつ今泉さんと違うことを申し上げたいと思うんです。

というのは、公共施設に対して地代を無償で借りていると。この辺は、私はいいのではないかと、大いに奨励されるべきではないかというふうに考えているのですよ。というのは、例えば、集会所は借りていない、むしろ貸してはいないのかもしれないけれども、そういう施設が近くにあれば、その近くに住む人は非常に便利なんです。そういう面で有益なんです。だから、その見返りに近くにつくってもらいたいという人があれば、ただで土地を借りれば大いにいいことではないかと。これはこれからの町の財政のためにもなることですから、それは排除すべきではないということをひとつ申し上げたいというふうに思うんですが、ただ、今、土地が大幅に下がっていますよね。ここで申していますように。

1点目は、先ほどの今泉さんの答弁で総務課長が後で文書を出したいということでありますから、これはいいと思います。

2番目の、地価が下がっているのでやはり再評価をして地代を見直すべきではないかということでございますが、それについて、先ほど今泉さんにも答えられたんですけれども、これ、この評価ですね。だから、地代の評価と見直しという関連で固定資産税の評価とかいろいろあると思うんですけれども、不動産鑑定士の評価とか、どういう形で評価を今、進めているのか、その手法についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

9番議員のご質問にもご答弁しましたけれども、土地地代につきましては、固定資産税の評価額を参考といたしまして決定をしているというような状況でございます。さらにその契

約書の中では、3年ごとに改定ができるというようなことで明記されております。

それから、あと先ほど9番議員の質問の中でも価格差などのご質問もございましたので、25年度中にいろいろと、この借地関係については内容、それから評価関係について検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、公平・公正な評価をしていただいて、そして地代の見直しとしてもやはり進めていただきたいと、値上がりのときだけ見直して値下がりのときには見直ししないというのでは、これはちょっと財政に悪い影響を与えますので、ぜひお願いしたいと思います。

(3)として、町はたくさんの土地を借りているんですけれども、やはり将来的には高い地代を払っているような土地は今のような見直しをすると同時に、やはり土地を買い上げていくとか、あるいは、そういうのはどうしてもだめな場合は施設を移す等のそういう取り組みもすべきではないかというふうに思うんですけれども、この辺はいかがでしょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 借地関係の分については、先ほど答弁したとおり、借地については検討すると。そうした上で、ご質問にあるような移設につきましては総合的な判断が必要になるかと思っておりますので、個々の実態を十分精査しまして検討したいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ検討していただいて、町の財政健全化のために役立てていただきたいものだと思います。

5番目は、合併浄化槽の管理に補助金を出すべきではないかということを提言しております。

これはなぜかと申しますと、既に郡山などでは実施をしているということなんですね。郡山の知り合いに聞きましたら、最高で12槽だと大体2万円くらい市の補助が出るそうなのです。

私は前々からこの問題を提起しているんですけれども、やはり、農業集落排水施設の利用者なんかは、大変町の財政の支出があります。公共下水もあります。でも、合併処理浄化槽は、市設置のときには国・県からもきて補助があるわけですからけれども、あとは本人自己負担だということで、一切処理費は自分が負担をするというのは他の施設から比べて不公平では

ないか。

特にこれ、私の地域の話でちょっと手前みそというか、言いにくいんですけども、豊郷・西原地区は長田町政の時代はこういうことを言っていたんですね。成田、深内の農集排水施設の事業が完了すれば、次は豊郷、西原を集落排水をやりますと、こう言っていたんですね。で、木賊町長の時代になったら、駅東開発をやりと、農業集落排水は利用の割合に施設の維持管理がかかると。これはやめましょうと。それで駅東開発をしたらそこに公共下水道でつなぎましょうということに変わったんです。最近の論調を聞くと全国的な傾向でもあるんですけども、農業集落排水はお金がかかり過ぎて、むしろ農村地帯は合併処理浄化槽でいいのではないかとということにほとんどの自治体が、あるいは国の指導もそういう方向なようでございます。それはそれでいいんですけども、ただ、大変合併処理浄化槽は維持費がかかるんですね。だから農集の維持管理費に匹敵するような補助を、やはり自治体は、郡山で出しているわけですから、出してもいいのではないかとこの辺はどうかでございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

○上下水道課長（圓谷信行君） 1番議員のご質問にご答弁いたします。

郡山市の補助金制度につきましては、議員さんのご質問のとおりでございます。郡山市の担当部局に確認をいたしました。平成12年度からの制度でございます。5人、それから7人槽であれば年に1万5,000円で10年間の補助をするというようなことございまして、維持管理等、法定検査の領収書を添えて申請をする内容になっているようございまして、

ご指摘の補助金制度の導入でございますが、まずは浄化槽の整備については費用負担が多額になります。この負担につきましては、整備の補助ということで補助金制度がございます。これは切りかえであれば町の負担は3分の1、新設であれば2分の1ということで設置費については負担がございます。それと比較しますと、公共下水道や農業集落排水の施設につきましては、排水設備の接続工事、それから受益者負担金等々の工事の負担ということでコストがかかってございます。

維持管理につきましては、最近の維持管理につきましては、比較的平準化しておりますが、農業集落排水施設の維持管理につきましては、比較的安い方向になっているようございます。排水設備工事につきましては、家屋と道路が離れているなどからして傾向がありますので、費用が増しているところもございます。

浄化槽の維持管理の補助金制度につきましては、調査・確認したところ、郡山以外の近隣市町村につきましては導入の実績がございません。郡山だけになっています。そういったことから、町では今後、近隣市町村との情報を共有しながら研究課題とさせていただきたいと

いうふうを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、郡山でもやっている事業でございますし、先ほど申しましたように元の町長時代は、あんたのうちのほうは、地域の人たちに、農集落排水施設をつくりますよということを約束してきたんですね。それが町長がかわったら公共下水道にしましょうと。そのほうが維持管理費がかからないからということに変わって、その後、前に申しましたように全国的な流れの中で、農業集落排水よりも合併処理浄化槽のほうが安上がりだと、行政コストも安く済むということで、そういう手法をとられたわけでございますから、ぜひその経過も含めて、やはり町のほうの都合でそのように施設が、手法が次々と変わってきたのですから。

最近はこの非常に浄化槽も性能が向上しているようでございまして、非常に水をきれいにして排水をしていると。管理さえよければですね、定期的に管理をして、くみ取りの水槽を清掃さえすれば、きれいな水が河川にあるいは下水、排水路に落ちていくということでございますから、この事業を進めるのは結構でございますから、ぜひ、維持管理についてこれからの財政との絡みもございしますが、検討していただきたいということをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 6番、畑幸一です。

ちょうど午後の紅茶のティータイムという時間ですけれども、柔軟な易しい質問をさせていただきます。

3. 11の大震災から2年目の春がまためぐってきましたが、町として復興計画は着実に進行し、甚大な被害の爪跡は少しずつ消え去ろうとしています。今後とも、町当局の強いリーダーシップのもとで、あらゆる面から町民と共有しながら、一刻も早く努力をして成就いたします。

質問に入らせていただきます。

1、財政健全化の展望と対策についてでございます。

(1)、待ったなしの深刻な財政危機は、町民の満足度を高める町づくりを遂行するも、施策や事業に極めて悪影響を及ぼす事態も予想されます。町として健全化に向けあらゆる方向から検討し、早期の対策が不可欠と考えますが、どのように取り組み、改善を図るかについて伺いたいと思います。

前回の定例会において、町当局から公債比率の改善見直しの対応、大型事業への負担金の大きな要因など、財政健全化の見直しについて答弁をいただきましたが、健全化に向けて主要な部門をどう捉え、どう見直しを図っていくのか。

①、健全化の見直しの具体的な取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） ご答弁申し上げます。

財政の早期健全化を実現するために、当初予算の段階で、まず詳細な予算要求に当たっては、各事業担当課のほうから財政担当のほうにあらかじめ協議をしていただくということで指示をしております。

さらに、その町債の予算計上にあつては、普通交付税措置のない事業債などについては極力計上しないというふうなことなどの起債のメニューを選択をしながら、見直しをしているという状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） そういったことは適正なことだと思われませんか。結果を見据えた長期的な計画、または目標があれば伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 具体的な取り組みの中でできるものについては前向きに取り組んでいきたいということございまして、今申し上げましたとおり、起債の種類を選択することで、後の一般財源の負担が軽減されるというような部分もございますので、こういう取り組みも有効ではないのかなというふうに考えております。

さらに、町のほうで18%を超えておりますので、財政健全化計画というようなものを立てまして、その計画に合わせた形でいろいろと対策をしているというようなことございまして、今後もそれらの計画に合わせて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） 健全化は町の重要な課題の一つと思われまして、真剣に取り組んで

いただき、見直しの継続を要望いたします。

②に入ります。

健全化の方策と施策のキーワードについて、要点について町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

具体的な取り組みといたしまして、普通会計のほうでは平成22年度に2,250万円、さらには23年度には2,840万円の繰上償還ということでの起債の繰上償還、そういうことで今年度の公債費の圧縮に努めてきたというようなことでございます。さらに、今回の補正予算にて公的保証金の免除繰上償還を行うことによりまして、3,003万9,000円の公債費の補正予算を計上させていただきました。こういうことから、繰上償還をすることで利子の圧縮を図っていきたいというふうに考えております。

公営企業会計についても同様に、具体的に平成20年度に9,090万8,000円、平成21年度には1億3,936万6,000円の公的保証金の免除繰上償還を実施して、利子などの償還金の圧縮に努めたところでございます。町債の新規借入れの抑制とメニューの適正な選択、それから繰上償還等による元利償還金の圧縮を手がかりに、財政の健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 私は、基本がキーワードだと考えております。財政の確保、歳出の無駄をなくす、町債の削減、駆け込みの起債をなるべく起こさないと、そのようなものをキーワードと考えております。ゆとりを持った方策と上向きな施策を町当局にお願い申し上げます。

③に移ります。

健全化の抜本的改革に取り組む計画があるかどうか。どのような施策を持って取り組むか、おおむねの見解、実行についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

我が町は現在、実質公債比率、これについては総務課長のほうから申し上げたように18%を超えております。そういったことから、地方債の発行については許可団体というふうになってございます。

このようなことから、国・県の指導を受けまして、現在は公債費負担適正化計画、これについては平成18年に策定をしまして、現在は毎年計画を更新しながら、まず県の指導を受けているという状況であります。

今月の18日でありますけれども、これに基づいて県による市町村の財政診断を受けることになってございます。県の指導を受けながら、健全財政化にこれからも取り組んでまいりたいということでございます。先ほどのキーワードではありませんけれども、やはりお金をなるべく借りない方法でしていきたいなということでは、私も少額な、いわゆる単独債という、町の得る交付税の使わないそういった単独債については、できる限り借りないようにしようということで、これについても指示をしまして、これから実際お金を借りる手順をするわけでありまして、そういったことで少しでも起債をなくして、後年度負担にならないようにしていきたいなと、これからもしてまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 無駄な事業をなくすることができるか、できないか。価値判断をして見きわめて決断することが抜本的な改革の基本だと考えますが、どう思われますか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさに今、畑議員さんがおっしゃられたように、無駄をなくしながら町政を運営していくということが基本であると思います。そういうことで、これからもそのようなことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） これは抜本的改革そのもの自体に対しても難問題があると思われまして。課題をあらゆる角度から取り組み、検討することを要望いたします。

2番に入ります。

公共体育施設の維持管理運営事業についてお尋ねします。

公共の体育施設というと、町ではきれいに整っている鳥見山と隣接する陸上競技場、サッカー、あとはナイター施設、テニス場といろいろありますが、スポーツの活動の起点だと私は思っています。それで、今回取り上げたのは、指定管理者による委託運営が行われている町民プールすいすいの現況と内容についてこれを伺います。

町民プールすいすいは、何かこう、私らから見るとブラックボックスのような形に見えるんですよ。中身はほとんどわからない。町の利用者の数、他の市町村の利用者の数、入場料

は町の収入に入っているのだから、指定管理者がいただいて収入になっているのだから、冬期の燃料費、光熱費、また管理責任者についてどうなっているのか、指導員、プール監視員、まあアルバイトでしょうけれども、何名ぐらいいるかわからない。万が一の不慮の事故の場合の責任の所在はどうなっているか。指定管理者です。集客のPRとか利用者サービスはどのように行っているか全くわかりません。

指定管理料、これは25年度の予算ですけれども、今回これは計上で2,880万。月平均すれば240万となります。それと修繕費、火災保険料とかもろもろが入っていますけれども、実際にこの維持管理する上でどういうふうな形の内容か、ちょっとそれについて伺いたいと思いますのでお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 6番議員の2の（1）についてのご質問にご答弁申し上げます。

町民プールすいすいの管理運営につきましては、平成19年度から民間事業者のノウハウを活用したサービス向上や経費削減を目的に、指定管理者により行っているところでございます。

指定管理者導入からは、協定により、監視業務を含めほとんどの委託料と上下水道料、燃料料、役務費等を指定管理者負担としております。町では、指定管理料のほか、特殊建築物点検業務、ウォータースライダーの法定点検業務等の施設建物にかかわる委託料と、電気料、建物損害保険料等を支出することとなっております。

町民プールの管理につきましては、指定管理者による民間の手法を用いて弾力的な施設運用により経費削減及び利用促進を図っていくこととしており、指定管理者による取り組みといたしましては、交通手段のない利用者への送迎のサービス、あるいは水の特性を生かした体調管理とストレス解消のための水中アクアビクス教室の開催等のサービス事業を実施しており、集客増加の取り組みが行われているところでございます。また、町の利用促進の取り組みといたしましては、今年度から実施しております町内小・中学生の冬期間無料化や、平成25年度では町内一般利用者の年間券、半年券購入者への半額化の施策を予定しております。今後も町民プールの適正な管理・運営とあわせて施設の利用促進を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 当然これは健康づくり、健康の推進と、美辞麗句をいっぱい並べているように聞こえたんですけれども、実際に運営内容、維持管理が実際にこの金額で維持でき

るかかどうかです。今後、このままずっと何年も続ければ、かなりの財政のリスクというのは受けないかと思います。

前回、総務委員会、去年の11月に山形県山形市の20キロ先、西北ですか、山中町というところを行政視察してきたんですよ。そこには町民プールがありました。そして、ここで言えることは、耕作面積、人口、それも鏡石にそっくりな町なのです。それで町民プールがあったと。規模も同じような形なんですけど、実際はそこがリフォームされて改築されて、図書館として活用されていました。どういうことかということ、やはり維持ができない。もう反対も相当ありましたけれども、結局、3倍の人口がなければ、1万5,000だったら4万5,000人の人口を得なければ、完全に維持はできないのですよ。これをずるずるいつまでも持ってきて町の健全化になかなかならない、そういうものを感じるわけですから、これは委員会を立ち上げて運営内容をもう一度検討すべきだと思いますよ。どうですか。検討をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町民プールすいすいの指定管理者制度によって全く成果がないということではなく、例えば平成18年との比較によりますと、町の負担の削減額を見てみますと、約900万ほどの削減になっております。それなりの削減額がありますので成果が上がっているのかなというふうに思います。

また、私ども、先ほどの1回目の答弁でもお話しさせていただきましたが、いろんな工夫によって利用客も少しずつふえております。例えば、先ほど小・中学生の無料券というお話をさせていただきましたが、平成22年度と24年度、ことしの前半の冬休み、その利用人数を比較してみますと、22年度では実質108名でした。今年度は375名でございました。それだけ数字が上がっているのですが、ではこれは全て町内の子供たちかといいますと、375名のうちの45.9%、172名が町内の小学生でございました。

いろんな策を講ずることによって健康づくりにも役立つこの町民プールすいすいは、これからもやはり維持していく必要があるのかなというふうに捉えてございます。ただいまお話しいただきました議員さんの提案についても、今後十分に検討させていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） 今後とも将来を見据えた、これは難しい問題ですけれども、前向きに

対処していただきたいと思います。

以上です。3番に移りたいと思います。

水稲の放射能セシウム対策について。

(1)、セシウムの吸収、抑制に効果のある水稲のカリ肥料の助成は来年度どう取り組んでいるか伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

放射性セシウムの吸収抑制対策としまして、カリ肥料の施用は試験研究の成果から有効であることは明らかになってございます。

町では、平成23、24年度におきまして塩化カリ及びケイ酸カリの購入に対しまして助成を行ってきたところでございます。その結果、農家の皆様のご協力によりまして、米の全量全袋検査においても鏡石町産の米からは基準値を超えるものが出ませんでした。また、本年1月に農水省から発表がありました25年産米の作付方針におきましても、鏡石町は5段階の一番低いその他の区域ということが発表されております。そのことから、平成25年産の作付におきましてもカリの追肥をお願いしたく、当初予算に購入助成を計上したところでございます。

今後も農用地の除染とあわせまして、食の安全・安心確保のため対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） この助成に対しては希望者だけなのか、全水稲の作付者が対象なのか。作付面積は上限があるのか。塩化カリ、ケイ酸カリというのはこれは20キロずつ入っていると思うんですが、値段が違うわけですよ。実際には市価では塩化カリ20キロで大体2,000円、ケイ酸カリはその上で高く2,600円とそういうような値段なのですが、どの程度助成してどういう計算で作付面積に対応しているか、その辺をちょっと聞きたいと思います。伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問に答弁申し上げます。

カリの助成につきましては、23、24とも希望者ということで助成をしてまいりました。25年産につきましては、過日放射エネルギーのマップをつくりましたので、そちらも参考にしてい

ただいて、購入、散布について農家に判断をしていただきたいと思いますし、町のほうとしましても、高いところとか、わらを入れないところについてはカリをまいていただくように指導してまいりたいと考えております。

なお、面積につきましては、共済の加入面積を参考に進めてまいりたいと考えております。

なお、カリ、塩化カリとも値段が違うわけなのですが、どちらにつきましても2分の1の助成ということで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） まだまだ風評被害も続くと思いますし、ぜひ、救済対策としてひとつお願いしたいと思います。

今回は時間も早めに終わらせていただきます。なおかつ、私の質問は本当に灰色の質問のような気がしてですね、もっとこう明るい桜色をした質問をしたいと思います。うんと後悔しています。何かこう、財政の健全化、そういったものに対しては、もう今後ともそんなにはやらないと思うので、ひとつご了承ください。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 井土川 好 高 君

○議長（渡辺定己君） 次に、7番、井土川好高君の一般質問の発言を許します。

7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 7番議員の井土川です。

改めまして、こんにちは。朝晩の寒さも日に日に和らいできましたが、まだ寒い日もあります。風邪などに十分に気をつけていきたいものです。

さて、あの東日本大震災から2年の歳月が過ぎようとしています。町の復旧工事もまだまだ道半ば。一日も早い完了が待ち望まれますが、工事関係者には人手不足、資材不足と大変でしょうが、安全第一に進めてください。

第一小学校の地鎮祭が先日行われました。また、役場西地下道も渡り初め式が行われました。また、2月17日には3区コミュニティセンターの落成式もとり行われました。これも町長初め、関係各位の多大な努力により、ここまで来ました。心より感謝申し上げます。町の復旧・復興が一日も早く終了することを望みます。

それでは、通告にしたがいまして質問に入ります。

1、小児医療について。

(1)、まず初めに、小児医療について。

過日、新聞の一面に大きく報道されていましたが、須賀川にある国立病院機構福島病院と公立岩瀬病院の両病院の統合、合併あるいは診療科目のすみ分けが、間に入った須賀川市の努力もむなしく決裂し、破談になったとの記事が載っていました。これにより、福島医大小児科の教授が現在同病院に派遣している常勤小児科医が2年か3年後に全員引き揚げ、入院を要する子供医療を郡山の太田西ノ内病院に集約するという構想を打ち出しました。これは大変なことだと思います。

須賀川・岩瀬地方で、小児科の通院・外来医療のできる開業医はたくさんいますが、急性胃腸炎あるいは肺炎で4日か5日の入院で完治する子供が、車で1時間以上もかかる郡山市の太田西ノ内病院に入院する。それでは、その子供はもちろん、その両親、家族は肉体的・精神的苦勞ははかり知れないものと思われます。それに比べ、ここから車で片道10分か15分で行ける福島病院と公立岩瀬病院の両病院とでは比べるにもないことです。

現在、鏡石で結婚し、乳幼児を育児中、あるいはこれからも安心な町、鏡石町に住みたいと思う人々が出てくると思われますが、保育所、幼稚園、学校、行政機関、消防、スーパーなど日常生活に必要と思うものが充実している中で、小児医療だけが不安要素ではと考えてしまう。福島病院と岩瀬病院の両病院に常勤小児科医師が不在となり、入院が不可能となったら、町は行政としてどう対応するのか。我が町は子供医療が18歳まで無料という政策をとっていますが、医療は無料でもそれ以外の余計な出費が大きく、そこでお伺いします。町としての対応をお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

全国的に地域の医師不足が問題になってございます。特に、震災後の福島県におけます医師不足というのは大変厳しい状況にあるということでもあります。ちなみに、県内138病院がございまして、その中で震災後、昨年末でありますけれども、医師の数が71名減っているという、そういった状況であります。

そういったことで、県立医科大学の体制維持も厳しい状況にあるということで、県内・県中地域の医大からの医師派遣というのは郡山に集約せざるを得ないということ、そんな状況になっているということでもあります。具体的には、公立岩瀬病院及び国立病院機構の福島病院から小児科医師を引き揚げまして、ご質問があったように郡山市の総合病院に移すと、派遣するという、そんな考えが示されたということでもあります。そういう中で公病と福島病院、両病院におけます小児科医の不在あるいは不足状況は、子供の入院先の確保と救急医療の確保

に係る大きな問題だということでもあります。そういう中で、当地域全体のいわゆる喫緊の課題だというふうに思っています。

現在、須賀川、岩瀬及び石川地方の各市町村長と、各地域の医師会の代表者、そして救急医療に係る須賀川消防組合等を含む懇談会の場におきまして、地域医療の維持、そして継続に向け、協議を進めているということでもあります。

今定例会におきましても、平成25年度当初予算に計上させていただきましたけれども、周産期・小児科地域医療支援講座、いわゆる寄附講座を須賀川市、岩瀬郡、そして石川郡の8市町村により設置しまして、県立医科大学より平成26年度まで小児科医師を継続して派遣していただくということになってございます。そういうことで、今後も地域医療対策は広域の課題でもありますので、近隣市町村と一丸となって、子供を安心して生み育てる医師体制の維持向上ですか、こういったことに向けまして努力をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それも先月新聞に出ていたものですから、本当に子供たち、これからますます少子化になっているときに、そういうところをきちっとしていてもらいたいなと思っております。

あと、これも関連するような感じもしますが、（2）、産科医療についてです。次に、産科医療についてお伺いします。

私には全く関係のないことですが、また産婦人科のことではありません。皆さんは、須賀川・岩瀬地方でお産のできる医療機関が幾つあるかご存じですか。また、公立岩瀬に唯一常勤している産婦人科医が間もなく退職します。それ以後は医師の確保が難しく、休診となる予定です。福島病院では何とかお産はできますが、リスクの伴う例えば帝王切開、切迫早産、切迫流産と診断された妊婦はみんな郡山の医療機関に搬送、転院されることをご存じですか。これでは何のために10カ月間経過を見てもらっていたのかわからなくなってしまいます。妊婦さんは、そしてその配偶者は、不安でいっぱいになることは察しがつきます。このような現状では、これから町を支えていく若者、10代、20代の男女は町を離れていかないでしょうか。

公立岩瀬病院企業団の構成市町村の一つである我が町は、今後、地域医療、特に産科医療そしてさきに話をした小児科医療に対して、この病院を利用しない手はないと思われま

いかかでしょうか。町民が安心して住める町のために、町の対応をお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も井土川議員さんと全く同感でありまして、この地域から産科がなくなってしまうといったことについては大変、非常に残念であるというふうに思っております。そういうことで、昔は町内にも産科がありましたし、須賀川地域では小森山産婦人科と福島病院でしか産めないというような、そういった状況になってございます。大変厳しい状況だということですので。

町づくりに関しても、特にこの子供を産み育てることができるような町づくりというのは、一番重要であるというように私も思っております。そういう中で、先ほど（１）で申し上げましたように、小児科と産婦人科は一体的なものでございますので、この周辺町村等含めましてしっかりと対応していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、この問題は本当にしっかりと、すきがあったら入っていきけるような覚悟でやっていってほしいと思います。

それでは、2の不時沼地区の農業用水路のサイホン化についてお伺いします。

（１）、農業用水路をサイホン化し、そこに生活道路として使用してはどうかと思います。これは今、不時沼地区には農業水路が4号国道と住宅の間に入っているんです。それで、これをサイホン化し、この地区はまた住宅密集地で袋小路になっているんですね。だから、4号国道の間に水路を含めてサイホンにしてもらって道路にすれば、地域の人々の安全が確保されると思います。

この不時沼地区は住宅密集地で東西の道路が狭く、今、拡張工事を行っている4号国道のところで行きどまりとなっているので、緊急車、消防車が入れないところもあり、ここがサイホン化され、道路として活用できればこの地区の安全・安心につながるのではと思われます。ぜひサイホン化を検討してはどうかとお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問の農業用水路は矢吹原土地改良区の幹線用水路としまして、昨年被災しました主要な導水管の中から分岐して、ご質問の不時沼を通過して須賀川市まで送水されている用水路になってございます。役場入口交差点から不時沼交差点までについては、用水路脇に道路が設置されておりますけれども、不時沼交差点から北側につきましては、用水路のみで道路は設置されていない状況となっております。そのことから、この用水路をパイプライン化しまし

て道路として使用できれば、交通の利便性を図れることは理解できるところでございます。

なお、用水路の所有・管理につきましては矢吹原土地改良区でありますので、費用や技術的な問題も課題もあると思います。実現性につきましては、改良区等と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） これは水路があるために分断されたような形になっているんだよね。だからあそこ、不時沼の道路のところまではサイホンされているんだよね。なるんですか、どうなんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） 四拓で役場から不時沼までについては何か移設されると聞いておりますが、その先については、移設なくてそのままということも聞いております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） これは本当に検討してもらって、あそこをサイホンにして道路にしたいのです。よく町としても検討していただきたいと思います。

次、3番の本町地区の道路改修について。

（1）、添田綿屋さん（195番地）から面川一男宅（120番地）間の道路の早期改修をということで、この道路はあの震災前から行政に再三の要望が出されていましたが、なかなかやってもらえずにいたところ、今度の震災で多大な被害が出ています。

この道路は、いちいスーパーさんの商品搬入車両が頻繁に出入りしています。道路が傷んでいるため、大きな車が通るたび大きな音と地響きがしております。また、側溝のふたが合わないため、このふたの上を車が通るたび相当の金属音がしております。これは車が通るたび、昼夜を問わず発生しています。住民の安心・安全で安眠できる道路にしたい。一日も早く改修することを強く望みます。お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の道路につきましては、鏡田60号線でありまして、道路幅員が4.6メートルから5メートルとなっております。しかしながら、舗装面に凹凸があり、自動車通行による振動と

騒音の苦情が地区住民から出ていることは行政区より改修の要望が出て認識しております。町内の道路の維持補修については、優先順位を定め、年次的に進めておりますから、今後改修の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、一日も早い改修をよろしくお願いします。

(2) 道路改修にあわせて、この道路に側溝のないところがあり、同時に進めていただきたい。

①、植田芳一宅（195番地）から面川一男宅（120番地）間の東側に側溝の敷設をしていただきたい。というのは、側溝がないため、大雨のときなど、佐藤隆行宅、横山澄江宅のほうへ水が流れていき、大雨のたびに浸水しています。側溝があれば、雨水は側溝に流れていくのですが、この辺りは畑が多くあったのですが、今までは雨水も畑に浸透していたのですが、今は畑が駐車場になり舗装されたため、前よりもまして雨水が佐藤隆行宅、横山澄江宅のほうへ流れていくのです。だから、行政の区長さんはこういうのをいつも目の当たりで見ているし、また呼び出しもされます。再三、町に要望もしているのですが、なかなかやってもらえず、町としての対応をお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のとおり、鏡田60号線には道路の片側で約200メートルにわたり、側溝が設置されていない状況になっております。行政区からも設置の要望が出されていることから、今後、予算確保の上、整備検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 検討もいいんですけども、検討よりも、早急に手を打ちたいと言って、始めるというような言葉をたまには聞きたいんですけども、よろしくお願いします。

4、旧3区コミュニティ跡について。

(1)、地下水槽と災害に備えて災害備蓄倉庫として使用しては。

備えあれば憂いなしとことわざにあるように、いざのときに備えておくことが大事なことと思われま。地下水槽は循環型、飲める水と防火水槽を兼ねた地下水槽が必要だと思いま

す。

さきの大震災で、姉妹都市である岡山県鏡野町からいち早く我が町に困難な交通事情の中、支援物資をいち早く届けていただいた、大変ありがたい思いをしました。我が町でも災害に必要な物資を備蓄しておくことが必要であると思われまます。町として救援物資の用意はあるのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまの質問にご答弁を申し上げます。

このたびの震災では、上水道施設に重大な被害を受けまして、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。町といたしましても、生命を維持する緊急給水だけではなくて、生活用水の確保につきましても非常に重要であると再認識したところでございます。

循環型の耐震性貯水槽につきましても、災害時の生活用水の確保には大変有効であると思われまますので、新年度予算においては第一小学校敷地内に設置を計画しているところであります。その他の場所にどの程度計画できるかにつきましては、さらに検討してまいりたいと考えております。

さらに、旧3区コミュニティセンターの跡地利用につきましては、具体的な計画はできていない状況でありますので、今後、皆様のご意見を参考に検討をしてみたいと思ひます。

それから、救援物資につきましては、町の防災備蓄倉庫、さらには一小の備蓄倉庫のほうに計画的に現在備蓄をしているというような状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 本当に、あの震災のときに、こういうふうにして我が町でもぽっと行けるような準備はしておくのがいいことだと思いますので、よろしくお伺いいたします。

5番の子供遊び場か遊園地の設置についてです。

（1）、この付近には遊園地がなく、住宅もふえてきているので、3区コミュニティセンター前の土地を購入して自由な遊び場としてはどうか、お伺いします。

この付近はこれから住宅がますますふえてくると思われまます。ここは周りが見通しもよく、とても安全なところと思われまます。子供たちが外へ出て自由に遊べるようにしておくのもよいと思ひます。健康で丈夫な子供を育てるには、太陽の下で大いに遊ばせてあげられるようにしたいし、また、近所との触れ合い、子供同士の触れ合いも生まれてくるのではないでしようか。町としてお考えをお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の児童公園につきましては、現在17カ所ございまして、安全な管理運営に努めているところでございます。鏡石3区には不時沼遊園地がございまして、当該地からは子供たちの行動範囲を超えており、安全に遊べる距離ではないと思われまして。今後は、補助事業など財源確保も含めまして、施設整備に向けまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それはよろしくお願ひいたします。何せ、これからあの地域は住宅が四、五十件は建つような場所です。それにはやはり、そういう子供たちがふえてきて遊べるような場所を今からつくっておいたらいいかと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、6番の多目的スポーツ広場とスポーツ施設使用を町スポーツ団体優先に使用できないか。

（1）、鳥見山公園の運動施設は他の市町村のスポーツ団体も使用しており、時には町スポーツ団体が使用できないときがある。町スポーツ団体が優先して使用できるように改善できないかお尋ねします。多目的スポーツ広場ですが、私の考えですが、これもあわせてお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 7番議員の6についてのご質問にご答弁申し上げます。

陸上競技場や多目的広場を初めとした鳥見山公園内の体育施設につきましては、毎年町内外さまざまな団体から非常に多くの利用申し込みをいただいております。特に今年度は、東日本大震災の影響により他市町村の施設が利用できず、本町施設への利用申し込みが増加したことや、駐車場を瓦れき置き場として使用している影響などから、複数の競技を同時に収容できないなど、大変調整に苦慮したところでございます。

実際の体育施設の利用調整に当たっては、おおむね次のような基準をもって行っております。

優先順位を申し上げますと、社会体育、学校体育の一環として行う大会、行事については優先度が1番でございます。次に、町内の団体が利用する場合について、これが優先度2となります。他市町村を含む団体が利用する場合については優先度3、そして、個人が利用する場合は優先度4となっております。以上のとおりであり、おただしの町内の団体が利用する場合の優先順位は2となっております。これをもとに、公共性の有無、大会の規模及び参加者数、それから団体の実績、施設及び地域への貢献度等の判断基準をあわせて、総合的

に利用調整を行っているところでございます。

手続の流れといたしましては、一番優先度の高い大会、行事等について年間の使用調整を行います。その後に、町内の各種団体による曜日固定利用の調整や芝生の養生、それから管理などの日程を確保し、最後に一般の利用を随時受け付けるということになってございます。一般利用につきましては申請順ということになっているところから、利用者には早めの申請をお願いしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） これを申しましたのは、野外のスポーツは雨で流れるときがあるんですよね。そして予備日をとろうとすると、もうほかの団体が入っていてとれないんですよね。そういうことを私は言っているんです。その優先というのは、そういうところもよく加味していただいて、よろしくをお願いします。

多目的スポーツ広場ですが、私の考えは、こういう広場をつくってもらいたい。野球、ソフトボール、サッカー、グランドゴルフ、ゲートボールなど一緒にできるスポーツ広場ができないかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

高齢化が進み、加えて社会状況が複雑化する時代にあっては、何にもまして健康で生きがいに満ちた生活を送ることが重要であると思います。鏡石町には今、たくさんのスポーツ施設があるわけですが、それらの施設をご利用いただきまして、健康の保持・増進はもちろん、各種運動を通して地域における連帯感を高めていただく、あるいは充実した生活が営まれるというふうになっていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 私がこれを出したのは、鏡石で大きな大会をしようとする、分散してやるようになるんですよね。木原議員などもスポーツ少年団の大きな大会を持ってきます。すると、須賀川とか稲田とか、3カ所にも分かれてやるようなときがあるんですよね。そのために、鏡石1カ所でできるようなスポーツ広場があって、鏡石にそれだけ人が入ってくれば鏡石の商店街も幾らかは潤うと思うんです。そういう面からも、これから検討していただきたいと思います。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君の一般質問はこれまでとします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原でございます。

これで休憩するのかなと思って気抜けてしまって。じゃあ、元気に頑張っさせていただけます。

11番、木原でございます。今定例会の最後の一般質問ということで、大分くたびれているところ申しわけございませんが、少しの辛抱でございますから、頑張っって答弁願いたいと思います。

今、話題になっております女子柔道の体罰の問題や、クラブ活動中の体罰の問題、そして自殺の問題、学校生活の中でのいじめの問題などなど、世の中の殺伐とした猟奇事件など、世の末のような現象が起こっております。特に、昨今のいじめの問題などは年々巧妙になり、表に出にくい陰湿さが増しております。原因は誰にでもわからないと思いますけれども、自由を履き違えた社会状況や、友人関係の複雑さ、そして勉学に対する学校生活の悩み、対人関係の希薄さなどと、現在の日本社会のひずみを映し出している状況でこういうふうな問題は噴出しているのではないかと思います。

私も、40年もボランティア指導をしている者にとっては人ごとではなく、現実をよく見て子供たちのためにどういうふうなことがいいのか、そういうふうな意味を含めまして、一般質問したいと思います。

まず、大きなくりの1番として、学校教育としてのクラブ活動の体罰についてでございますが、学校教育法第11条では、学生、生徒等の懲戒の条項には、校長及び教員は教育上必要があると認められるときは、監督官庁の定めるところにより学生、生徒及び児童に対して懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないとうたっております。必要があると認めるときは、監督官庁の定めるところにより学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができますとありますが、監督官庁とは教育委員会のことだと思いますが、懲戒は悪い行為を懲らしめること、体罰とは体に直接苦痛を与えることというふうに解釈しております。ですから、学校教育の中では教育委員会の権限は相当のものがあると思いますので、そのかわり責任の重大さ、指導の重大さもあると思います。

そういうところで教育委員会は、（1）として、学校教育の中で体罰について教育委員会

の指導方針とはどのようなものか、まずお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 11番、木原議員のご質問にご答弁申し上げます。

町教育委員会では、文部科学省、県教育委員会からの通達のもと、児童・生徒への指導に当たり、いかなる場合においても身体に対する殴る、蹴る等の侵害、正座や直立等、特定の姿勢を長時間保持させる等など、肉体的苦痛を与えるような懲戒である体罰は行ってはならないという考え方でございます。体罰につきましては、議員さんからお話がありましたように学校教育法で禁止されております。決して許されない行為だと認識しております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいまの答弁はそのとおりだと思います。体罰、しごき、いじめなどがオーケーなどと言ったならば、大変な騒動になります。

(2)として、クラブ活動の中で体罰、しごき、いじめの実態はどのようなものかということですが、しごき、体罰の実態ですね。実態。指導方針ではございません、実態のほうでよろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現時点での部活動中の体罰、あるいはしごき、いじめ等の報告や通報はございません。課題を抱えている生徒に対しては、再三指導をして改善を促し、改善が見られない場合には、短期間の部活動停止等を行われるというような場合はございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大変、なかなか難しい問題でございます。

体罰というのは、こういうふうに解釈しているのですけれども、また、生徒から見た場合、保護者から見た場合ですが、生徒から見た場合は、やはり対外試合などでは勝ちたいと思う気持ちが強く、だから力のある学校や実績のある指導者のもとへと選手は集まります。それと、学校単位で大会出場する競技がほとんどでございまして、中学校や高校は上のスポーツクラブの選手強化の構造となっているのが現実でございまして。そのため、体罰は嫌でも好きな競技を続けたいという生徒の切実なる気持ちを、彼らが持っていて維持をされていてクラ

ブ活動をしているのではないかと考えております。そして保護者も、スポーツは昔から少々の体罰を容認するという傾向がございます。まだまだ根強く残っているということでございます。しかし、指導者はなかなか勝てないと感情的になり、つい手を出してしまうことがあります。それが体罰だと思っております。

また、しごきとは、ミスを犯した選手に対して罰則とか、グラウンド1周とか10周とか千本ノックとかというふうな子供の体力の限度まで訓練することもございます。これはしごきと思えますけれども、再質問ですけれども、そこまでやってでも勝たなければならないかという、教育委員会はどのように思っているのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

指導者は、よい結果が出ておりますと自分のやり方に絶対の自信を持ちます。たとえ、周りが認められないやり方であってもです。ですから、大阪の高校のような悲劇が起きます。

中学校におけるクラブ活動は、勝つことも大切なことですが、それ以上にスポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を送る、そのことが求められているのだろうというふうに思いますし、そのことをしっかりと先生方には指導していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そのとおりだと思いますが、子供の気持ちを考えれば、やはり試合をした場合とか競った場合は、どうしても勝たなければならないという意識が非常に強いところがございます。それで感情的に走り、手を出したりというふうな現状が今の柔道界、ましてや柔道界ばかりではなくて、全部のスポーツ関係においてはあり得ることだと思っております。

データによりますと、スポーツクラブの73%の者が体罰、しごき、いじめにあったというふうなこともございます。ですから、指導者のモラルが問われるというところでございますが、次に質問しますが、(3)として、体罰と暴力の判断はどこで区別するのか、ご説明願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

体罰に当たるか否かは、単に懲戒を受けた児童・生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、さまざまな条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、機械的に判

断することはできないと思います。特に、子供たち一人一人の状況に配慮をし尽くした行為であったかどうか等の観点が重要だと考えております。

また、暴力とは、一般的に相手を腕力でねじ伏せる行為だと考えられます。また、多数派が少数派に、数という点で少数派より優位に立ち、その優位性をもとに少数派に服従を求めることが数の暴力とも言えます。このように、相手に優位するもので相手をねじ伏せ、相手に自分のいうことを聞かせたら、それは暴力と言えるものと考えてございます。

なお、学校での指導においての体罰は行き過ぎた指導ではなく、明らかに暴力行為と考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 体罰と暴力の関係ですけれども、確かにこの学校教育法第11条には、体罰とは身体に苦痛を与えることとなっておりますが、しかし、ある程度行き過ぎるとそれが暴力となり、暴力を過ぎればやはり自殺とか登校拒否とかというふうないろいろの問題が生じると思います。

1つここで角度を変えて質問申し上げますが、昔は道徳教育というふうな時間帯があったと思うんですけれども、その辺のホームルームでの道徳の教育は、現在はどのようになってどのように活用しているのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

道徳の時間は現在でも週1時間、日課表の中に位置づけられてございます。ですから、時数的には年間で35時間の道徳の時間を実施しております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 年間35時間。週1回1時間というふうなお話ですが、これは文部省のそういうふうなご指示だったと思うんですけれども、それで、前は、道徳教育の教科書として、副読本として心のノートというふうなものもあったと思うんですけれども、それは今、活用しているのか。小学校の場合は割かし、ちょっと見たことがあるんですけれども、中学校の場合はちょっと道徳教育自身がおろそかになっているのではないかと思うんですが、その辺をお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

道徳の授業において、心のノートの活用は各学校で図られているところでございます。と
いいますのは、民主党以前の自民党政権のときに、心のノートの全校の子供たちへの配布が
決定しまして、その後民主党政権になったときに、それがストップする形になりました。パ
ソコン、コンピューターを利用して取り出すことはできたんですが。ということで、少し活
用の部分ではおろそかになった学校もあるのかなというふうには捉えております。ただ、ま
た新しい政権になって、心のノートについては配布される方向ですので、またそれが大いに
活用されるのかなというふうに思っています。

なお、道徳の授業においては、この心のノートばかりではなくて、日常生活の中にある例
えばいい出来事であるとか、あんなごみが散らかっている場所があるのについてどう思うと
か、周りのことを教材として取り上げながら子供たちに指導することも十分できますし、あ
るいはテレビ番組を活用して道徳の指導をするということもできます。先生方は子供たちの
実態に応じて、そして、どういう方法で道徳的いわゆる心豊かな子供たちを育てていくか
ということを工夫しながら、道徳の時間の指導に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ちょっと質問の私のほうの意味が伝わらなかったと思うのですが、
心のノートというのは今ちょっと使ってはいなくて、2014年から新たに改訂するというふ
うには聞いておるのですよね。それで小学校の場合は、その道徳教育を重要視しておると
いう話は聞いておるのですよね。体罰とか、いじめとかそういうふうなものに関して。礼儀
でも何でもそうですけれども。それで、中学校のほうは、その時間をホームルームの時間にし
たり、おろそかにしているというふうな話も聞いておるのです。その辺で、小学校、中学校
のほうに道徳教育の徹底というのはなされているのか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

今、学校教育に求められているのは、生きる力でございます。生きる力の中身は、知・
徳・体がバランスよく成長していくことでございます。

道徳は、徳の部分でとても大事な位置を占めているものでございます。各学校がおろそか
にしてはならない指導の時間だろうというふうに捉えております。そういう声があるという
ことは、私どもも十分反省しなければなりませんし、学校に対しても、今後とも充実した道

徳教育が展開されるよう指導してまいりたいというふうに思います。

なお、道徳教育につきましては、道徳の時間はもちろんなのですが、学校教育全体を通して行うものであるという、この認識は忘れてはならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。重要な教育時間、年間35時間、週1時間というふうな時間帯になっておると思います。情操教育として非常に道徳教育は大事だと今おっしゃられましたとおり、そのとおりだと思います。よろしくご指導願いたいと思います。

次に、（5）として学級崩壊の件についてですけれども、学級崩壊とは現実にあるのかということでございます。特に若い先生の担任は、ベテランの先生と違って何か危ういものがあるというふうにご指摘されています。生徒に甘い友達先生になったり、友達が教師として教えるということは、非常に子供たちにとってはなかなか理解しがたいというふうにも聞いている部分がございます。ですから、指導するということは、教わるという縦の関係をつくらなければならないということが教育ではないかと思っております。このようなクラスでの先生と生徒の関係づくりの失敗から、学級崩壊は起こるのではないかとありますが、学級崩壊は現実にあるのか、それについての指導はどういうふうな指導なのかお伺い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学級崩壊は、指導力が十分でない教諭が担当し、児童・生徒と担任、保護者との信頼関係が構築されない等により起こる可能性があります。各学校とも学級崩壊といわれる学級は現在ありません。

学校教育は組織で行うものであります。日ごろから担任を中心に、全職員でそれぞれの学級の状態を多角的に把握して、問題点を発見した場合は、必要に応じ早期に対応するよう心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今のところ報告がないというふうなお話でございましたけれども、やはり子供たちに聞けば、授業にならないんだとか、あとはまた、学校の先生の教え方が悪いからとかいうわがままな子供たちもおります。それはやはり、その辺の家庭のしつけとか、

そういうものが悪いのではないかと思うのですけれども。

私は、学級崩壊はいつ起こるかかわからないような状況ではないかと思うのです。ですから、いつも学校の先生は家庭と違って長い時間学校で見ているわけですから、その辺はいじめの問題にしても何にしても見えるはずです。ただ、黙っている場合が多いというふうな気がします。子供たちから聞けば、だめだとかいろんなものを聞けるところがありますけれども、ただ、やっぱり報告にあらわれないからないんだ、これは大きな危険ではないかと私は思います。その辺もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学級崩壊の原因といいますと、大きくまとめますと、指導力のない教師がというふうにまとめることができるのかと思いますが、さらにそれを細かく見ていきますと、7つぐらいの原因が分かれるのではないかなというふうに思っております。

1つは、教師の指導力の不足。これは授業をする力の不足、まずこれが1点挙げられます。

2点目が、同じ指導力の不足で、集団をまとめる力が不足している、こんなふうなこともできるかと思えます。

3点目といたしましては、子供に今度は問題がある場合なのですが、学級の中に配慮を要する子供が複数いて、教師が統率できない、こういった場合も考えられます。

4点目といたしまして、特別支援を要する子供が複数いて、指導が行き渡らない。こういったことも考えられます。

5点目として、保護者のクレーム等によって教師が過度のストレス状況になって、指導に専念できない。こういったことも時としては出てくるかもしれません。

6つ目として、子供のトラブルやいじめの指導がうまく運ばず、教師と子供がじっくりしていないというようなことも考えられます。

7つ目、最後になりますが、教師の心身の健康が思わしくなく、指導が不十分。

こういったことが学級崩壊の原因として考えられます。学級崩壊に近い状態になっているのは、一体何が原因なのかというのは、しっかり探りながら指導していかなければなりません。それが、それとは別に、教師側として自己の資質の向上に、学校として学校の教育力の向上には、ほかの理由があろうともしっかりと努めていかなければならないということは間違いないところでございます。教育委員会としては、今後ともいろいろな施策を講じながら、先生方の資質の向上、学校の教育力の向上に努めていきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) 大変なお気遣いの素晴らしい答弁だと思います。

そこで再質問ですけれども、例えば、新任の教師の先生が教員に採用になった場合、子供たちの教育指導の研修は受けるけれども、今言った子供たちをまとめる、統一する、そしてもう一つ大きなのは叱る。怒るだね。そういうふうな教育という研修はやっていないのですか。お尋ねします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

教員に採用されたときに、教員には新採用においての1年間の研修が義務づけられてございます。その中で、学校教育全般にわたって専属の指導員が指導してまいりますし、配属されたその学校の中で、領域によって専門の先生が、あるいは管理職が、それぞれの立場でそれぞれの中身について1年間研修してまいります。

さらに、教師は5年目、10年目にそれぞれの区切り、節々の期間に研修する場が県のほうで設けられておりまして、研修を重ね、子供によりよい教育の実践ということを積み重ねていくわけですが、そういった与えられる研修ばかりでなく、教師に求められているのはみずから求める研修なんだろうというふうに思います。私どもはその部分について、先生方をお願いを今後ともしていきたい、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) ちょっと再度質問しますけれども、その1年間の研修のときに、結局、採用された先生は若い先生だから、例えば自分が怒られた経験もないかもしれない。殴られた経験もないかもしれない。そこで研修のそういうふうな1年間のときに、叱る教育、子供たちに言われっぱなしではなくて、叱る教育の研修はやっているのかということを質問します。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

具体的に子供たちの叱り方についての指導がなされるかどうかというのは、その学校の指導体制の部分なのかなというふうに思いますが、それらを含めて生徒指導の部分での研修を大切にはしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかることにしました。わかりました。

（6）に移ります。

学校と保護者とのコミュニケーションはとれているのかということですが、過日2月28日、福島民報社の新聞の報道によりますと、鏡石町教育委員会主催の家庭教育学級講演会がございましたと、そして地域の子供は地域で育てるんだという当たり前のことながら、結局こういうふうな講習会をやっているということは非常に素晴らしいことだと思います。やはり、教育は家庭からというふうな根本的なことを今の親はわかっていないのではないかなというふうな気がします。権利のみ主張して、周りやいろんな面でそういうふうな気遣いのところが欠けている社会になっているのではないかと考えております。

保護者とのコミュニケーションというのは非常に大事で、例えばちょっとした何においてもけがもしないということもないし、ちょっとした事故が起こさないわけではないというふうなことは、人が集まれば、集団になれば必ずそういうふうなことが起こってくると思います。そこで助けてくれるのが保護者と学校関係のコミュニケーション、または学校と先生、そして保護者のコミュニケーションではないかと思うのです。

そういうふうな意味から、どのような方法でコミュニケーションを保護者ととっているのかということをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

保護者とのコミュニケーションは、日ごろの児童・生徒の様子を伝え合うことが大切であると考えております。日ごろから学校に来やすい、話しやすい、そういった雰囲気であれば大きな問題にならないうちに相談ができ、問題が生じた場合には解決が図られるのかなというふうに思います。

各学校においては、家庭訪問の実施、授業参観日の際の保護者会、それから学校便り、学年便り等による情報発信などを通して、児童・生徒や学校に対する理解と協力を保護者に対して求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 昔は例えば、今の保護者の方もおられますけれども、うちの子供が悪いことをしたら殴っていいですよというふうな父兄もかなりおられました。今はそういう

ふうな父兄はいるかいないかわかりませんが、数少ないのではないかと思います、それだけ、学校に対しても教育に対しても親が理解していない、自分勝手な親がふえているのではないかと感じております。そういうふうな意味でも、都度あるごとに保護者と学校とのコミュニケーションをとるということは大事ではないかと感じております。

次に移ります。

(7)として、現に、協力いただけないモンスターペアレントという現象はあるのかというふうなことをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

自己中心的な意見や要望をたくさん言う保護者はいると思いますが、いわゆるモンスターペアレントとしては捉えてございません。保護者からの疑問や意見、苦情等に対しては、各学校とも真摯に受けとめ、丁寧に説明をし、お互い信頼関係の構築に努めているということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうな態度はすばらしいことだと思います。モンスターペアレントとかそういうふうなマスコミ的な呼び方でございますので、これを恐れることなく、本当のきずなとか、そういうふうな保護者を大事にした教育というものが大事ではないかと思っています。

次に移ります。

(8)、これもまた各自治体にはあるところはあるというオンブズパーソン制度でございますが、もちろん鏡石ではないとお伺いしておりますけれども、いじめ対策に対する第三者機関でございますが、こういうふうなものは必要と、あったほうが良いと思いますかどうかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁させていただきます。

オンブズパーソン制度につきましては、町民の皆さんの権利や利益を擁護し、また町政を監視して、町政の改善を図ることによって開かれた町政を推進し、町民の皆さんの意向が的確に反映された町民本位の町政運営に役立てることを目的とした制度であって、学校教育に限ったことではなく町政全般に対することだというふうに考えております。

このオンブズパーソン制度の意味合いを学校教育というところに置きかえてみると、開かれた学校という部分になってくるのかなというふうに思います。そういった意味で、学校が積極的に保護者の皆様に、地域の皆様に学校の持っている情報をお伝えしていく、そういったことが今、大事なことだろうというふうに思いますし、また、大変期待もされているところなんだろうというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） このオンブズパーソン制度というのは、必要はないかと思うんですけども、今はやりのオンブズマン制度とか、そういうふうなまねしたというふうな感じの制度でございますが、できるだけ自分らのことは自分らで解決できるような方法をとっていただきたいと思います。

次に、質問（9）に移ります。

服装の乱れと挨拶の励行の件についてでございますが、服装の乱れは心の乱れと昔からよくいわれております。先日、二小へ給食の試食会に行きましたときには、子供たちのすばらしい挨拶が伺われまして、学校教育のよさが出ていたと思います。やはり、挨拶は心から心を開く、自分たちの心を開くということで非常に大事だと思っております。大人でもまだまだ挨拶できない人がいる、これは注意しなければならないことだと思えます。

それと、今、服装の乱れは小学生のうちはまだまだいいほうでございますが、マスコミの影響で、中学生になりますと、何かちょっと頭のほうが、テレビをまねしたような頭の形にするような子供もおって、また、靴下とかいろんな服装がちょっとけばけばしいというふうなところも見受けられます。そういうふうなことから、結局いろんな問題が出てくるのではないかと思います。

学校に対する服装、そして挨拶の励行に関してはどのようにご指導なされているかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

小学校の服装につきましては、学校便り等の通知で望ましい服装について保護者への啓蒙を図るとともに、各学年の実態に応じて安全面や健康面、活動面や衛生面などを考慮し、指導の徹底を図っているところでございます。

中学校におきましては、生活ノートを基本として学校生活全体について指導しているところでありますが、正しい服装でない場合には個別指導を行い、家庭とも連絡を密にとりなが

ら正しく着用するように指導しているところでございます。

また、挨拶につきましては、各学校で日常の指導を根気強く、長期にわたっての指導が必要であり、毎朝の登校時における挨拶の指導の実践や、各種集会を通しての挨拶指導を行うことで主体的に挨拶ができるよう継続的に指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 服装の乱れはやはりいろいろな面で影響してくるものでございますから、今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

次に、2の学校生活における食育についてお尋ね申し上げます。

子供にとって健全な食生活を送ることは、健康な心身を育むために欠かせないものでございます。将来の食生活、食習慣の形成に大きな影響を及ぼすことになります。

ところが現在は、子供たちの食生活の乱れは、乱れに乱れて深刻なところがございます。それによって栄養の偏りとか、朝食の欠食を初め、箸も満足に持てない子供の増加など危機的な状況となっております。最近話題のキレる子供も、食生活の乱れが大きな原因だと言われております。子供たちの一刻も早い食生活改善の必要性があると思いますが、そこでお尋ねするものですが、教育委員会としては小学校、中学校に対して生徒への食育指導はどのようになっているのかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

食育の指導につきましては、学習指導要領並びに県教育長からの通知のもと、福島っ子食育指針を参考とし、学校ごとに食育全体指導計画を作成してございます。

食に関する指導目標といたしましては、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることを目指し、児童・生徒一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通してみずからの健康管理ができるようにすること、また、楽しい食事や給食活動を通して豊かな心を育成し、社会性を涵養することとしております。その狙いに沿って、日々、指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） きょうあたりの新聞、テレビの報道によりますと、沖縄県の男女の寿命が落ちた。今までは全国1位だったんですけれども。それは何かワカメを食べていると

かというふうな、結局減塩で寿命が伸びているというふうな話題はありましたけれども、二、三日前の新聞・テレビ等によれば落ちてきたと。その原因は何かというと、やはりアメリカナイズした食事ではないかということで、食育の教育については非常に重要だと思っております。

今、教育長がおっしゃられたそういうふうな指導を続けていけば、少しずつ鏡石の子供たちの食生活もよくなっていくのではないかと考えております。全て悪いというふうなものではなくて、やはり改良、改善していかなければならないところは一生懸命継続してもらいたいと思います。

次に、保護者への食育指導ですよね。子供たちにばかり教育してもだめであると。やはり周りから、親から、身近からそういうふうな教育をしていかなければならないということで、近年、核家族化、女性の社会進出により共働きが増加、少子化により家族の人数の減少、子供の塾通いやおけいこ事、親の残業、通勤時間の増加など、家族そろって食事をする機会が非常に少なくなってきております。そのため、子供だけで朝食をとる「孤食」とか、粉食を食べる「粉食」とか、いろんな食事をしているというふうな感じが伺われます。それに対して、(2)として保護者への食育についての指導はどのようになっているのか、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

保護者に関しましては、望ましい食習慣について家庭・地域への普及、啓蒙を図るとともに、地域の教育力の活用を図ることを目標に、学校便りや保健便りの発行、または給食試食会を実施し、学校における食育について保護者のご理解を求めているところでございます。

また、労働環境やライフスタイルや価値観の多様化の中、家族と一緒に食事をとる共食の大切さや朝食の摂食は、家庭における食育を推進する上で大変重要なことだと考えておりますので、今後も引き続き保護者への働きかけを学校としても行っていくということでございます。また、教育委員会もそれに対して支援をしっかりとしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） はい、わかりました。一生懸命努力、継続をしてもらいたいと思います。

次に、(3)の食物アレルギー、アナフィラキシーということについてでございますが、その対策というふうなことでございますが、やはり、今の子供たちは大変好き嫌いが多く、

非常に食生活においても危険な状況の子供もいるということで、このアレルギーというのは、この前は東京で死んだ女の子もごぞいます。卵、牛乳、小麦というふうなアレルギーというのは、学校のほうでは、団体の子供を預かっている以上はどのような気を使っているのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

食物アレルギーにつきましては、毎年、年度当初に保護者に対して児童・生徒の健康調査を実施し、実態の把握に努めて職員会議等で対応を確認してごぞいます。給食での対応を希望する場合は、本人、保護者、学校関係者と相談して献立の変更など対応しております。また、現在はおりませんが、アナフィラキシーショックを起こす可能性がある児童・生徒につきましては、医師の診断書提出をしてもらい、対応を検討するというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

昔、川崎病といって心臓に穴が開いた子供がおりまして、非常にそれもやはり申告を受けなくて指導した経過があつて、グラウンドを走らせたなら倒れたというふうなことがございまして、父兄は割かし黙っているというんですね。うちの子供のそういう欠点というか弱点を余りさらけ出したくないというような気持ちもあると思うんです。

やはり、こういうふうなアレルギーとかを持っている子供は、どういうふうなものか、やはりある程度表情にあらわれまして、引っ込み思案になる傾向もございます。今後とも、そういうふうな申告制度というふうなことをおっしゃいましたので、それはすばらしいことだと思いますので、一緒くたにできないというふうなこともございまして、このような食物アレルギーの問題、食生活に関しては十分に気を使っていたきたいと思います。

それから3のその他の最後の質問に入ります。

1つとして、役場職員の昼食場所の実態はどういうふうになっているかということですが、けれども、確かに、この昼食する場所がないということがこの役場の欠点ではないかというふうに思っております。例えば、昼休みあたりに町民が来て、いろんな面で相談とか手続をしたいというふうなときに、机の上で食事をされてはやはり声をかけにくいということで、それを終わるのを待っているという時間がないということでのちょっとした申し出がございまして、例えば、1階の窓口の方々はどこか一室を設けて食事するとか、時間帯

を交代して昼食をすとかというふうなことはとれないかと質問します。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） ご答弁申し上げます。

各職員ともさまざまな形態で昼食をとっていると。弁当であったり、配達とか出前などの職員につきましては、ご質問のとおり、事務の机の上で昼食をとっているというような実態でございます。

ただ、窓口の業務に当たる部署につきましては当番制ということで、1人が窓口のほうに出て昼食の12時から1時までの間は窓口勤務を行っていただいて、その職員については1時から1時間ずらして休憩時間ということで、宿直室で食事をとってもらっているという状況でございます。それから窓口業務がない各職場においても、町民の方がおいでになった時点で対応させていただくとか、電話があった場合についてもその場で対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 何かぴんとこないような答弁ですよね。結局、鏡石はないものねだりするのではなくて、食事場所がないからどこか一室、1階の方々が食べられる場所がないかということを質問しているのであって、例えばこちらの1階の下の奥とか、また新たにつくるといのは大変でしょうけれども、そこのところはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） できれば今、ご質問にあったように別室で食事をとれるような状態が確保できれば大変よろしいのかなというふうに思います。ただ、1階において現在使える部屋としましては、産業課の奥にあります会議室が1つというふうな状況でございますので、職員がそこで一緒にということも、なかなか現段階では無理な状態だということでもありますので、町民の皆様にもご不便をなるべくおかけしないように、さらには、もしその場所でなかなか町民の方々からいろいろとお話ができないということであれば、逆にその別室のほうで対応させていただくというふうなことも含めて考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。まあ一応、ないものねだりをしてもしようがないから、やりくりをしてやるしかないというふうなことですよね。

町長、ちょっとお尋ねしますけれども、町長は別室でもってとってるから、職員に対するそのような食事のとり方をさせているということは、どういうふうに考えているかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も職員からこういった町長になっているということでございまして、こういうものかなという、正直言って、そんなことで今までもきましているのが実態であります。

今、総務課長が申し上げたように、特に税務町民課、この窓口については、これは時間制をとって、今言いましたようにお昼休み時間は食べないでしっかりと窓口で対応すると。時間をずらして食事をとると。その場所は宿直室ということで、これについては徹底してございます。それ以外については、なかなか場所がないということで、自室の自分の机の前でとっているというのが実態でございます。

そんなことで、庁舎がもっと広くて云々ということであればよろしいんでしょうけれども、こういった状況の中で住民対応もしっかりとした中で、これからも対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） やはり、あるもので片づけるというのが基本的な考えだと思いますけれども、その辺の中身もよく充実して、町民の方の意見も聞いて、うまくやっていただければよろしいかと思えます。

私の質問はこれで終わりますけれども、教育というのは家庭の教育から始まるんだということで、また、地域の子供は地域で育てるんだという根本的な考えを新たにしてですね、明るい町づくり、明るい子供たちづくりを目指していただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告がありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月7日から3月14日までの8日間、休会したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月14日までの8日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時20分

第 3 号

平成25年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成25年3月15日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 2 議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 9 議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第10 議案第136号 国土利用計画(鏡石町計画)の策定について
- 日程第11 平成25年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第12 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第13 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

追加日程第14 意見書案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

意見書案第7号 地方財源の確保を求める意見書（案）

出席議員（12名）

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副町長	助川 浩一 君
総務課長	小貫 忠男 君	参事兼 税務町民課長	今泉 保行 君
健康福祉課長	小貫 秀明 君	産業課長	柳沼 英夫 君
都市建設課長	関根 邦夫 君	上下水道課長	圓谷 信行 君
教育長	高原 孝一郎 君	参事兼 教育課長	木賊 正男 君
会計管理者 兼 室長	高原 芳昭 君	原子力災害 対策室長心得	吉田 竹雄 君
農業委員会 事務局 局長	関根 学 君	教育委員会 委員長 会長	塩田 重男 君
選挙管理委員 会職務代理者	大河原 八郎 君	農業委員 会長	菊地 栄助 君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田 賢司	囑託職員	大河原 久美子
-------------	-------	------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） これより議事に入ります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第117号～議案第123号及び議案第125号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第1、議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、日程第2、議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定について、日程第3、議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第4、議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、日程第5、議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定について、日程第6、議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について、日程第7、議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について及び日程第8、議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についての8件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号から議案第123号までと、議案第125号の8件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 審査報告を申し上げます。

平成25年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

議案審査報告書。

本委員会は、平成25年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告いたします。

平成25年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後1時14分。出席者、午前、委員全員。午後、委員5名。開催場所、第一会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、車田総括主幹兼副課長、太田保健師長兼副課長、柳沼副課長。都市建設課、関根課長、角田総括主幹兼副課長、橋本副課長、長沼主幹。上下水道課、圓谷課長、倉田副課長、小林副課長。

付託件名。議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定について、議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について、議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について、議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について。

審査結果。議案第117号は可決するべきものと決した。議案第118号は可決するべきものと決した。議案第119号は可決するべきものと決した。議案第120号は可決するべきものと決した。議案第121号は可決するべきものと決した。議案第122号は可決するべきものと決した。議案第123号は可決するべきものと決した。議案第125号は可決するべきものと決した。

審査経過。議案第117号は担当課（健康福祉課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決するべきものと決した。

議案第118号は担当課（健康福祉課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第119号は担当課（健康福祉課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第120号は担当課（健康福祉課）の説明を求め審査した結

果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第121号は担当課（都市建設課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第122号は担当課（都市建設課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第123号は担当課（都市建設課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第125号は担当課（上下水道課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより、産業厚生委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について、
本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
の制定について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定
について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長報告（議案第124号）及び報告に対する質疑、

討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の
制定についてを議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 議案審査をご報告申し上げます。

平成25年3月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、木原秀

男。

議案審査報告書。

本委員会は、平成25年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

開催月日、平成25年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後1時30分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。教育課、高原教育長、木賊課長、菊地副課長、矢部副課長、岡部主幹、須賀主任主査。

付託件名。議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定について。

審査結果。議案第124号は可決すべきものと決した。

審査経過。議案第124号は、担当課（教育課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これより、総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定について、本案に関する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第136号 国土利用計画（鏡石町計画）の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました、議案第136号 国土利用計画（鏡石町計画）の策定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの国土利用計画（鏡石町計画）の改定につきましては、現計画の策定から年数の経過等により土地利用等の状況が変化してきていること、並びに上位計画であります全国の計画、福島県計画が改定されたこと及び町の第5次総合計画が作成されたことにより、整合性を図るものであります。このため、国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、お手元にお配りをしております別冊の国土利用計画（鏡石町計画）によりご説明をさせていただきます。

表紙の次のページをごらんいただきたいと思っております。

このたびの計画につきましては、第1章から第4章までの計画となっております。第1章におきましては町土利用の現状と課題を、第2章では町土利用に関する基本構想を、第3章では町土の利用区分ごとの規模の目標とその地域別の概要を、第4章では計画を実現するために必要な措置の概要となっております。

7ページをお願いいたします。

7ページのほうでは、第2章、町土利用に関する基本構想であります。（1）で町土利用の基本理念を規定しまして、（2）で町土利用の基本方針といたしまして、本町の町の将来像であります「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を実現するため、①から③の基本方針に基づきまして計画的な町土利用を推進するとしております。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページのほうの（3）では、町土利用の基本方向といたしまして利用区分別の方向を示しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページは第3章といたしまして、町土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要であります。

（1）としまして、利用区分ごとの規模の目標として、①といたしまして、計画の基本年

次は2009年（平成21年）、目標年次は2021年（平成33年）としております。②といたしまして、人口であります、町土利用に関して基礎的な前提となる2021年、平成33年になりますけれども、こちらにおきます人口は1万3,500人と想定をしております。③といたしまして、利用区分ごとの規模の目標といたしましては、下の表にあるとおりでございます、農用地等の減少、さらには増加といたしましては道路、宅地等の増加となっております。

15ページをお願いいたします。

15ページは第4章でございます。計画を実現するために必要な措置の概要であります。

(1)の土地利用の転換の適正化から19ページの(8)の計画の進行管理までを定めております。この必要な措置の概要に基づきまして、今後適正な土地利用に進めてまいりたいと考えております。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。

ただいま上程されました国土利用計画の鏡石町計画について、二、三お伺いいたします。

第5次総合計画の中での位置づけとして、非常に大きなポイントというんですか、この土地利用計画というのは占めると思います。その中で、昨年の夏から全員協議会等でいろいろ説明はいただいてきたところでございます。しかし、この中身をずっと精査させていただきますと、わが町を3つの地域に分けて地域ごとの開発あるいは維持管理をするというふうなことで載っております。それで、ずっと見てみますと、どうもこう私としては検討しなくてはならない部分も中にはあるんじゃないかというふうにも強く感じるところでございます。

どうしても、見てみますと、今から30年ほど前に計画されました国道4号線のバイパスというのがすごく強く、この町づくりの中には影響しているんじゃないかと思うんです。東北本線の東に国道の4号線のバイパスを通して、新たな町づくりをするんだというふうなあの時代の構想からきて、そこに伴いましてこの駅東総合整備計画というものがセットになっているんじゃないかと思うんです。

そのことによりまして、本来であれば今年には完全に当初計画だと駅東は販売完了、換地処分まで終了している予定であったところですが、それがまだ着手して、1件もまだ販売ま

でなっていないというふうな、延々とおくれております。それも、今言った4号線のバイパス計画がなくなり、そして4車線の姿が逆に4号線に拡幅という形であらわれております。それを見たときに、我が町のこの開発を見てみると、まず北部地域の東北本線から西側、そして高速道路から東側のエリア、このエリアについてはここに記載されているのが、どちらかというところと緑地とか、あと現在ある集落、住宅地の環境保全とかというふうな文言でしか記載されておられません。

このエリアについては、福島県一番の都市でもある郡山市、それからそれに隣接する須賀川市というふうな大きい産業地域を持っております。そこに隣接して、なおかつ4号線の国道拡幅とそれから今回、現在着工されております国道118号線、これらが2つの国道が通っております。しかしこのように、多くの方々がここに住宅を求めたい。一昨日も私のところに電話がありまして、どこか鏡田地区にいい土地はありませんかというふうなお話がありました。まあしかし、残念ながらここは規制された調整区域の中が大部分でありまして、お答えすることができなかつたところでございます。

この土地利用計画を見てもみますと、ただいま申し上げました北部のこのエリアについての姿が見えてきておりません。これらについては、町当局としては、かわる、かがやく、進化する鏡石というふうな遠藤町長もお話しされておられますが、その位置づけの中で考えておられることがありましたらば、教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

9番議員の質問にご答弁申し上げます。

今回の国土利用計画の中で、3方部と、一応こういった形について前の委員会等でも、こういった方向についてはご了解いただけたものかなというように思っております。

あと、いわゆるこの北部についての取り扱いということでございますけれども、いずれにしても町の市街化区域、既存の市街化区域、そしてさらには駅東の追加した市街化区域がございます。そういった中で、まずその市街化区域を埋めるということも大事なのかなと。仮に、そこが埋まらないでさらにふやすということは、今の都市計画法上なかなか難しい。まずは、市街化区域を埋めるということでございますので、そういった観点から現在の市街化区域をどうするかということにまず集中して行っていくと。その後、北部等そういうところについても可能であればこれから進めていく。それについては、今後の課題ということとしてまいりたいというふうな考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第136号 国土利用計画（鏡石町計画）の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（平成25年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、平成25年度鏡石町各会計予算審査について、議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計予算から議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第148号から議案第158号までの11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、菊地洋君。

〔予算審査特別委員長 菊地 洋君 登壇〕

○3番（予算審査特別委員長 菊地 洋君） おはようございます。ご報告申し上げます。

平成25年3月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成25年度各会計予算審査特別委員会委員長、菊地洋。

平成25年度各会計予算審査特別委員会審査報告。

本委員会は、平成25年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順でご報告します。

平成25年3月11日、午前10時開議、午後4時13分閉会、委員全員、議長、議会会議室。

平成25年3月12日、午前10時開議、午後4時30分閉会、委員全員、議長、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計予算、議案第149号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第150号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第151号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第152号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第153号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第154号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第155号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第156号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第157号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第149号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第150号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第151号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第152号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第153号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第154号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第155号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第156号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第157号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第149号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第150号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は異議なく可決

すべきものと決した。議案第151号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第152号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第153号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第154号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第155号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第156号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第157号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算は異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおり。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（渡辺定己君） これより、予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成の討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第148号 平成25年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第149号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について討論、採決に

入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第149号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第150号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第150号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第151号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第151号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第152号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第152号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第153号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第153号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第154号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第154号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第155号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第155号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第156号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第156号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第157号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第157号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第158号 平成25年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、産業厚生常任委員長、4番、長田守弘君。

[産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇]

○4番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） それでは、請願・陳情の審査の報告を申し上げます。

平成25年3月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

請願審査報告書。本委員会は、平成25年3月5日付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成25年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後1時14分。出席者、午前、委員全員。午後、委員5名。開催場所、第一会議室。

説明者。上下水道課、圓谷課長、倉田副課長、小林副課長。

付託件名。請願第1号 災害時における人工透析施設への優先的水道水の確保（加配）を求める請願。

審査結果。請願第1号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（上下水道課）の意見・説明を求め審査をした結果、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

次に、陳情の審査の報告を申し上げます。

平成25年3月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。本委員会は、平成25年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成25年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後1時14分。出席者、午前、委員全員。午後、委員5名。開催場所、第一会議室。

説明者。産業課、柳沼課長、緑川副課長。

付託件名。陳情第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見提出の陳情。

審査結果。陳情第8号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第8号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

それでは、意見書（案）の朗読をいたします。

○議長（渡辺定己君） それはいいんだ。

○4番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、総務文教常任委員長、11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 陳情審査報告を申し上げます。

平成25年3月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成25年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成25年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後1時30分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、小貫課長、小貫総括主幹兼副課長、根本主幹兼副課長。

付託件名。陳情第9号 地方財源の確保を求める意見書提出の陳情について。

審査結果。陳情第9号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第9号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、請願第1号 災害時における人工透析施設への優先的水道水の確保（加配）を求める請願についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することと決しました。

次に、陳情第9号 地方財源の確保を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することと決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議

題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時01分

開議 午前11時02分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程の報告

○議長（渡辺定己君） ただいま、意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、日程第14として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、日程第14として議題とすることに決しました。

◎意見書案第6号及び意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、意見書案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）、意見書案第7号 地方財源の確保を求める意見書（案）の2件を議題といたします。

意見書案第6号についての提案理由の説明を求めます。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） それでは、意見書案を朗読させていただきます。

平成25年3月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、木原秀男、同じく大河原

正雄。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を、法律より保障するものであり……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（長田守弘君） はい、朗読省略させていただきます。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

1、福島県最低賃金については、2010年6月に行われた雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図る。

2、福島県の復興促進、労働人口の流出に歯どめをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。

3、中小、地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

4、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様。厚生労働大臣、田村憲久様。福島県労働局長、河合智則様。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、意見書案第7号について説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 意見書（案）を朗読いたします。

平成25年3月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

地方財源の確保を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第7号 地方財源の確保を求める意見書（案）。

地方はこれまで、極めて厳しい財政状況に置かれる中、自主的に財政改革や人件費削

減……

〔「朗読省略」の声あり〕

○11番（木原秀男君） はい、まとめます。

よって、本町議会は次の事項を実現するよう強く要望するものであります。

1、地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とすること。

2、自治体職員の人件費の決定に当たっては、従来どおり自治体の自主性（慣行）を尊重する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様。財務大臣、麻生太郎様。総務大臣、新藤義孝様。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号 地方財源の確保を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月5日から本日までの11日間にわたり開催され、平成25年度各会計予算等の重要案件を初め、42件の提出議案につきまして、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議を賜り、全議案を原案どおり議決いただきました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成25年度各会計予算は、東日本大震災からの復旧、復興、原子力災害対策事業、さらに第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の創造に向けての各種事業であり、復興と進化する町づくりが着実に前進するものと確信しております。

なお、会期中にお寄せいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり、可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬となり、日増しに暖かくなり、議員各位には今後一層ご多忙の日が続くと存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第7回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年3月15日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 仲 沼 義 春

署 名 議 員 木 原 秀 男

参 考 资 料

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	6
議案第117号 鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	6
議案第118号 鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定について	7
議案第119号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	8
議案第120号 鏡石町指定地域密着型介護予防のサービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	8
議案第121号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定について	9
議案第122号 鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について	10
議案第123号 鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について	11
議案第124号 鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定について	11
議案第125号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について	12
議案第126号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第127号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第128号 鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	15
議案第129号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第130号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第131号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	17

議案第132号	鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第133号	鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第134号	鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定 について……………	19
議案第135号	鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
議案第136号	国土利用計画（鏡石町計画）の策定について……………	21
議案第137号	鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結について……………	22
議案第138号	公共下水道災害復旧工事（境小分区）変更請負契約の締結について……………	23
議案第139号	平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）……………	24
議案第140号	平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………	30
議案第141号	平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	33
議案第142号	平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	36
議案第143号	平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）……………	39
議案第144号	平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算（第2号）……………	42
議案第145号	平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）……………	45
議案第146号	平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	48
議案第147号	平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）……………	52
議案第148号	平成25年度鏡石町一般会計予算……………	54
議案第149号	平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算……………	60
議案第150号	平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算……………	64
議案第151号	平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算……………	67
議案第152号	平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算……………	70
議案第153号	平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算……………	73
議案第154号	平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算……………	76
議案第155号	平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算……………	80
議案第156号	平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算……………	83
議案第157号	平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算……………	87
議案第158号	平成25年度鏡石町上水道事業会計予算……………	91
請願・陳情文書付託表……………		95

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第117号	鏡石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第118号	鏡石町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第119号	鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第120号	鏡石町指定地域密着型介護予防のサービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第121号	鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第122号	鏡石町道路標識に関する基準を定める条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第123号	鏡石町都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第124号	鏡石町歴史民俗資料館設置に関する条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第125号	鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について	25.3.15	可決
議案 第126号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第127号	鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第128号	鏡石町西原地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第129号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第130号	鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第131号	鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第132号	鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第133号	鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第134号	鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第135号	鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.5	可決
議案 第136号	国土利用計画（鏡石町計画）の策定について	25.3.15	可決
議案 第137号	鏡石町ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結について	25.3.5	可決
議案 第138号	公共下水道災害復旧工事（境小分区）変更請負契約の締結について	25.3.5	可決
議案 第139号	平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）	25.3.5	可決
議案 第140号	平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	25.3.5	可決
議案 第141号	平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	25.3.5	可決
議案 第142号	平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）	25.3.5	可決
議案 第143号	平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）	25.3.5	可決
議案 第144号	平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	25.3.5	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第145号	平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算 (第2号)	25.3.5	可決
議案 第146号	平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	25.3.5	可決
議案 第147号	平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3 号)	25.3.5	可決
議案 第148号	平成25年度鏡石町一般会計予算	25.3.15	可決
議案 第149号	平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第150号	平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第151号	平成25年度鏡石町介護保険特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第152号	平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第153号	平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第154号	平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計予算	25.3.15	可決
議案 第155号	平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第156号	平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第157号	平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	25.3.15	可決
議案 第158号	平成25年度鏡石町上水道事業会計予算	25.3.15	可決
意見書案 第6号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書 (案)	25.3.15	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
意見書案 第7号	地方財源の確保を求める意見書（案）	25.3.15	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
請願 第1号	災害時における人工透析施設への優先的水道水の確保（加配）を求める請願	採 択
陳情 第8号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採 択
陳情 第9号	地方財源の確保を求める意見書提出の陳情について	採 択

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
請願第1号	災害時における人工透析施設への優先的水道水の確保（加配）を求める請願	菊池 洋 畑 幸一	鏡石クリニック 和田知益 他3名	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第8号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について		日本労働組合総 連合会福島県連 合会 須賀川地 区連合 議長 牧野 桂男	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第9号	地方財源の確保を求める意見書提出の陳情について		日本労働組合総 連合会福島県連 合会 須賀川地 区連合 議長 牧野 桂男	総 務 文 教 常 任 委 員 会	採 択